

附属資料

附属資料目次

(結果報告書に引用している資料)

1 熊本地震における罹災証明書の交付状況等

(1) 熊本地震における罹災証明書の交付状況

資料 1-(1)-① 平成 28 年熊本地震 熊本市被災者生活支援ガイドブック (熊本市) …… 附 1

(2) 熊本地震における罹災証明書の交付に係る検証の実施状況

資料 1-(2)-① 平成 28 年熊本地震の対応に係る検証報告書における罹災証明書に関する記載
内容…………… 附 3

資料 1-(2)-② 東日本大震災の対応に係る検証報告書における罹災証明書に関する記載内容
…………… 附 51

2 大規模災害の発生に備えた罹災証明書の交付体制の整備状況等

(1) 罹災証明書交付業務の実施体制の整備

資料 2-(1)-① 災害に係る住家の被害認定及び罹災証明書の交付等について(北九州市)
…………… 附 56

資料 2-(1)-② 災害対策本部調査班活動マニュアル (長崎市) …… 附 65

(2) 罹災証明書の交付業務を支援するシステムの活用

(該当資料なし)

(3) 罹災証明書に関するマニュアルの整備

資料 2-(3)-① 熊本地震以外の災害に関するり災証明書発行マニュアル (熊本市) …… 附 72

資料 2-(3)-② 自然災害に伴う被害調査要領 (調査員必携) (熊本市) …… 附 82

資料 2-(3)-③ 宇城市版 家屋被害認定調査の手引き (マニュアル) (宇城市) …… 附 108

資料 2-(3)-④ 罹災証明書発行事務マニュアル (宇城市) …… 附 113

資料 2-(3)-⑤ 被害家屋調査マニュアル (大野城市) …… 附 117

資料 2-(3)-⑥ り災証明発行マニュアル (大野城市) …… 附 133

資料 2-(3)-⑦ り災証明☆虎の巻 (長崎市) …… 附 151

資料 2-(3)-⑧ り災証明 窓口受付マニュアル (長崎市) …… 附 162

(4) 民間団体との連携の促進

(該当資料なし)

(5) その他

資料 2-(5)-① 住家被害認定 自己判定シート (西原村) …… 附 169

資料 2-(5)-② 被害認定調査の実施を住民に周知するチラシ (甲佐町) …… 附 170

(結果報告書には引用していないが、市町村の罹災証明書の交付関係業務に参考となる資料)

資料 3-① 平成 28 年熊本地震に係る八代市被害認定調査実施計画兼マニュアル (八代市)
…………… 附 172

資料 3-②	罹災証明書交付業務マニュアル（別府市）	附 180
資料 3-③	風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領事務処理マニュアル（北九州市）	附 191
資料 3-④	罹災証明書の記載事項	附 217
資料 3-⑤	被災市町村における罹災証明書交付会場の選定及び運営に関する意見	附 218

（注）上記資料のうち調査において市町村から提供を受けたものについては、本報告書の附属資料として掲載することについて作成した市町村の了承済である。

資料 1-(2)-① 平成 28 年熊本地震の対応に係る検証報告書における罹災証明書に関する記載内容

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
1	<p>熊本地震の概ね 3 カ月間の対応に関する検証報告書 熊本県【平成 29 年 3 月】</p> <p>第 2 章 課題及び改善の方向性 第 3 節 被災者のすまいの確保 2 住家の被害認定から罹災証明書の発行</p> <p>【対応の状況】</p> <p>市町村による迅速かつ適切な罹災証明書の発行が可能となるよう、平成 28 年 4 月 20 日と 4 月 22 日の「災害救助法及び被害家屋認定事務説明会」を始めとして、被災者台帳・生活再建支援システムや認定事務に係る研修会をフェーズに合わせて行うとともに、4 月 28 日に市町村からの問合せに対応するためのコールセンターを情報企画課内に設置した。</p> <p>なお、住家被害の大きい熊本市、南阿蘇村、益城町等には、支援チームによる罹災証明書発行業務の支援が実施された。支援チーム内では、連日ミーティングを開催し、関係者間で情報共有を行うとともに、罹災証明書発行に向けた課題の速やかな解決に努めた結果、発災後概ね 1 か月後には申請のあった全ての市町村で罹災証明書の発行業務が開始された（4 月 15 日から 5 月 16 日にかけて、一次調査及び再調査による交付申請の受付を順次開始）。</p> <p>しかし、罹災証明書発行の前提となる被害認定調査の方法について、独自の調査票による調査を行った自治体の調査方法に問題があるのではないかという意見が他自治体から出された。そのため、県内市町村間の相互理解を図る目的で、市町村、県、国による意見交換会を行ったほか、内閣府作成の運用指針の簡素化及び各自治体が行う調査（被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査）と、民間の保険会社が行う地震保険損害調査の一本化について国へ要望した。</p> <p><住宅被害に伴う罹災証明書の交付件数></p> <p>・180,482 件（平成 28 年 11 月 13 日までの累計処理件数、県内発行 37 市町村合計）</p> <p>【円滑に対応できた点】</p> <p>○家屋被害認定に関する市町村支援・応援体制を手厚く実施 【知事公室】 【総務部】 【企画振興部】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳・生活再建支援システムの導入、事務説明会の実施、被害認定調査コールセンターの設置（発災から 3 カ月間は休日も対応）など、市町村による迅速かつ適切な罹災証明書の発行が可能となるような措置を講じた。 被害認定調査に係る被災地自治体への応援職員派遣についても、県庁内各部署（危機管理防災課、人事課及び市町村課等）と連携し、県職員、県内市町村職員、他都府県職員及び県外市町村職員の派遣調整を速やかに行った。 被害認定基準について、市町村の調整会議や意見交換会を開催し、県及び市町村間で情報を共有。 <p>○罹災証明書の交付に係る業務の市町村支援 【知事公室】 【企画振興部】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の交付に係る業務を効率的に行い、罹災証明書に基づく各種の被災者支援制度を漏れなく実施するための「被災者台帳・生活再建支援システム」及び必要な機材について、支援チームの支援を受けて、被害の大きかった 17 市町村における導入を支援した。また、その他の 3 町村においては他システムを導入した。 <p>【課題となった点①】</p> <p><u>①公平性の確保</u></p> <p>○市町村間の調査判定方法の調整に苦慮 【知事公室】 【健康福祉部】</p>	213 ～ 219

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震においては、住家被害認定調査2次調査の際に、熊本市が独自の調査票を用いて被害調査を行ったことから、それ以外の18市町村から県に対して被災自治体間の調整等を求める申入れがあった（平成28年9月5日付）。そのため、2次調査に関する調整会議や意見交換会を開催して調整を図った。国の防災基本計画において、県には広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整が定められているが、住家被害認定調査は市町村の自治事務であり、当該調整に関して対応に大変苦慮した。 ・県域を超えた調査方法の調整が必要となった場合は、更に調整が困難となることが予想される。 <p>（時系列）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月下旬～県では、被害認定に係る調査・判定方法に市町村間のばらつきが生じないように、大学や研究機関の支援のもと、発災直後から研修会を6回開催するなどのシステム導入に向けた支援を行うとともに、コールセンターを設置し、市町村からの相談にも対応。 ・7月5日 熊本市の2次調査の調査票が内閣府指針準拠のものとは異なるのではないかとの情報が県に寄せられる。 ・7月上旬 熊本市の2次調査の状況についてヒアリングを実施。 ・8月 熊本市の調査票について、内閣府に確認を依頼。 熊本市へのヒアリング結果、内閣府の見解などをもとに、関係市町村担当者や、担当課長との協議を3回実施。 ・9月5日 18市町村から県に対して、判定基準等について、県において調整を行うよう申し入れ。 ・9月16日 「熊本地震」住家被害認定2次調査に関する市町村調整会議を実施。熊本市から「2次調査の迅速実施のために独自の調査票を使用しているが、内閣府指針に沿って行っている」旨の説明がなされ、各市町村長とも、熊本市の説明を了解される。 ・10月3日 9月16日の調整会議を受け、熊本市から、調査票記載欄の追加等の改善を行ったとの報告を受ける。 ・10月7日 上記調査票を各市町村に参考送付 <p>【課題①に対する改善の方向性】</p> <p>○市町村担当者向け被害認定調査研修 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から、被害認定調査の目的や調査方法等について、市町村職員への研修を行う。 <p>○県及び市町村の間の情報共有の仕組みの検討 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書が生活再建の前提となっており、公平性が強く求められることから、複数の市町村において被害認定調査を行う場合には調査方法等について県及び市町村間で情報共有し、可能な限り統一した取扱いとする。また、他の被災県との情報共有を行う。 <p>【課題となった点②】</p> <p>②人材確保</p> <p>○住家被害認定調査を行うための人材確保が困難 【知事公室】 【健康福祉部】 【土木部】 【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営等、多くの災害関連業務に労力を割かれる中、判定基準の確認など対応に追われた。 ・特に二次調査については詳細な調査を行う必要があることから、多大な人員が必要となり、被災市町村職員だけでは対応が困難。 ・住家被害認定調査については、専門資格や経験のない職員でも対応できるよう内閣府が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めているが、被災者の中 	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>には専門資格を持たない行政職員よりも建築士等の専門家による調査を望む方もいることから、建築士等の専門家を調査チームに加えた市町村もあった。しかし、住家被害認定調査を行うためには多大な人的資源を投入する必要があるうえに、建築士等の資格を有する人材については、他の官民の調査でも必要とされるため、その確保が困難であった。</p> <p>【課題②に対する改善の方向性】</p> <p>○<u>市町村における被害認定調査の進捗状況及び罹災証明書の交付状況の把握</u> 【関係部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に市町村の罹災証明書の交付を迅速かつ円滑に実施するために、被災市町村における被害認定調査の進捗状況及び罹災証明書の交付状況について、地域振興局等を通じて把握するとともに、遅れのある市町村に対しては応援のための職員派遣を行う。 <p>○<u>県民や市町村の負担を軽減する仕組みを国へ提案</u> 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保険会社の被害認定調査と各自治体が行う被害認定調査の一本化と、調査方法の簡素化を国へ要望する。 <p>○<u>被害認定調査を応援職員にもお願いすることを前提にしてマニュアル整備等、受援体制を整備</u> 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <p>【課題となった点③】</p> <p>③<u>住家被害について複数の調査が存在</u></p> <p>○住家被害について複数の調査が存在することで、被災者が混乱 【知事公室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害に関する調査は、各自治体が行う調査（被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査及び住家被害認定調査）と、民間の保険会社が行う地震保険損害調査があり、それぞれの目的や調査基準が異なることから調査結果が異なることについて、市町村や住民から、不満の声が多く聞かれるなど混乱が生じた。 <p>【課題③に対する改善の方向性】</p> <p>○<u>住民へ各種調査の意義等について事前から周知</u> 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <p>【課題となった点④】</p> <p>④<u>主管課について</u></p> <p>○多くの問い合わせ対応などで、災害対策本部が忙殺 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部で人命救助に関する事務を所管する職員が、生活支援に関する事務である罹災証明業務を兼務していたことから、住民・マスコミ・市町村等からの問い合わせをはじめ、多くの業務を並行して対応せざるを得なくなる等、災害時の事務分掌未整理が原因となる混乱が生じた。 <p>【課題④に対する改善の方向性】</p> <p>○<u>全庁的な業務継続計画（BCP）見直し</u> 【全部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に休止・縮小すべき業務の精査を行うとともに、災害対応に係る業務量が偏在しないよう部署間の調整を行う。 ・応援職員の活用を含めた業務体制の整備を行う。 <p>【課題となった点⑤】</p> <p>⑤<u>情報収集と公表のあり方</u></p> <p>○市町村の発行状況の集計等で混乱が生じた 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行状況の集計等についての詳細を定めていなかったため、非住家に係る調査件数を含めるかどうか等について、現場の市町村等をはじめとする関係者の混乱を招いた。 	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>【課題⑤に対する改善の方向性】</p> <p>○罹災証明に係る情報集約と公表のあり方を事前に整理 【知事公室】 【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付状況等を把握するための市町村（振興局）からの報告及び集計方法を事前に整理する。 	
2	<p>平成 28 年熊本地震検証報告書 大分県【平成 28 年 12 月】</p> <p>検証と今後の対応方針 第 2 避難者支援</p> <p>5 被災者台帳システム</p> <p>被災市町村における家屋被害調査や罹災証明書発行事務等を円滑に実施するとともに、被災情報を他の行政支援手続に遺漏なく活かすため、被災者台帳の作成についても検討が必要である。</p> <p>(1) 罹災証明関連業務の標準化</p> <p>ア 被災者台帳システム導入の検討及び実施体制の強化</p> <p>被災者台帳システムの導入について、仕様や必要な経費等について市町村と総合的に検討</p> <p>(課題と対応方針)</p> <p>被災市町村が行う罹災証明業務は、被災者の生活再建の第一歩となるため迅速性が求められるとともに、被災地における住家被害認定業務に係る調査・判定については公平性も求められる。今回の震災では、熊本県において十数万棟の住家被害がある中で、企業から提供を受けたシステムを活用した被災者台帳を作成して証明書の発行を行ったが、これにより業務の標準化が行われ、県外からの人的な支援が効率よく行われるとともに、行政支援の漏れを防ぐ面でも効果的であった。</p> <p>(具体的な取組内容)</p> <p>○被災者台帳システムの導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県で実際に利用しているシステムなどについてデモンストレーションを行うとともに、罹災証明業務を担当する市町村の担当者から意見を聴取。 ・同様の既存システムが数種類あることから、それぞれ使い勝手や費用対効果の面からシステムの導入を検討。 <p>○災害に係る住宅被害認定業務の実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な罹災証明の発行のためには、平時から住宅被害認定の制度について精通した職員の養成が必須であり、また、公平性を担保するためにも県単位で基準を統一した研修の開催が望まれるため、毎年度、市町村職員を対象に必要な研修を実施。 	55 ・ 56
3	<p>平成 28 年熊本地震の課題等に係る検討結果報告書 福岡県【平成 29 年 3 月】</p> <p>V 平成 28 年熊本地震における課題・改善の方向性・具体的な対応策 6 その他</p> <p>(5) 罹災証明書の迅速な発行</p> <p>総務部防災危機管理局防災企画課、消防防災指導課</p> <p><課題></p> <p>○市町村が発行する罹災証明書は、被災者が生活再建を進めるために必要であるが、熊本県では、被害認定調査のチェック項目の多さや発行事務に従事する職員の不足等により、罹災証明書の発行に時間を要した。</p>	62

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>○ 本県市町村では、災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定は締結されているが、罹災証明書発行に必要な職員を配置するための具体的な仕組みが構築されていない。</p> <p>○ 罹災証明書の発行は、被災者の生活再建のため、迅速性が求められており、災害に備え、被害認定調査の簡素化が必要。</p> <p>○ 被害認定の調査方法の統一を図るため内閣府の指針があるが、指針に強制力がなく、市町村ごとに調査・判定方法に差異がある。</p> <p><改善の方向性></p> <p>○ 罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進</p> <p>○ 熊本地震を踏まえ、国へ罹災証明に関する制度改正を提案</p> <p>【具体的な対応策】</p> <p>○ 市町村に対し、市町村防災担当者研修会（毎年度5月に開催）等において、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの早期導入について検討を行うよう要請。</p> <p>○ 熊本県から内閣府に対し「被害認定調査の簡素化」、「被災市町村の判断余地の縮小」、「住家被害認定調査の官民調査の一本化」、「支援が足りていない被災者に対する公的支援の仕組み」について制度改正を提案（平成28年9月）。</p> <p>○ 九州地方知事会から自由民主党本部や関係府省（内閣府防災、総務省、国土交通省）に対し、被害認定基準運用指針の簡素化、家屋被害認定調査などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般に係る国庫負担率の引き上げを行うよう提言活動を実施（平成28年11月）。</p> <p>※ 九州地方知事会においても検討</p>	4
4	<p>平成28年度宮崎県地域防災計画修正の主な概要 宮崎県【平成29年3月】</p> <p>2 熊本地震を踏まえた修正について</p> <p>③被災者支援に関する事項</p> <p>●熊本地震で起こった事象・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の体制不足により住家の被害認定や罹災証明の発行が遅れ、被災者の生活再建に影響が生じた。 <p>●修正概要</p> <p>【県・市町村】</p> <p>○罹災証明書発行体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 ・県は、市町村における職員育成や体制整備を促進するため、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図ることとする。 ・県は、住家等の被害の調査や罹災証明書の交付について、被災市町村に対し必要な支援を行うとともに、市町村において調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう調整を図ることとする。《地震編、共通編》 <p>●熊本地震で起こった事象・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内の15市町村において、罹災証明の発行手続きの迅速化や支援メニューの申請漏れ防止のため被災者情報を一元管理する「被災者台帳システム」を取り入れた。 <p>●修正概要</p>	4

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
4	<p>【市町村】 ○被災者の生活再建支援 市町村は、被災者の支援漏れを防ぐため、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとし、大規模災害における被災者支援業務の円滑な実施のため支援システムの導入についても検討することとする。《地震編、共通編》</p>	4
5	<p>平成 28 年熊本地震に係る被災地派遣職員活動報告書 千葉県【平成 28 年 11 月】</p> <p>第 2 報告内容について △：現地での対応が不十分だったもの ☆：派遣職員からの今後の取組みへの提案・改善案</p> <p>6 行政事務について (2) 罹災証明 △ 罹災証明書発行のために行う被災状況調査の執行体制が確立していなかった（当初応援職員は補助的な業務しか従事しなかった）。 ☆ 被災状況調査について、応援職員も含めた業務執行体制を早期に確立する必要があると感じた（応援職員にも初期段階から本格的な調査に携わってもらう）。 △ 応援職員による混合チームで作業を行っており、また応援期間も異なっていたことから、調査の方法が正しく引き継がれていない事例があり、調査票と現場写真の突合作業などの事後作業が煩雑となっていた。 ☆ 罹災証明書の申請時に必要な添付書類や代替となるものをあらかじめリストアップしておくことスムーズに作業可能と思われた。 ☆ 統一的な結果が出せるように研修を充実させるといった対応策を検討した方が良いと感じた。</p>	17 ・ 18
6	<p>平成 28 年熊本地震支援の記録 ～都の防災対策の実効性向上に向けて～ 東京都【平成 28 年 11 月】</p> <p>第 4 章 平成 28 年熊本地震の支援の経験等から得られた防災上の教訓 V 早期の復興に向けて ③ 罹災証明書の迅速かつ円滑な発行 防災上の教訓 ■住家被害認定調査及び罹災証明書発行に係る膨大な業務量への対応 【教訓】 ○迅速かつ効率的な罹災証明書発行等にシステム導入は極めて有効であり、都としても都内区市町村のシステム導入を更に促進していく必要がある。 【説明】 ・罹災証明書は、被災者が各種の被災者支援制度の適用を受けるに当たって必要となるものであり、被災者の早期の生活復興に不可欠なものである。 ・熊本地震のような大規模災害発生時には、罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査等の業務量が極めて膨大(熊本地震においては、約 18 万 5,000 件が申請済。平成 28 年 10 月 24 日現在)であるため、罹災証明書を迅速に発行するためには、業務を効率的に行うことが必要である。 ・熊本地震の複数の被災自治体においては、都が区市町村と連携し導入を進めている「被災者生活再建支援システム」が導入され、その後、住家被害認定調査及び罹災証明書発行が迅速化するなど、システム導入の有効性が改めて証明されている。 ・都内区市町村が共通のシステムを導入することにより、罹災証明書の発行が円滑になる</p>	83 ～ 85

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>だけでなく、発災時の都内自治体間による相互応援や、共通のシステムを導入している他道府県の市町村との相互応援についてもより効果的になることが期待されることなどから、都内区市町村におけるシステム導入の効果は大きく、導入拡大を促進していく必要がある。</p> <p>■<u>住家被害認定調査及び罹災証明書発行に係る人材育成の重要性</u></p> <p>【教訓】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本地震においては、罹災証明書の発行等に膨大な人的支援ニーズが生じた。今回の経験を踏まえ、都においては、首都直下地震発災時に想定される膨大な業務量に対応する人材の育成が必要である。 ○罹災証明書の発行等に係る業務量は膨大であり、これに従事する多くの職員をマネジメントできる人材の育成が必要である。 <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震においては、他自治体からの応援職員を効果的に活用し、罹災証明書発行等の業務全体をマネジメントできる人材が不足し、一部の現場では混乱も見られた。 ・都ではこれまでも、罹災証明書発行等に係る人材育成を積極的に進めてきたが、首都直下地震の被害規模も踏まえ、住家被害認定調査及び罹災証明書発行に係る業務をマネジメントできる人材育成の強化が急務である。 <p>支援の経験等を通じて明らかになった事象・意見</p> <p>【被災自治体の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災後にシステムの導入を決定し、対応が遅れた。 ○受付及び交付窓口の職員確保も課題である。 ○発災直後から対応できるよう、庁内及び他自治体との連携が不可欠である。 <p>【派遣職員の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書発行に係る事務は庁内横断的な調整が必要となるが、被災自治体内で部署間の連携不足を感じるケースがあった。 ○罹災証明書発行に係る一連の業務を知っている職員がいないため、その都度の対応となっていた。 ○一連の業務に習熟している職員や、応援職員をマネジメントできる職員の育成が必要である。 ○家屋被害状況調査では、地元自治体職員のOBがボランティアで同行してくれた。土地勘があり、地元の人との信頼関係もあったため、非常に助かった。 ○事前の研修等で住家被害認定等について学ぶことはできたが、実際の現場では判定に困る事例が多かった。詳細な事例集や実地での研修等を行うなど、職員の認識を合わせておく必要がある。 <p>熊本地震における罹災証明書の交付受付件数と証明書発行件数の推移</p> <p>【分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後と中心として、申請に対する証明書の発行数が追いつかない状況が見られる。 ・罹災証明書の発行の長期化の傾向が見られる。 	掲 載 頁
7	<p>平成 28 年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について 岐阜県【平成 28 年 8 月】</p> <p>Ⅱ 熊本地震で明らかになった課題と地震防災対策の方針</p>	28

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>3 復旧対策</p> <p>(1) 被災者の生活支援</p> <p>① 罹災証明書の交付</p> <p>《課題・問題点》</p> <p>○罹災証明書交付の遅れ</p> <p>➢仮設住宅への入居や義援金の支給など、被災者が生活再建を進めるうえで、不可欠な罹災証明書の交付が、住家被害の調査を行う人員の不足や、証明書交付システムに不慣れであったこと等により、大幅に遅れた。</p> <p>《東日本大震災以降の取組み》</p> <p>○ 罹災証明書の交付について、県からの応援職員の派遣及び市町村間の相互応援に関する調整を行うことにより、市町村を支援する仕組みを記載した、「岐阜県災害対策マニュアル」を策定(H20.3)。</p> <p>○ 市町村の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・42 市町村中、15 市町村が「家屋被害状況調査マニュアル」を策定済み。 ・42 市町村中、20 市町村が「罹災証明発行業務マニュアル」を策定済み。 ・42 市町村中、39 市町村が罹災証明書の交付機能を備えた「被災者支援システム」を導入済み。 <p>【対策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に罹災証明書が迅速に交付できるよう、市町村の取組みを支援 <p><取組み方針></p> <p>○ 被災者や被災家屋の状況を管理するための台帳作成機能や、罹災証明書の交付機能などを備えた「被災者支援システム」未導入の市町村に対して、早急な導入を働きかけ。</p> <p>○ 市町村向けの罹災証明書交付業務に関する研修会を定期的開催。 [国]</p> <p>○ 県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を設定。 [市町村] 【再掲】</p>	
8	<p>平成 28 年熊本地震の課題検証報告 ～地震防災対策の強化に向けて～ 愛知県【平成 29 年 3 月】</p> <p><u>生活再建</u></p> <p>被災地における課題</p> <p>○住家の被害認定調査の迅速化</p> <p>○罹災証明書の交付体制の確立 (被災地において問題になった事象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付に 1 ヶ月以上の期間を要したことにより、支援措置に遅れ ・応急的な住宅の確保や住宅の修理等が遅れたことにより、避難所生活が長期化 <p>愛知県の地震防災対策（現状の取組）</p> <p>○住家の被害認定調査に係る研修の実施（144 名受講）</p> <p>課題等に係る具体的な取組方針(今後の取組)</p> <p>○内閣府（防災担当）とも連携し、罹災証明書の発行までのプロセスも含め、市町村の担当職員に対しての研修を充実させるとともに、市町村内での研修を促進するため、研修資料等の情報共有を図る。</p> <p>○研修の受講対象者を県職員（希望者）にまで拡大する。</p> <p>○研修受講者を対象にした登録制度「家屋被害認定士制度（仮称）」を創設し、災害時に</p>	31 ・ 32

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>おける迅速な体制整備を推進する。</p> <p>○被災市町村の応援のために派遣する県職員や市町村職員の能力向上を目的とする防災訓練を実施し、災害時応援体制を強化する。</p> <p>計画等への反映 「愛知県地域防災計画」 「第3次あいち地震対策アクションプラン」</p> <p>(参考)</p> <p>○防災対策有識者懇談会委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書をすぐに交付するためには、地籍調査と課税データの事前準備をしておく必要がある。罹災証明と応急危険度判定、地震保険の被害認定を同時にやらないと、人間のリソースが全く足りない。新しい仕組みを作ってほしい。 ・応急危険度判定と家屋被害認定をどう連携させ、どう区分するのかしっかり検討してほしい。 <p>○被災地応援職員・市町村・ボランティア団体へのアンケートから得た知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋一次調査を実施する際に、家主へ実施後のお知らせがなく配慮にかけていた。(市町村) ・災害時を想定した被害認定調査の方法や罹災証明書交付の事前準備を行うべき。専門的な知識を備えた職員が二次調査では特に有効であった。(市町村) ・家屋被害の二次調査において、調査班が不足し、罹災証明書の交付が遅れた。(市町村) ・被災者情報の集計様式などが県全体で統一されていれば、応援職員もスムーズに被災者支援業務を行えるのではないかと。(市町村) ・市町村行政が避難所運営に人手を割かれ、罹災証明等の通常業務が進まなかったために仮設住宅やみなし仮設住宅への入居など、次の支援が滞ってしまった。(ボランティア団体) <p>○国における検討状況 (熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告書))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関する各種調査は、災害対応システム全体の中で、それぞれが住宅の被害の状況を適切に評価し、人身等の被害拡大を防ぎ、また被災者支援の適用の根拠とするなどの役割を分担している。それぞれの調査では、類似の項目もあることを踏まえ、連携可能な分野(項目)の検討等を進める必要がある。 ・罹災証明書の交付の迅速化のため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成等を行う。 <p>(初動対応検証レポート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明の交付を支援するため、必要となる調査の雨天対策を講じるとともに、罹災証明のための調査を担当する調査員を各都道府県で平時から養成・登録する仕組みを構築する。 	
9	<p>熊本地震の応急対応に係る課題と今後の対応の方向性 三重県【平成28年9月】</p> <p>第6 罹災証明及び被害認定調査</p> <p>1 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延</p> <p>(1) 問題点</p> <p>ア 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の知識等を有する職員の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付や被害認定調査について、被災自治体には専門的知識や経験を有する職員がおらず、応援職員に頼らざるを得なかった。(市町 支援先：御船町 支援内 	33 ・ 34

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>容：罹災証明事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員の多くは、罹災証明のための調査に関する知見を豊富に持っていたわけではないため、急きょ、現地で研修を受講することで実務に当たることとなった。(国) ・罹災証明書の交付について知見の乏しい応援職員に対し、現地で説明会を行うこととなり、それ自体が業務の増加になった。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援) ・技術系職員が不足することから、家屋被害調査であっても町役場や応援の職員においても事務系職員の十分な働きが求められる。(県派遣職員 支援先：大津町 支援内容：住家の被害認定調査) <p>イ 不統一な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や調査者によって一次調査の結果に違いがあったらしく、そのことが報道されたことで、二次調査の依頼が殺到しているようだった。一次調査の調査方針を全市町の調査者で共有し、統一した調査を実施することで、二次調査の申請件数を減らすことができるのではないかと思う。(県派遣職員 支援先：大津町 支援内容：住家の被害認定調査) <p>ウ 制度等の周知不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付についてマスコミが取り上げ、多くの住民が申請に来ることにより膨大な業務量となった。中には対象外や不急の場合も早期に申請にきてしまい、対応が遅れる一つの要因となった。制度と活用方法について正しい理解が得られるよう、被災者に周知する必要がある。(市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明事務) <p>エ 調査結果の煩雑な処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査の結果について、発災後、熊本県が導入したシステムと、それまで運用していたエクセルデータ両方に入力する必要があり、二度手間であった。(市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明事務) <p>(2) 現在の取組状況</p> <p>ア 三重県地域防災計画</p> <p>(ア) 県と市町が連携して実施する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付 「市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。」こととしている。 <p>イ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に係る研修について、全市町職員向けには毎年度1回、また、市町からの依頼に応じて個別に開催し、職員の養成を図っている。 <p>ウ 国における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明の交付を支援するため、WGで検討した上で、罹災証明のための調査を担当する調査員を各都道府県で平時から養成・登録する仕組みを構築する。 <p>(3) 課題</p> <p>ア 県及び市町としての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の検討を踏まえ、平時から罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に係る職員の養成・登録を行っておくことが必要である。 <p>(4) 今後の対応の方向性</p> <p>ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度：罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事した経験のある職員や 	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	研修を受講した職員の名簿を作成するとともに、発災時には住民に対し、制度等を周知。名簿は随時更新	
10	<p>平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえた課題と対応策 滋賀県（平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえた地震対策検討プロジェクトチーム）【平成 29 年 2 月】</p> <p>II 課題と対応策の取りまとめ (1) 受援と市町への支援</p> <p>2) 市町への支援 【現状】 大規模災害発生時、市町によっては災害応急対策に必要な職員、備蓄物資、車両等が不足する場合もありうる。 このため、滋賀県市長会および滋賀県町村会では、それぞれ構成市町間で相互応援協定を締結するとともに、市町によっては他都道府県に所在する市町と協定を締結しているところである。しかしながら、応援・受援に関する具体的な方法、手順等については、定められていない。 県からの支援としては、地域防災計画に基づき、市町からの要請に応じて職員を派遣するとともに、災害対策基本法第 53 条第 6 項を踏まえ、必要に応じ「情報連絡員」を派遣することとしている。</p> <p>イ 被害認定業務支援 【課題】 ・熊本地震では、家屋の被害認定や罹災証明の発行事務に相当の時間を要したところであるが、県として市町業務の支援について検討する必要がある。 【対応策】 ・住家の被害認定業務を実施できる人員育成のため、効果的な研修の実施などを検討する。また、民間の協力を得るため、関係団体との協定締結を検討する。県内の市町間での相互応援が円滑に機能するよう市町と連携して検討する。 【対策を講じるに当たっての視点】 熊本地震の災害応急対策において、避難所運営等に市町職員が割かれ、災害対応に遅れが生じたことを踏まえ、本県が被災した場合における市町間の協力体制構築への支援を含めた連携の強化や県が被災市町を支援するため平素から取り組む事項について整理、検討する。また、人材不足に対応できるよう必要に応じ民間団体等との応援協定の締結を検討する。</p>	4・6
11	<p>平成 28 年熊本地震 支援活動記録<熊本県大津町への支援> 大阪府【一】</p> <p>2. 取組みの内容 (2) 大津町現地連絡所の活動</p> <p>⑤ 家屋被害認定支援 4 月 25 日（月）の国の対策本部において、安倍総理が「被災家屋の被害認定、り災証明書の交付等に最優先で取り組む」との発言をされたことを受け、県庁での関係機関によるミーティングの内容の大半は「住家の被害認定調査」に関することであった。 5 月 2 日（月）から 15 名体制（3 名×5 班体制）で実施したい旨の大津町の意向を受</p>	5～9

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>け、人員の確保を最優先に取り組み、府内市町村職員、熊本県職員・熊本県内の国家公務員・町職員で何とか体制を確保できることとなった。</p> <p>家屋認定調査への支援は、急遽の対応だったため、当初は、家屋調査資料を各自が夜遅くまで勉強して対応した。被災家屋を1軒1軒外から見て、傾き具合や外壁の亀裂の状況などを記録していく地道な作業であるが、り災証明の基となる重要な調査であり、日差しが厳しい屋外での業務は大変であったが、防災服に身を包んだ調査員は所々で感謝の声をかけられ、復興支援のために頑張らねばという気持ちで取り組んだ。</p> <p>1次調査の取組みを続けながらも、今後の2次調査を見据え、家屋調査と窓口業務の人員体制について、町役場幹部や熊本県庁職員と協議調整を行っている中、熊本市において、1次調査より2次調査の結果の方が「被害程度が小さい」と判定された場合、1次調査の結果を採用するという報道があった。その影響か2次調査の申請が増え、第8班(6/2～8)が到着した時点では約300戸の申請が出ているのに対し、4チーム体制で、1日8件の調査という状態で、如何に対応するかが課題になっていた。</p> <p>そこで、ストップウォッチで標準的な作業時間を算出したところ、作業3時間の内、1時間半が測量及び図面作成に必要となっていた。調査時に家屋の平面図が無い場合、フリーハンドでの図面作成にかなりの作業時間を割いている状況の改善を図るべく、固定資産税算出の平面図を活用すること等での効率化を進めた。</p> <p>2次調査は、家主立会いの下、家屋の外壁の損壊箇所や損壊程度を確認するとともに、屋内の全ての部屋、廊下の天井、壁、建具などの損壊箇所や損壊程度を確認する作業で、1次よりも調査項目が多く、また、大津町には広い住宅が多く、加えて、調査エリアが広範囲に点在していたため、1日で2～3件しか調査が実施できない状況が続いた。</p> <p>そのため、班数を拡充するとともに、1班で1日4件調査している益城町支援チームと情報交換を行い、被害結果算出は調査終了後にまとめて行っているなどのハウハウを聞き、すぐに大津町での調査に導入するなどの工夫を続けた。</p> <p>第9班(6/8～14)の派遣の頃になると、家屋調査班・メンバーが違っても共通認識が図れるような調査時の注意点や流れがわかるものを作成したいとの話が津町よりあったため、実際に2次調査を行った派遣職員が「住家被害認定調査(2次調査)フロー」を作成し、これをもとに随時ブラッシュアップを図っていくことにした。</p> <p>【ノウハウの一例】</p> <p>①家屋平面図の事前準備：これまで、家屋平面図は、調査現場において作成するという方法が採られていたが、固定資産税台帳に添付されている家屋平面図を活用し、調査実施前に家屋平面図を準備する。</p> <p>②調査行程の効率化：調査対象家屋を「規模別」、「家屋平面図」の有無などで分類し、1件当たりの調査時間の目安を設けることにより、1日の調査行程の効率化を図る。</p> <p>⑥ 窓口等支援</p> <p>第5班(5/15～21)の派遣から被災された町民の方々に対するり災証明書の発行業務と、り災証明書を受けられたの方々に対する生活再建支援相談の窓口業務等の支援を行うことになった。</p> <p>第5班が町役場に到着後、早速、業務説明会を兼ねた引継ぎがなされ、5月16日(月)午前中にり災証明発行システムのテストを行い、午後から窓口業務を開始した。しかしながら、開始時刻よりも早めに到着される被災者の方が多く、前倒しのスタートになった。</p> <p>り災証明は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊といった家屋被害の程度を公的に証明するもの、相談業務はその判定結果に応じて受けることのできる生活再建支援金や貸付金制度など公的支援制度の説明等を行うもので、それぞれ密接に関連している。府職員にとって、住民の方々と直接やり取りを行う窓口業務は、多くはないが、スムーズに</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>業務が進むよう、被災された住民の方々に対し、真摯に丁寧な対応を心掛け、被災者の方々に寄り添って、お話をじっくりと伺いながら業務を進めたこともあり、特に大きなトラブル等が起こることはなかった。</p> <p>ただ、大津町では、り災証明書の申請を受けて被害調査を実施した後、まず、住宅被害が「全壊」の方々、続いて「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の順に、り災証明書を交付する形で日時を指定した通知書を郵送していたが、その通知書には判定結果であり災区分が記載されておらず、窓口に来て初めて結果を知ることになっていた。同じように判定結果に納得がいかないケースでも、事前に知っているか否かで、窓口での対応の仕方や時間に違いが出てくることから、判定結果は予めお知らせした方が良いのではないかと町に提案し、以後、通知書に判定結果が記載されるようになった。</p> <p>当初は1日60名程を対象と想定していたが、日々新規の申請が出てくる状況にあり、り災証明書の交付を如何に円滑に、スピードアップして発行していくかが課題となり、途中からは1日の受付を100名、150名と大幅に増やすこととなった。</p> <p>そのため、窓口ブースも増設する必要があると、その要員は、家屋被害認定の1次調査の支援に来ていた府内市町村の職員の数名を窓口業務に移ってもらうことで対応した。</p> <p>その後、6月の中旬になると、天候により差があったが、被害の大きい住家の申請のピークが越えたこともあったのか、1日の来庁が90名程度の日も出てきた。その分、被災者と向き合う時間がこれまでに比べて確保することができ、大津町長が話されていた「被災者の心に寄り添った対応をすること」に、しっかりと対応できたのではないかと考えている。一例だが、窓口にこられた被災者が涙しながら「遠いところから応援に来ていただいた、本当にありがたいこと。私たちも頑張らないといけない」と感謝の言葉をいただいたこともあって、疲れがあるもののモチベーション高く支援を続けることができた。</p> <p>3. 取組みの成果</p> <p>①大津町での支援では、町からのニーズに応じた物資拠点での物資の仕分け・搬出入、避難所運営、災害廃棄物仮置き場、窓口業務や家屋被害認定調査等の段階に応じた業務に必要な職員を派遣したことで、効果的な支援へとつながった。</p> <p>②窓口業務や家屋被害認定調査などの業務については、府内市町村の協力を得たことにより、被災地の復旧に貢献したものと考えている。また、派遣職員も実践的な業務を経験することができた。</p> <p>4. 今後の教訓(大阪府の災害対応能力の強化に向けて)</p> <p>この教訓は、大津町現地連絡所での活動に関する教訓だけではなく、熊本地震に関して、大阪府の災害対応の能力の強化に向けての対応等を記載したものです。</p> <p>(4) 生活再建</p> <p>【熊本地震における教訓】</p> <p>②家屋被害調査・り災証明書発行の遅れ、体制の準備不足</p> <p>【教訓を踏まえた大阪府の対応】</p> <p>②家屋被害認定調査員の確保、り災証明発行業務のシステム化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害認定調査員の増員に向け、市町村職員を対象として被災地派遣職員等を交えた、より実践的な研修を実施 ・被災者支援システム未導入の市町村に対し、システム導入を働きかけ 	
12	<p>平成 28 年熊本地震への対応（被災地支援 100 日の記録） 兵庫県【平成 28 年 9 月】</p>	62 ～ 64

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>IV 各分野における支援の内容</p> <p>7 被災者の生活再建支援</p> <p>(1) 家屋被害認定調査 (被害状況と被災地の対応)</p> <p>家屋被害認定調査は、被災者支援の基礎となる罹災証明書の発行に直結するため、早期の実施体制の確立と調査着手が望まれた。</p> <p>益城町では、4月30日に、全棟調査の計画の下で、5月末日までの完了を目指して第1次調査を進めることとなった。1次調査については、6月5日をもって終了。6月6日から、2次調査を実施している。</p> <p>(支援の内容)</p> <p>① 関西広域連合による家屋被害認定支援要員の派遣</p> <p>第1次調査については、4月27日に益城町の要請を受け、淡路市の経験者2人を派遣し、作業準備に着手した。同日、総務省から、関西広域連合、東京都、福岡県に対し、被害認定支援要員80人の派遣要請があり、関西広域連合では、4月30日から5月27日まで、4陣にわたり89人を派遣した。このうち、兵庫県からは、県内市町に要請し26人を派遣した。</p> <p>2次調査については、6月15日から7月12日までの予定で派遣を開始したが、申請件数が日を追って増加したため、7月19日まで期間を延長して、5陣にわたり84人を派遣した。このうち、兵庫県からは5陣にわたり44人の市町職員を派遣した。特に、最終の第5陣の派遣では7月中の調査完了に資するよう市町の協力を得て14人を確保した。</p> <p>調査は、役場OBや土地家屋調査士等の案内役と派遣職員の調査員2人の3人が一組で調査に当たった。1次調査では1日40～50件、2次調査では1日4件をこなした。</p> <p>支援の結果、1次調査は概ね1か月で9割程度を終了し、罹災証明書を発行できる段階に至った。2次調査は、7月に入っても申請が途切れなかったが、7月中で完了の目処がつくまでに至った。</p> <p>大津町については、大阪府を中心に、第1次調査として4月30日から6月20日まで、第2次調査として5月27日から7月14日まで84人の家屋被害認定支援要員を派遣した。このうち、第1次調査の第3陣の際に、加古川市が2名を派遣した。</p> <p>② 関西広域連合以外の調整による家屋被害認定支援要員の派遣</p> <p>政令指定都市市長会の調整により熊本市を応援することとなった神戸市から、5月9日から8月24日現在まで16次にわたり、68人が熊本市に派遣された。</p> <p>また、全国町村会の調整により、本県からは、多可町と香美町が応援派遣を行うことになり、多可町は4月30日～5月14日まで2次にわたり4人を御船町に派遣した。香美町は6月25日～30日に大津町に、7月25日～29日に嘉島町にそれぞれ2人を派遣した。</p> <p>(支援の成果・課題・教訓)</p> <p>関西広域連合では、発災直後の4月16日の段階で家屋被害認定支援要員8人を派遣し、熊本県に対して被害認定の早期実施を助言したが、被災建築物応急危険度判定などの初動・応急的な業務を優先せざるを得なかったことから、早期実施体制には至らなかった。</p> <p>益城町では、役場OBや土地家屋調査士等の案内役が配置されていたほか、2次調査に当たっては、家屋課税の平面図等の現地確認用資料が整備されており、また調査員向けに調査方法のビデオが作成されており有益であった。混乱した中、一部で連絡不行き届きがあったものの、概ね受け入れ態勢が整っており、総じて円滑な調査が行われた。</p> <p>益城町の調査方針として、住民の申請を待たずに全棟調査を実施することとし、外観</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>目視による1次調査を行ったうえ、再調査希望者に対して屋内調査を含む2次調査を実施することで調査に臨んだ。この結果、店舗、倉庫等の非住家やカーポート等の工作物など、罹災証明が不要な建物まで多く調査することとなり、1次調査終了時の調査件数は、当初益城町が見込んだ16,500棟を大幅に上回る18,562棟となった。また、2次調査の申請件数が1次調査による罹災証明発行件数の4割にのぼるなど、非効率な結果となった。</p> <p>(2) 罹災証明書の交付 (被害状況と被災地の対応)</p> <p>熊本市など早いところでは4月15日から申請受付を開始し、交付も4月中に始まった。益城町では、5月1日から罹災証明書の申請受付を開始し、交付は5月20日からグランメッセ熊本駐車場のテント内特設会場において開始した。5月上旬に、防災担当大臣から罹災証明書の発行を5月末には終える見通しとの発言があり、罹災証明書の発行を優先して業務が進められた。</p> <p>5月末での全県の交付率は60%弱にとどまり、6月末も80%弱であったが、7月末に一気に上昇し、8月29日現在で102.8%。益城町の交付率は、5月末で60%弱であったが、7月末で上昇して90%を超え、8月29日現在で94.0%となっている。益城町では、家屋被害が熊本市に次いで多かったこと、全数調査の方針の下で家屋被害認定調査の実施に時間を要したことから、交付がやや遅れた。</p> <p>(支援の内容)</p> <p>益城町では、5月6日からの中央公民館での申請受付開始に際して、関西広域連合から徳島県3人が支援に当たるとともに、5月20日からの交付に際しては、関西広域連合から滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県が全国知事会（群馬県）とともに6月5日まで7～13人の体制で支援に当たった。その後は、和歌山県と鳥取県が、全国知事会（北海道、山形県、山梨県）、福岡県とともに12～16人の体制で支援に当たった。</p> <p>なお、本県からは、政令指定都市市長会の調整により熊本市を応援することとなった神戸市が、5月2日から5月31日まで5次にわたり、罹災証明書発行支援員50人を同市に派遣した。</p> <p>(支援の成果・課題・教訓)</p> <p>罹災証明書発行は、被災者生活再建支援金や義援金の交付、住宅の応急修理や公費解体などの各種申請の基礎となるため、被災者の負担を考えれば、罹災証明書の発行だけを先に進めるのではなく、これらの申請受付を一元的に進めることも必要であったと考えられる。</p>	掲 載 頁
13	<p>熊本地震等の課題等を踏まえた修正（案） [奈良県地域防災計画検討委員会の主要議題] 奈良県（地域防災計画検討委員会）【平成29年3月】</p> <p>(4) 罹災証明、被害認定調査 (課題及び問題点等)</p> <p>ア 被害認定調査の早期実施と罹災証明の速やかな発行が必要</p> <p> a 住家の被害認定調査が進まず、罹災証明の発行が遅れた</p> <p>イ 被害認定調査の調査員の増加、育成が必要</p> <p> a 被災自治体での専門的知識を有する職員の不足</p> <p> b 応援職員が被害認定調査について知識が不足</p> <p>ウ 県内市町村間での調査基準や様式の統一及び調査方針の共有が必要</p> <p> a 調査結果判定に至る調査基準が市町村間や調査員間で統一されていなかった</p>	5

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>b 市町村間で様式が統一されていなかったり、調査方針が共有されていなかったため、多数の被災者が不公平感を感じ、二次調査依頼が殺到した</p> <p>エ 罹災証明の発行や、被害認定調査についての被災者への周知が必要</p> <p>a 被災者への制度や調査についての理解がされていなかったため、多数の申請があり事務量が増加し対応が遅れた</p> <p>オ 罹災証明の発行は、発災後1ヶ月ぐらいから始める必要があるため、事前にどのような準備があるかを平常時に確認しておく必要がある【委員会意見⑳】</p> <p>カ 罹災証明書の交付の迅速化を進めるため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成等を行う【報告書㉑】</p> <p>キ 市町村の罹災証明書の基準や様式を統一することが望ましい【委員会意見㉒】</p> <p>ク 関西広域連合内での罹災証明発行スタイル統一を検討すべき【委員会意見㉓】</p> <p>ケ 住宅に関する各種調査は類似の項目もあることから、連携可能な分野（項目）の検討等を進める必要がある【報告書㉔】</p> <p>被災者台帳</p> <p>コ 市町村における既存のデータベースを活用した被災者台帳の整備の取組を促進する必要がある【報告書㉕】</p> <p>(対応の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への住家被害認定調査研修の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・より具体的な被害認定を実施する研修の実施 ・被害認定後の罹災証明発行時の研修 ・市町村職員の実務的な研修派遣への支援 ・災害時に必要な事前準備の必要性や準備方法等を支援（オ【委員会意見㉑】） ・国における指針の見直しや簡略化への動向を注視し、市町村への支援を検討（オ【委員会意見㉑】） ・被災建築物応急危険度判定と罹災証明の連携については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で方針が示されれば、従っていきたい（ケ【報告書㉔】） ・「家屋被害認定業務研修プログラム」を開発している関西広域連合との連携を図る罹災証明様式の統一を関西広域連合広域防災局内で検討するよう提案する（ク【委員会意見㉓】） <p>[備考] 平成28年度に、県内の調査方式及び様式を原則内閣府が採用している方式で統一した（キ【委員会意見㉒】）</p> <p>被災者台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳を作成にあたり、システム整備等について市町村に対し情報提供などの支援を行う（カ【報告書㉑】、コ【報告書㉕】） 	
	<p>「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」への対応（案） 奈良県（地域防災計画検討委員会）【平成29年3月】</p> <p>3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援</p> <p>3-1. 住まいの場の円滑な確保 (現状と課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅等の被害に関する各種調査に係る説明の不足等 ○避難生活の解消に向けた判断材料の不足 ○各地方公共団体の調査手法の不統一 ○生活再建の上で迅速な被災家屋の解体・撤去は重要な課題 	3

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>(実施すべき取組)</p> <p>住宅に関する各種調査は、災害対応システム全体の中で、それぞれが住宅の被害の状況を適切に評価し、人身等の被害拡大を防ぎ、また被災者支援の適用の根拠とするなどの役割を分担している。それぞれの調査では、類似の項目もあることを踏まえ、連携可能な分野（項目）の検討等を進める必要がある。</p> <p>→(対応（案）)</p> <p>住家被害認定調査の調査票について、最初の一步として、奈良県内においてはできるだけ内閣府様式に統一する。内閣府様式を前提として、市町村職員に対して実践的な研修を継続・強化して実施する。また、受講者・認定調査経験者の登録を継続する。</p> <p>被災建築物応急危険度判定と罹災証明の連携については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で方針が示されれば、従っていきたい。</p> <p>(実施すべき取組)</p> <p>罹災証明書の交付の迅速化を進めるため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成等を行う。</p> <p>→(対応（案）)</p> <p>被災者台帳作成等の支援やシステム化についても検討していく。</p>	
14	<p>平成 28 年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について 山口県【平成 28 年 12 月】</p> <p>I 体制～災害対応体制の確保</p> <p>③市町の災害対応力の強化</p> <p>◇県職員の支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における県内市町の初動対応を支援するため、「県職員被災市町支援チーム（仮称）」派遣の仕組みを創設する。 <p>支援チームは、市町災害対策本部の運営等について助言するとともに、避難所運営、住家被害認定調査等の業務体制づくりを支援する。（H29.3 までに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援チームのメンバーや、大規模災害時に応援職員を指揮調整することが予想される市町職員を対象に、災害対策本部運営等に係るスキルアップ研修を開催する。（来年度実施） <p>◇市町職員の対応力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査等、市町職員が行う災害対応業務に係る研修を充実強化する。（今年度から実施） ・防災危機管理体制の一層の向上を図り、災害時の危機事態に的確に対応できるよう、市町長を対象としたセミナーを開催する。（来年度実施） 	6
	<p>III 避難～避難者支援体制の強化</p> <p>④生活再建に向けた支援体制の強化</p> <p>◇被災者支援事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳・罹災証明等に係るシステムについて市町と連携を図りながら早期導入を進める。（来年度以降導入） 	12
15	<p>平成 28 年熊本地震の対応について 大分市【平成 28 年 10 月】</p> <p>第 2 章 本市の地震対応について</p>	7・8

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>2 地震対応の個別内容</p> <p>(6) 被害状況調査等について 発災直後、社会基盤対策部を中心に被害状況調査を実施し、道路の破損などについて応急対応を行うとともに、住家の被害などの把握も行った。また、消防団も自主的に地区内のパトロールを行った。</p> <p>(7) 罹災証明書の交付について 防災危機管理課及び各支所・出張所で住家被害などの、罹災証明書の交付を行った。証明書交付にあたり、住家の被害認定調査は被災者救援部の住宅担当部で対応したが、未経験者が多かったこともあり、4月21日に県において開催された住家の被害認定調査に係る説明会に参加し、平成23年に改正された認定方法について説明を受け、認定調査に当たった。 今回は大部分が一部損壊であったため、写真判定などによる判定に基づき、交付を行ったが、一部、判定調査を必要とするケースがあったことから、被災者救援部の住宅対策班で認定調査に当たった。</p>	
	<p>第8章 今後の対応と総括等について</p> <p>1 災害対応等に対する検証について</p> <p>(2) 検証結果</p> <p>イ 本市において甚大な被害が発生した場合の対応について</p> <p>(ウ) 受援について 被災地に派遣した職員から、複数の機関から様々な窓口を通じてリエゾンやコーディネーター等職員が派遣されることにより情報の共有等に支障が生じやすい等の課題が挙げられた。 今後、業務継続計画（BCP）の見直しを図る中で、受援に関する必要な項目を洗い出し、マニュアルの修正や受援計画の作成に取り組むこととした。</p> <p>(エ) 復旧・復興について 被災者の生活に直結する応急危険度判定、被害調査、罹災証明書発行事務、みなし仮設住宅やごみ処理等の課題について検証し、各種マニュアル等の整備や組織の再編等を検討することとした。</p>	19
16	<p>平成28年熊本地震の記録（最終報告）－震災からの創造的復興をめざして－ 別府市【平成29年3月】</p> <p>第3章 各対策部・関係機関等の対応</p> <p>3.2 業務別対応</p> <p>3.2.6 住宅の被害認定・罹災証明書の発行 別府市ではこれまで罹災証明書を風水害の関連で年間5件ほど発行していたが、多数の住家被害に伴う罹災証明書の交付事務は経験がなかった。被災した市民から災害対策本部に多くの問い合わせがあり、総務対策部（課税課、収納課）を中心に4月17日（日）から準備を開始し、地震発生から2日後の4月18日（月）10時に、罹災証明申請・災害関係相談窓口を市役所1階レセプションホールに急きょ設置した。罹災証明に係る申請以外にも様々な被害相談を受け付けたが、多くの住民が来庁したため、受付窓口を増やした。地震による住宅の被害認定と、罹災証明交付については、十分な知識のある職員が少ないことから、4月21日に由布市役所庄内庁舎で県内自治体職員向けに大分県が開催した「住家の被害認定調査に係る説明会」に、総務対策部担当職員等4名が参加し、内閣府（防災担当）より、平成23年に改正された認定方法等の説明のほか、公平公正、迅速に行う必要がある旨の説明を受けた。</p>	55 ・ 56

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁						
	<p>罹災証明業務については、①罹災証明願の相談・受付、②被害認定調査、③証明書発行（郵送）の手順により行われた。罹災証明願は、当初記述式だったが、一部損壊等の被害が多いこともあり、簡易なチェック方式に変更して申請時間を短縮した。受付・相談業務には、総務対策部の管理職をはじめ税務担当課と危機管理課職員が中心となり担当し、各対策部からも多くの職員が従事したが、他の災害対応業務（避難所担当など）と平常業務への職員配置による人員不足から、下記機関に応援要請を行い、従事していただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県職員（4月25日～4月28日各3名） ・大分県市長会（県内自治体職員）（4月25日～5月6日各3名、5月9日～各2名） ・大分県行政書士会（5月9日～5月17日各3名） <p>また、申請の大部分が一部損壊であったため、外観判定による交付を行った。石垣やブロック塀等の被害は住家被害に含まれないことが口コミで広がると、石垣やブロック塀等の被害の申請は少なくなった。当初、判定に1件1時間かかっていたが、南阿蘇村等で判定業務等を行っていた民間業者に、5月10日から業務支援を依頼したことにより、外観判定で9割方認定が可能になるなど業務効率が著しく向上した。また、申請された方より被災度判定に対する疑問などご意見をいただくことが多くあったが、被災度を示す写真例により説明を行うことで判定に納得いただける事に繋がった。外観のみでは判定できない不同沈下等の被害については立入調査を行った。</p> <p>市役所1階レセプションホールには、一か所で被災者に必要な支援が提供される仕組みとして、市営住宅入居相談・申請や廃棄物等の被災者支援窓口も設置したが、相談が多岐にわたるため完全なワンストップとはならなかった。今後検討が必要である。</p> <p>罹災証明申請受理件数は、4月25日以降増加し、最初のピークは5月16日（165件）であり、罹災証明の第1次発送（初回の証明書発行）は5月20日になされ、1,224件を発送した。9月に申請がピークを迎え、その後徐々に減少し、平成29年3月から罹災証明受付窓口（市民サロン）を危機管理課へ変更した。</p>							
	<p>第5章 複旧・復興支援</p> <p>5.2 被災者の生活再建支援</p> <p>5.2.1 罹災証明書の発行</p> <p>被災した方々への支援が急がれることから、地震発生から2日後の平成28年4月18日（月）10時から罹災証明申請・災害関係相談が開始され、最初のピークは5月16日（165件）であったが、図5.2.1に示すように、9月末をピークに申請件数は激減し、交付割合は100%に近づいている。罹災証明受理件数と交付件数（交付割合）は、平成29年3月10日時点で、以下のようになっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>罹災証明受理件数</td> <td>7,993 件</td> </tr> <tr> <td>罹災証明交付件数</td> <td>7,970 件（交付割合 99.7%）</td> </tr> <tr> <td>窓口への相談件数</td> <td>11,167 件</td> </tr> </table>	罹災証明受理件数	7,993 件	罹災証明交付件数	7,970 件（交付割合 99.7%）	窓口への相談件数	11,167 件	87
罹災証明受理件数	7,993 件							
罹災証明交付件数	7,970 件（交付割合 99.7%）							
窓口への相談件数	11,167 件							
17	<p>被災地の復興を願って VI ～北九州市・平成28年熊本地震の支援活動～（平成28年4月～平成29年3月） 北九州市【平成29年4月】</p> <p>5 支援活動の報告 「熊本地震における家屋被害認定調査支援」</p> <p>5 第1次調査について</p> <p>調査方法については、本市の先発職員から実地調査を通じ学びながら進めていくという方法をとった。（第1陣の本市職員は既に建物調査についての研修を受講済み。）第1次調査については、それほど専門的な知識を必要とせず調査できる方法が確立されていたため、半日の実地調査で概ね調査方法を習得することができた。以降6月末まで、後から合流する本市応援職員に引継ぎを行いながら調査を実施する方式をとったが、短期</p>	93 ・ 94						

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>のローテーションでの業務においてこの方法は、非常に効率的であったと感じた。ただし、引き継ぎが正確に行われていかないと、後続の方の調査に影響が生じていく恐れがあるため丁寧な対応が不可欠であると感じた。</p> <p>調査は連日目標件数である 30～40 件／日程度行ったが、膨大な数の調査のため、このペースでも調査終了まで数ヶ月かかるといった状況であり、調査の効率化、更なる応援増強の必要性をひしひしと感じながら調査を行った。（中略）</p> <p>連日他都市からの応援が増強されていくにつれ、熊本市の公用車が不足してきたため、公用車のない班は公共交通機関やタクシーによる移動を余儀なくされていた。のちに本市の班は、熊本市職員が同行する 3 名 1 班体制から本市職員 2 名 1 班体制での調査に見直された。人的支援に加え、本市公用車の現地配備などの物的支援も行えたことで、本業務において熊本市の人員削減に貢献できたことは、大きなメリットであったと思う。</p> <p>6 第 2 次調査について</p> <p>第 2 次調査は、建物の規模や被害の程度によっては 1 時間以上かかるものもあり、1 日 5 件の調査がやっとの状況であった。加えて、第 1 次調査の判定結果より第 2 次調査の結果の方が被害程度が小さいと判定された場合でも第 1 次調査の結果を採用するという報道もあったため、その結果多くの再調査依頼が殺到したとのことであった。この時期は連日の暑さも相まって、本部職員、調査職員とも疲労困ぱいの状態であった。</p> <p>再調査依頼のあった家屋のほとんどは“無被害”や“一部損壊”の判定に不服のある方からによるものであった。外観調査では大きな被害を確認できないが、屋内は床が抜け落ちているものや傾いているもの、天井や内壁が崩落しているものなど、生活に大きく支障のあるものも少なくなかった。</p> <p>再調査の結果、第 1 次調査の判定結果を上回ったものが多かったが、後から聞くと熊本市全体でも 6 割を越える家屋の判定が重くなったそうだ。理由は、被災者に負担にならないようにとの配慮や調査の効率化を図るため独自の簡略化された調査シートを採用したことなどによるもので、県内の他の自治体と不公平感が生じているのではと問題視される報道などもあったようである。</p>	
	<p>「家屋の被害認定調査業務に携わって」 〈現地調査で困難であった点及び改善点〉</p> <p>1 次調査の派遣時に、まず困ったのは、調査の具体的な方法が事前に示されておらずマニュアル等も作成されていないことであった。そのため、派遣期間中に、具体的な調査方法や 1 日の調査の流れ、また宿泊施設などの現地情報を収集し、帰庁後直ちに資料（マニュアル）化して後発の派遣者に配布した。このマニュアルは、1 次調査及び 2 次調査の期間中を通じ、派遣者からの情報を基にリニューアルを繰り返して使用したため、大変効果的なものに仕上がっていった。災害対応等の非日常業務の場合、情報共有がいかに大切であるかを痛感した。</p> <p>また、1 次調査の方法についてであるが、私が調査に従事した震災直後は、前述したローラー調査であった（後に申請があった建物のみ調査するポイント調査に変わった）ため、被害を受けていない建物についても調査を行うなど非効率であった。被災家屋が数百棟程度の災害であれば全棟調査も有用と思うが、今回のような大規模災害では、調査のスピード化を図るためにも、最初からポイント調査を採用すべきであったと思う。</p> <p>〈本市の防災に必要なこと〉</p> <p>今回の派遣では、家屋評価業務の経験を有することが参加要件とされていたため、当初、財政局内の経験者を派遣したが、派遣期間が延長されるとすぐに要員が不足し未経験者を派遣することとなった。1 次調査は、家屋評価経験がなくても十分対応できる業務であるため、今後、本市で大規模災害が発生した場合や他都市に派遣協力する場合に備え、昨年 11 月に危機管理室が希望者向けに実施した「被害認定調査研修」を今後定期的で開催し、できれば全職員に受講を義務づけるなどして、対応できる職員を多数養成しておく必要があると思う。</p>	98 ・ 99

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>なお、被害認定結果について、自治体によって開きがあるといったマスコミ報道が相次いだこともあり、調査時期によって熊本市からの指示が若干ブレたため、現場が混乱することがあった。災害発生の初期段階で判断することは難しい点もあると思うが、本市が被災した場合、できるだけ早期に具体的な調査方法等を決定できる体制をつくり、スムーズな調査を行うことができるよう備えておく必要があると思う。</p>	
	<p>「熊本市における「罹災証明書発行」の支援について」</p> <p>■求められる支援は</p> <p>今回の派遣においてもっとも反省すべき点は、熊本市役所の状況に対する事前の情報収集が不足していた点である。</p> <p>熊本市役所が組織として様々な業務に忙殺されており、他都市からの応援職員に対応する余裕がない状態であった。出来る限り受け入れ自治体の手間を煩わせない、自己完結型の支援が求められていると強く感じた。</p> <p>そのためには、本市からの派遣職員グループ同士が業務を行いながら引き継ぎを行い、ノウハウを確実に現地で継続させていく必要がある。実際に他都市の応援職員はスムーズに引き継ぎが行われていた。</p> <p>危機管理室に状況を報告し、派遣職員の一部を期間延長することで、我々以降の派遣において、引継ぎの問題は多少改善が図られたと聞いている。</p>	101
18	<p>「平成 28 年熊本地震」支援活動記録 福岡市【平成 29 年 4 月】</p> <p>第 1 部 平成 28 年熊本地震 福岡市被災地支援活動レポート ～今後の災害対応につなげるために～</p> <p>第 2 章 福岡市が行った「自己完結型支援」とは 第 1 節 支援物資</p> <p>1 ニーズの的確な把握</p> <p>なお、物資と異なり、り災証明の発行など専門性を持った職員派遣などについては、相当数のマンパワーが必要であり、全国の自治体から派遣していく必要がある。</p> <p>併せて、各都市が経験した過去の災害に基づくノウハウと人材を、迅速に活用できる仕組みを事前につくっておくことも重要である。</p>	1-5
	<p>第 2 部 福岡市の新しい取り組み 第 1 章 福岡市の新しい取り組み</p> <p>4 広域応援体制の構築</p> <p>福岡市では、福岡市長が提案して設置が承認された九州市長会防災部会の事務局を設置し、新たな相互支援体制の検討を進めている。</p> <p>国や県による広域支援については、その体制を本格化させるまでの間に一定の期間が必要になることから、広域支援が本格化するまでの期間について、実行部隊を持つ基礎自治体の力で支援する体制を構築することとした。</p> <p>また、熊本地震で広域支援を担った九州地方知事会とも連携し、双方の強みを活かして迅速かつ切れ目のない被災地支援を実施することで確認・合意した。</p>	2-3
	<p>第 3 部 支援活動の記録 第 4 章 被災自治体への支援内容～WITH THE KYUSHU の理念のもとに～ 第 2 節 人的支援</p> <p>7 被害認定調査・り災証明書発行業務支援 (4) り災証明書の発行に係る住家被害認定調査業務支援（1 次調査）（財政局・各区）</p>	3-39 ・ 3-40

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、固定資産税の家屋評価業務を担当する職員等を熊本市へ派遣し、被災した住家の調査を実施し、り災証明発行に必要な被害程度（一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊）の判定（住家認定調査業務（1次調査））を行った。</p> <p>被害が広範囲に及び、被害家屋の状況把握ができていなかったため、調査方針が流動的で当初は対応に苦慮したが、情報共有の徹底や熊本市から提供された調査票に調査のポイント等を加え独自のマニュアルとして活用するなど、効率的な調査実施に取り組んだ。</p> <p>① 期間：4月27日（水）～7月29日（金） ② 人数：延べ340人 ③ 支援先：熊本県熊本市 ④ 支援活動での教訓：被害認定を行える職員を全庁的に確保する体制の整備</p> <p>(5) り災証明書の発行に係る住家被害認定調査業務支援（2次調査）（住宅都市局） 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、被災した住家の調査を実施し、り災証明を発行するために必要な被害程度（一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊）の判定（住家認定調査業務（2次調査））のための要員を派遣した。</p> <p>① 期間：6月16日（木）～8月30日（火） ② 人数：延べ146人（第1次～第20次派遣） ③ 支援先：熊本県熊本市 ④ 支援活動での教訓：・必要な職種、調査人数の確保 ・被災自治体と応援自治体の役割分担の明確化</p> <p>(6) り災証明書発行窓口業務支援（市民局） 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、り災証明発行業務支援のための要員を派遣した。現地活動は複数自治体との共同で実施した。活動当初は、熊本市職員からレクチャーを受け業務を実施したが、ミーティングによる情報共有、作業の効率化を進め、応援自治体のみで支援業務を実施できるように取り組んだ。</p> <p>① 期間：4月27日（水）～5月31日（火） ② 人数：延べ636人（第1次～第13次派遣） ③ 支援先：熊本県熊本市 ④ 支援活動での教訓：・応援自治体の職員のみで支援業務が実施できる事務処理マニュアルの整備</p> <p>(7) 窓口業務支援（総務企画局、市民局） 福岡県市長会からの要請に基づき、り災証明書申請受付・交付、交付予約受付等の窓口・電話対応業務のための要員を派遣した。支援職員内でミーティングを実施し、相談者に関する情報共有及び業務管理など徹底して取り組んだ。</p> <p>① 期間：6月13日（月）～7月26日（火） ② 人数：延べ32人（避難所運営支援に引き続き第1次～第3次派遣） ③ 支援先：熊本県益城町 ④ 支援活動での教訓：・複数自治体の共同作業や短期派遣であることによる業務継続性の確保（業務の引き継ぎの重要性）</p>	
19	<p>熊本地震を踏まえた震災対策の検証状況について(政策・総務・財政委員会配布資料) 横浜市【平成28年12月】</p> <p>7 被災家屋の修繕や建替え等の相談窓口(建築局)</p>	—

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>[被災地の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災家屋の修繕や建替えの相談窓口が少なく、住民の不安が大きかった。 <p>[本市の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 住まいに関する相談について、建築関係団体に加え、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等との連携により、総合的に対応 来年度作成予定の市住宅復興実務マニュアルにおいて、住まいに関する総合的な相談窓口に加え、緊急の住宅確保や恒久住宅・公営住宅の供給・再建、民間住宅の再建支援の実務的な体制・手順等について整理 <p>8 建物被害認定調査(財政局)</p> <p>[被災地の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地において建物被害調査(2次調査)のマニュアルが完成したのは、発災後2か月近く経ってからだった。 <p>[本市の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次調査に関する調査手順については「震災時の被害認定(火災を除く)及び罹災証明書発行の手引き」として既に作成済みであり、庁内研修を毎年行っている。 2次調査については、本年度中に調査手順を作成し、既存の上記手引きに追加(※) <p>※ 1次調査・2次調査:1次調査は建物の外観のみの調査。2次調査は、1次調査の判定結果に対する再調査の申請に基づき実施し、建物の外観と内部を調査するもの。</p> <p>9 応急危険度判定調査や建物被害認定調査・罹災証明等の流れに関するリーフレット(財政局・建築局)</p> <p>[被災地の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時には建物に関する応急危険度判定調査や建物被害認定調査、保険会社の被害調査等、複数の調査が行われるが、それぞれの調査内容や目的が十分に周知されておらず、被災者が混同した場面が見受けられた。 建物被害認定調査の1次調査は外観のみで判定することの周知が不足していた。 <p>[本市の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種調査に関する市民向けの説明用リーフレットを作成し、本市の調査時等に配布 本年度中にリーフレットを作成し、調査の拠点となる区役所等で保管 	
20	<p>平成28年熊本地震—派遣報告記録集— 川崎市【平成28年11月】</p> <p>IV 支援活動 3 業務別の人的支援(短期派遣)の概要</p> <p>(11) 罹災証明発行支援</p> <p>平成28年4月25日に指定都市市長会事務局からメールにて、指定都市市長会行動計画に基づく熊本市からの派遣要請を受け、各指定都市行動計画担当課(危機管理室)宛に、罹災証明発行と建物被害認定調査に係る職員の応援要請があり、派遣可能人数の調査が送付される。</p> <p>熊本市から指定都市市長会会長宛の依頼では、避難者数が市全域で約54,100人(平成28年4月21日現在)に上り、避難所運営等に人員を割り当てていること、被害棟数も約5万棟と推測しており、また市街地から山間部まで分散している状況で、熊本市職員のみでは、人員確保が困難であり、現在の罹災証明発行体制では、証明及び発行が大幅に遅れるため、建物被害認定調査と罹災証明受付業務を派遣して欲しいとの内容であった。</p> <p>指定都市市長会からは、出来るだけ早く現地入りして欲しいとのことで、派遣可能日から5月24日までの期間、両業務について、各市12~13名程度の派遣を想定し、まずは、</p>	35

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>各市で派遣可能な最大数を 4 月 26 日までに回答して欲しいとの調査が実施された。</p> <p>派遣対応については、危機管理室から総務企画局人事課へ依頼し、罹災証明発行は人事課で、建物被害認定業務は財政局庶務課で派遣可能人数、人選等の調整を行った。</p> <p>本市からの回答に基づき、4 月 27 日付けで、指定都市市長会会長名の正式な派遣依頼が送付された。</p> <p>5 月 11 日付けで両業務について、5 月末日までの派遣延長依頼があり、建物被害認定調査はその後再延長、再々延長により 8 月末日までの派遣となった。</p>	
	<p>V 派遣報告会 2 派遣報告会発表者及び報告資料</p> <p>罹災証明発行 り災証明 受付・発行業務</p> <p>●期間 第 1 陣：5 月 9 日（月）～14 日（土） 第 2 陣：5 月 16 日（月）～21 日（土）</p> <p>●業務内容 ・り災証明書発行に係る相談・受付 ⇒被害状況の聞き取り ・り災証明書の発行 （第 1 陣は「一部損壊」のみ発行）</p> <p>●派遣先 熊本市北区役所</p> <p>【市・区の状況・対応等】 ・被災者向け支援制度説明の冊子が 4/28（前震の 2 週間後）に作成されていた。 ・り災証明書の発行業務について、担当課の特定の職員だけが理解している状況 ・区によって相談・受付件数の差が大きい</p> <p><第 1 陣派遣時の相談件数> 中央区：約 500 ～ 600 件／日 北 区：約 60 ～ 70 件／日 ⇒派遣時には、既に約 5,000 件受付済</p> <p>【被災された市民の状況】 ・土地柄、台風が多いため、風雨に対する備えはしていたが、地震に対する備えは十分だったか？ ⇒「大地震は遠くで起こるもの…」 「まさか熊本で…」 ・り災証明書は「何で必要なの？」 ⇒派遣時（発災後 3 週間）には、各種支援制度でり災証明書を「すぐに」必要な人の受付は、ほぼ終わっていた？ ・待ち時間の長い（約 3～4 時間）中央区役所を避け、車で 40 分かけて北区役所に来庁された方もいた。（受付は他の区役所でも可） ・川崎市からの応援職員と分かると市民の方からお礼を言われることもありました。</p> <p>【今、川崎でできること】 ・発災時に「各種支援制度の案内」や「り災証明書の受付・発行」をスムーズに行うことができる体制づくり ・市民の「防災意識の向上」に向けた普及・啓発 ⇒防災への意識・関心が高まっている「今」だからこそ ・他都市からの応援職員を受け入れるための環境確保</p>	188 ～ 190

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	⇒宿泊施設は十分か？（地域防災計画では県立高校等） 移動手段は確保できるか？（現地では、バス・市電のパスカードが支給されました。）	
21	<p>浜松市の防災対策に活かすこと（熊本地震の教訓） 浜松市【平成 28 年 12 月】</p> <p>10 住家被害認定調査体制の強化 【熊本地震の教訓】 ➤住家の被害認定調査業務において、調査員の不足から被害認定作業が滞り、罹災証明書の発行までに日数を要した。 【本市の現状】 ➤住家被害認定調査員を確保するため、調査員養成講座を実施しているが、大規模災害時には、調査員の不足が予想される。 【教訓を活かす対策】 住家被害認定調査員の増強及び連絡体制の構築 ・現在実施している調査員養成講座の受講人数を増やすとともに、災害時における協定を締結している静岡県土地家屋調査士会とも連携し、人員の確保に努める。また、有事の際の連絡体制を構築する。</p> <p>11 応急危険度判定についての市民広報 【熊本地震の教訓】 ➤応急危険度判定結果で「危険」となれば、罹災証明書の発行や仮設住宅への入居が優先されるという誤った情報が拡散した。 【本市の現状】 ➤応急危険度判定の意義及び判定結果の意味について、市民への周知が不足している。 【教訓を活かす対策】 応急危険度判定についての市民広報 ・平時より、応急危険度判定の意義及び判定結果の意味について、出前講座等を活用して市民に周知する。 ・災害発生後は、応急危険度判定結果の意味について、区役所及び避難所等へその旨を掲示するほか、応急危険度判定結果用紙にも記載して周知を図る。</p>	7・8
22	<p>熊本地震被災地への神戸市支援活動の記録 神戸市【平成 29 年 3 月】</p> <p>II 神戸市の支援活動の概要 4. 災害証明発行 1) 派遣の経緯 4月25日に、指定都市市長会から派遣の要請を受け、神戸市として、5月2日から10名の職員を派遣することを決定した。当初の要請では、派遣期間は、5月20日までであったが、派遣先の熊本市からの要望により、5月11日に、指定都市市長会から派遣期間の延長依頼を受け、5月31日まで支援を行った。 2) 支援内容 派遣先は、熊本市であった。支援活動の具体的内容は、熊本市東区託麻出張所での災害証明発行の支援である。 3) 支援活動の時系列 派遣期間は、最終的に、5月2日から5月31日までであった。派遣期間における活動は次のとおりである。</p>	18

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>10名の職員で構成される1次隊は、5月2日に、新幹線と路面電車を利用して熊本市役所へ向かった。市役所到達後、業務の説明を受けた。翌日から、5月8日まで、託麻出張所で支援活動を行った。</p> <p>5月8日に、10名からなる2次隊が出発し、熊本市役所経由で、託麻出張所へ向かった。託麻出張所で、1次隊から引き継ぎを受けた。引き継ぎ終了後、1次隊は帰神した。2次隊は、翌日の9日から、5月14日まで、託麻出張所で支援活動を行った。</p> <p>5月14日に、10名の職員からなる3次隊が出発し、託麻出張所に向かった。託麻出張所で、3次隊は、2次隊から引き継ぎを受けた。2次隊は、引き継ぎ後、帰神した。3次隊は、翌日の15日から、5月20日まで、託麻出張所で支援活動を行った。</p> <p>5月20日に、10名の職員からなる4次隊が出発し、託麻出張所に向かった。託麻出張所で、4次隊は、3次隊から引き継ぎを受けた。3次隊は、引き継ぎ後、帰神した。4次隊は、翌日の21日から、5月26日まで、託麻出張所で支援活動を行った。</p> <p>5月26日に、10名からなる5次隊が出発し、託麻出張所へ向かった。託麻出張所で、4次隊から引き継ぎを受けた。4次隊は、引き継ぎ終了後、帰神した。5次隊は、翌日の27日から5月31日まで、託麻出張所で支援活動を行い、5月31日に、帰神した。</p> <p>4) 現地での指揮命令系統と支援活動の調整、事務の引き継ぎ 託麻出張所では、派遣者は、派遣隊の代表者の指示で行動した。緊急案件については、代表者が現地派遣されている危機管理室職員と連携をとって対応した。事務の引き継ぎは、託麻出張所で行った。</p> <p>5) 支援期間における派遣人数と派遣期間 総計50名で、各隊、7日間の派遣であった。</p>	掲 載 頁
	<p>Ⅲ 支援にあたった派遣職員からの意見をもとにした検証結果</p> <p>Ⅲ-1. ワークショップ結果</p> <p>2. 罹災証明発行</p> <p>(1) 良かった点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先の職員、他の支援団体、他都市と業務連携がとれていた ・支援職員間で部局横断的なつながりができた(情報共有) ・支援隊のメンバーの構成(10人編成)がバランス良くできていた(チーム編成) ・後発隊との引継時間を十分に確保できた(引継) ・災害の対応は日頃の準備ですべてきまることができた(研修・訓練) ・宿泊、食事が確保されていた(ロジスティック) ・業務を任せてもらえた/被災者と職員の間で立てた/神戸の経験を活かすことができた/神戸市という信頼を感じた(支援の内容・関わり方) ・業務終了時間が決まっていた/宿舎から現地まで、タクシー移動させてもらえた/支援先の職員との連携がとれた/被災者にあたたかく接してもらえた(受援) <p>(2) うまくいかなかった点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の支援メニューをあまり知らなかったののでいいアドバイスができなかった ・空き時間があつた(派遣スキーム・体制) ・情報不足のため、被災者に最新かつ正確な情報を伝えられなかった ・現地職員との連携が不足していた(情報共有) ・隊の中での責任体制が不明確だった/隊長の人選に問題があつた(チーム編成) ・服装が適当でなかった(資機材) ・ITシステムを使えない人がいた(研修) ・初日、移動に半日を費やした/宿舎が遠く、2人部屋でプライベートの確保が難しかった(ロジスティック) ・現地職員のサポートができなかった(支援の内容) ・発行基準が不明確など、説明が曖昧、統一されていなかった ・指揮系統が混乱し、拠点ごとの対応が異なつた 	44 ・ 45

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明業務の全体像が確立していなかった ・システムが止まることが多く、システムトラブルへの対応に時間がかかった（受援） <p>(3) どのように改善すれば良いか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援スキームについて～誰が行くのかはっきりさせておく ・受入先の職員と支援職員の連絡を密に行うなど、情報共有に務める／派遣者同士の意見を共有する場や時間を確保する ・り災証明業務のマニュアルを作成しておき、今回の体験を支援計画・災害対応マニュアルに生かす ・宿舎の確保を先遣隊が行い、なるべく現場に近いところに確保する ・マニュアル通りに行かないこともあり、住民や職員に対して柔軟に対応する 	
	<p>3. 建物被害認定調査</p> <p>(1) 良かった点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ班体制で調査ができたので、役割分担が明確になった ・判定結果についてチーム内でじっくり協議できた ・熱意のある人がそろっていてやり易かった ・経験豊富な人がたくさんいて教えてもらえた ・派遣先職員を含むチーム編成であり、効率良く現場を回ることができた（チーム編成） ・他の隊との引き継ぎが十分にできた（引継） ・通勤が近く楽だった／宿泊施設が充実していて体力的に助かった（ロジスティック） ・移動手段が確保されていた／熊本市職員との連携を図れた／認定調査を支援する体制が整っていた／作業がシステム化されておりやりやすかった（受援） <p>(2) うまくいかなかった点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣前の情報が少なく、準備体制がわからないなど、支援隊へ丸投げ感があつた／派遣期間はまだもう少し長めがよかった（派遣スキーム・派遣体制） ・神戸市職員のみでの班体制で情報不足（チーム編成） ・用品の調達が多分不足で、現地にすでにある備品の情報が不十分であった／作業に必要な「消せるペン」が高温で不備だった（資機材） ・判定方法が研修と実務で異なっていた／支援金等の制度周知が不足していた／簡易な研修のみで、実際に体験してみないとわからなかった（研修・訓練） ・通勤に時間がかかった／虫対策が不十分だった（ロジスティック） ・非効率～スタート時間が遅い、ローラー方式でない、その場で内容を伝えるなど ・1次調査と2次調査を変更して行うため多少の混乱が生じた ・人によって被害判定基準が異なった ・保険会社の判定との食い違いにより混乱が生じた ・調査シート整理にコツが必要だった（支援の内容） ・現地での移動に時間がかかった／現地同行職員に知識不足の場合もあった（受援） <p>(3) どのように改善すれば良いか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市部局間の縦割りをやめ、神戸市にふさわしい派遣体制をとる ・チーム内の協議方法を工夫し、派遣隊同士の情報共有を行う ・情報資機材・備品の一元化・一元管理を行う ・派遣期間を長く、次の隊とダブらせ、引き継ぎをスケジュールに入れる ・実施レベルをマニュアル化、判定方式も統一化し、研修・人材育成を行う ・宿舎はシングルルームにする／職員の待遇を統一する ・派遣元は支援隊の要望を細かく聞いて対応することが必要／今回はローラー方式で効率的に調査を行うと良かった ・移動手段の効率化 	46 ・ 47

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>IV 受援自治体の職員からの意見をもとにした検証結果</p> <p>1. 熊本市ヒアリング結果要旨</p> <p>(1) 災害対策本部での取り組み</p> <p>④時系列別の検討課題とその検討結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の検討課題は、避難所の開設、避難者数の把握、支援物資の受け入れであった。 ・次いで、り災証明書の発行が検討課題として取り上げられた。その主な内容は、情報システムや家屋被害調査に関することであった。情報システムについて、地域防災計画では、西宮市のシステムを使うことになっていた。しかし、甚大な被害であったので大量のデータを処理しなければならない恐れがあり、それを手入力しなければならない。同システムの運用は難しい状況であった。熊本県から、5月以降、新潟大学が開発したシステムを、県内統一して使うという指導を受けたこともあって、西宮市のシステムを使わずに新潟県のシステムを使うことを決めた。そして、そのシステムを、5月中旬から稼働させた。 <p>また、家屋被害調査に戸惑ったため、そのやり方について検討することになった。</p> <p>以上のような検討課題があったことから、り災証明発行事務のスタートは、少し遅れて、5月中旬からとなった。</p> <p>(3) 人的応援への評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務のやり方について、アドバイスをいただいて、それを生かすことができた場合があった。例えば、り災証明発行での家屋調査について、先進都市である仙台市、福岡市、神戸市などにやり方を教えてもらった。 ・また、現場でも、職員が足らなかったため、応援していただいて助かった。例えば、家屋調査は、2人のペア体制でおこなったが、熊本市の職員は1人しか確保できず、あと一人は、応援職員に担ってもらった。 <p>(4) 今後の人的応援の受け入れのあり方</p> <p>③受援計画や業務継続計画の充実が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市では、受援の問題として、応援に対して、何をどうしてもらうかの計画がなかった。そのため、応援職員に対してすぐに指示ができず、なにもしてもらえないという状況が生じた。 ・受援計画・業務継続計画を充実して、応援職員に依頼する業務を、事前に明らかにしておく必要がある。今、福岡市と連携しながら、受援計画の内容を充実する作業を始めている。 	81 ～ 84
	<p>2. 益城町ヒアリング結果要旨</p> <p>(3) 人的応援への評価</p> <p>①発災1週間以内に、新潟県小千谷市（中越大震災ネットワークおぢや）に、発災1週間以内に入って来てもらって、り災証明業務のやり方を教えてもらった。</p> <p>(4) 今後の人的応援の受け入れのあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興には絶対的にマンパワーが不足する。そのため、人的支援が必要となるので、被災自治体は受援力を高め、支援を最大限に被災者支援に生かす必要があり、その体制づくりが急務である。 ・その一つとして、いつでも応援要請ができるように災害時における他自治体等との協力体制（災害相互応援協定等）を結んでおくことが重要である。 	86
	<p>V 今後の大規模広域災害における支援活動に向けた提案</p> <p>V-1 支援側に関する提案</p> <p>1. 職員派遣スキームについて</p> <p>(1) 職員派遣スキームの概観</p> <p>○避難所運営、り災証明発行、建物被害認定調査における指定都市市長会スキームは、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づくものである。同計画は、指定都市市長会が、東日本大震災での経験を踏まえ、一体となって迅速性と適切性を持</p>	89 ・ 91

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>った被災地支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に従って、平成25年12月に策定したものである。</p> <p>(2) 職員派遣スキームについての職員の意見 ⇒提案</p> <p>○職員派遣スキームを事前に選定するにあたっては、平常時の業務の継続性に着目して、下記のとおり考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常期の業務と継続性のある災害対応業務は、既存の活動領域ごとの職員派遣スキームがふさわしい。 ・避難所運営、り災証明発行、建物被害認定調査などのように、平常時の業務と継続性のない災害対応業務は、指定都市市長会の支援枠組みがふさわしい。 ・上記2つの職員派遣のスキームで応援要請ニーズに応えられない場合には、関西広域連合の職員派遣スキーム等を活用する。 	
	<p>8. マニュアルの作成</p> <p>支援側の派遣職員から、り災証明発行、建物被害認定において、判定基準の統一化や、仮設住宅建設業務において、仕様・基準の統一化を図る必要があるという意見が出された。また、受援側の職員から、支援団体によって、提案される災害対応業務のやり方が異なる場合があって、混乱が生じたという意見が出された。そのため、災害対応業務のやり方について、今後、全国的な標準化が必要であると指摘された。</p> <p>⇒提案</p> <p>○次の災害対策業務について全国共通のマニュアルを作成して、全国的な標準化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明発行業務の全国標準マニュアル など 	97
23	<p>熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書） 中央防災会議 防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ【平成28年12月】</p> <p>II 今後の災害時の応急対策・生活支援の提言</p> <p>3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援</p> <p>3-1. 住まいの場の円滑な確保</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○住宅等の被害に関する各種調査に係る説明の不足等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住家に関する様々な調査があるが、住民にはそれぞれの違いが十分に理解されていない可能性があると考えられる。 ・住家被害認定調査に必要な建築分野の専門性を有する者や一般行政職員が不足しており、調査の効率化の検討を行うべきであるとの指摘がある。 ・また、住民に対する公平性を重視したために、罹災証明書の交付に時間を要しているとの意見もある。 <p>○避難生活の解消に向けた判断材料の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害が大きいと考えられる場合であっても、罹災証明書が交付されるまで、自身が受けられる支援内容の見通しが立たず、応急的な住まいに関する意思決定が困難な場合があり、住家被害認定調査の迅速化に努めるべきとの指摘がある。 <p>○各地方公共団体の調査手法の不統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査において、異なる調査票を用いる地方公共団体があったため、被災住民や関係地方公共団体間での不公平感が生じたとの指摘がある。 <p>【実施すべき取組】</p> <p>住宅に関する各種調査は、災害対策システム全体の中で、それぞれが住宅の被害の状況</p>	60 ・ 61

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>を適切に評価し、人身等の被害拡大を防ぎ、また被災者支援の適用の根拠とするなどの役割を分担している。それぞれの調査では、類似の項目もあることを踏まえ、連携可能な分野（項目）の検討等を進める必要がある。</p> <p>また、罹災証明書の交付の迅速化を進めるため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成を行う。</p> <p>① 住宅等の被害に係る各種調査の住民への周知、調査の効率化に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関する各種調査はそれぞれが個別に目的を有しているため、それぞれの調査の持つ必要性等について各調査の実施主体が被災者に明確に説明すべきである。 ・また、大規模災害により各調査の必要量が増大する場合に備え、調査の統合等を進めることについて被災経験地方公共団体から強い意見があることも踏まえ、各種調査の実施時期や基準の違い、手続の流れ等について関係省庁等が一体となって整理し、例えば応急危険度判定の際に記録した調査表を共有するなど、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な分野（項目）について連携することを含め、住家被害認定調査の効率化を検討すべきである。 <p>② 住家被害認定調査に関する体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、住家被害認定調査や罹災証明書の担当部局を定め、研修等によって職員のスキル向上を図る一方で、発災後に速やかに支援を受けやすい体制を構築できるよう、平常時より準備すべきである。 ・住家被害認定調査の調査員を各都道府県で養成・登録する仕組みの構築を促進し、災害時の応援態勢も強化すべきである。 ・現在、調査員は主に地方公共団体の職員が担っているが、大規模災害時に備え、建築関係団体等との連携体制を強化するほか、一定の資格や講習を受けた者が担えるよう調査員の間口を拡大する等の必要がある。 ・住家被害認定調査を迅速化するため、明らかな全壊家屋について写真判定にする等により簡易な手法の活用を行うとともに、雨天時の対策も含めた調査方法の工夫について、周知すべきである。 <p>③ 罹災証明書交付の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の現地調査と判定作業とを区分し分業体制とするなど、効率的な調査方法を検討すべきである。更に、住家被害認定調査の判定作業が終了した住宅から順次罹災証明書を交付するなど、迅速な交付に努めることが望ましい。 ・特に、罹災証明書の交付を支援するシステムは効率的な業務遂行に威力を発揮することから、発災直後から活用できるよう、平常時からその利用を検討しておくべきである。 ・そのシステムを導入する場合、未経験の多くの職員が当該システムを用いて罹災証明書の事務に携わることから、誰もが簡単に使用できることや、発災時に使い方に対する丁寧な説明を受けられること、使用者の意見を踏まえて使い勝手の随時改善が図られること、地方公共団体間の相互連携が可能であること、周辺地方公共団体において導入済のシステムとの互換性があること等も考慮されることが望ましい。 ・将来的には、このようなシステムは、住基台帳やマイナンバーなどの住民に関するデータベースや、被災者台帳などとの運用の連携についても検討することが望ましい。 	
	<p>(参考)熊本地震における各省庁の対応と取組・調査等</p> <p>2. 平成 28 年熊本地震に関する取組・調査</p> <p>2-12. 被害認定調査・罹災証明書交付に関するアンケート調査（内閣府）</p> <p>9 月に熊本県内市町村（45 団体）に対し、熊本地震における住家被害認定・罹災証明書交付の実態について、アンケート調査を実施し、37 団体から回答を得た。</p> <p>アンケート結果の概要は、以下のとおり。なお、自由記述については同一趣旨の回答が多かったものを整理した。</p>	<p>129 ～ 131</p>

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>○調査の体制・資機材の準備 発災前に住家被害認定の担当部署を決定していたのは25団体（68%）、うち15団体は税務部局が担当している。 調査員の事前研修を実施していた団体は2団体。資機材の事前準備を行っていたのは6団体。</p> <p>○調査の進め方 調査の計画を策定するに当たっては、半数以上の市町村が独力で実施している。一方、相談する場合は、業務経験のある県外からの応援職員や熊本県に相談した団体が多かった。また、関係課等からの被害状況の情報を基に、被害の大きな地区を優先して調査した団体があった。</p> <p>○悪天候時の対策 悪天候時に調査を中止したことがある団体は18団体。調査中止の理由として、調査員の安全確保を挙げた団体が多かった。また、悪天候時の対策として、調査票を大きなビニール袋で覆う、防水対応のデジカメを使うなどの工夫をした団体があった。</p> <p>○システムの導入 システム導入により、事務負担の軽減や判定基準の統一が図れたと回答する団体があった。一方で、庁内の既存システムと連携していないため、入力や確認に係る事務負担が大きかったと回答した団体もあった。</p> <p>○判定結果のばらつきの防止 ミーティングの実施や判定内容をチェックする職員を配置することにより、判定結果のばらつきを防ぐ工夫をした団体があった。</p> <p>○民間団体からの支援 建築士の資格がある者が調査員に加わることにより、住民の理解が得られやすかったと回答した団体が多い。</p> <p>○調査や罹災証明書交付を迅速に行うための工夫 一部損壊について写真による即日交付とするなどの工夫をした団体があった。</p> <p>○調査や罹災証明書交付において苦慮した点・反省点 応急危険度判定や地震保険の損害調査と混同される世帯が多かったことや、新聞報道の影響もあり、再調査依頼が多く、対応に苦慮した団体があった。</p>	
24	<p>平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート 平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム【平成28年7月】</p> <p>取りまとめに当たっては、評価し得る事項には○、反省点や改善すべき事項には×、△を付して記述し、整理した。</p> <p>3. 自治体支援</p> <p>(4) 職員派遣の環境整備</p> <p>【罹災証明の交付支援】</p> <p>△ 今般、最大50人の国の職員、632人の他自治体の職員が罹災証明の交付事務を支援するために被災市町村に派遣された。これら派遣職員の多くは、罹災証明のための調査に関する知見を豊富に持っていたわけではないため、急遽、現地で研修を受講することで実務に当たることとなった。</p> <p>× 罹災証明のための一次調査は、雨天において実施するための準備がなく、雨対策を講じておくべきであった。</p> <p>△ 罹災証明については、証明書がなくとも各種の手続がとれるよう、弾力化を図ったが、これらの手続の弾力化等について周知を徹底することが重要である。</p>	7

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>罹災証明の交付を支援するため、WGで検討した上で、必要となる調査の雨天対策を講じるとともに、罹災証明のための調査を担当する調査員を各都道府県で平時から養成・登録する仕組みを構築する。</p>	
25	<p>平成 28 年熊本地震への対応（上）－支援の状況、初動対応における課題－ 調査と情報－ISSUE BRIEF－914 号 国立国会図書館【2016. 8. 1】</p> <p>II 熊本地震における支援の状況 1 被災者に対する生活支援 (1) り災証明書の発行 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、交付申請を行った被災者に対しては、市町村長からり災証明書が交付される。り災証明書は、被災者が様々な支援策の適用を受ける場合に、その適格性の判断材料となる。熊本地震においては、7 月 18 日時点で、37 市町村で 165, 237 件のり災証明書の申請があり、134, 010 件が交付されている。しかし、人手不足等により、全てのり災証明書の発行までにはなお多くの時間を要すると見られている。</p>	5
26	<p>熊本地震に係る広域応援検証・評価について [最終報告] 九州地方知事会（事務局熊本地震に係る広域応援検証・評価チーム）【平成 29 年 5 月】</p> <p>4 熊本地震に係る広域応援の検証・評価及び今後の対応策 (5) その他 ② 罹災証明のあり方 【課題】 市町村が行う罹災証明は、被災者の生活再建に直結するため、「迅速性」が必要な一方で、調査・判定に係る「公平性」も求められる。国による被害認定基準運用指針の簡素化や地震保険調査等の類似調査との一本化等を進めることが求められる。</p> <p>2 九州・山口各県の状況について (1) 研修の実施状況 ほとんどの県が市町村職員を対象とした研修会を実施している。 (例) ・年度当初や台風期前に実施。 ・市町村災害救助事務担当者説明会の一環として開催。 ・内閣府の資料（損傷程度の具体例等を示した指針の別冊や実施体制の手引き等）を活用。</p> <p>(2) 市町村のシステム導入状況 各県でばらつきが見られるものの、導入済みシステムは、 ①被災者生活再建支援システム（NTT 東日本が提供） ②被災者支援システム（西宮市が開発、J-LIS が提供） ③その他、自治体等が独自に構築したシステム の3つに大別される。 ※今回熊本県は、被災経験のある自治体等の助言を受け、被災市町村に対し、①の「被災者生活再建支援システム」の活用を支援。17 自治体が本システムを活用。また 1 自治体は②の「被災者支援システム」、1 自治体は民間事業者による独自システム（③）を導入した。</p> <p>3 今後の課題について ◎引き続き、被害認定調査の簡素化等に向けた国の制度改正動向を注視する。</p>	68 ・ 69

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>◎罹災証明書の発行は、被災住民の生活再建の前提となるものであり、特に迅速さが求められるため、県や市町村の職員が即戦力となるよう効果的な研修を平時から実施するとともに、各市町村でシステム導入を検討するなど、各県それぞれが取組を強化しておく必要がある。</p> <p>◎熊本地震対応では、被災市町村や熊本県は住家被害認定調査のマンパワー確保に苦慮した。九州・山口各県をはじめ関西広域連合や全国知事会等からも多くの応援職員が派遣されることとなったが、応援側も人材の確保に苦心した。調査の簡素化による業務の効率化が求められるところではあるが、一方で、国の報告書（「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」）でも指摘されているとおり、市町村は、住家被害認定調査や罹災証明書の担当部局を定め、研修等によって職員のスキル向上を図るとともに、各県においても住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みを構築し災害時応援態勢を強化するなど、各市町村及び各県は、平時から住家被害認定調査に関する体制強化を図るべきである。なお、住家被害認定調査は、税務部門での固定資産税評価や建築士としての経験が活かされるものであるが、研修を受講すれば対応できる業務である。</p> <p>◎また、被災者にかかる負担に配慮すれば、罹災証明書は、給付（被災者生活再建支援金や義援金の交付）、融資（災害援護資金等）、減免・猶予（税、保険料、公共料金等）、現物給付（応急仮設住宅の入居条件、住宅の応急修理や公費解体等）の各種手続きの基礎・判断材料となるため、これらの申請受付の一元化を各市町村において検討するなど、前向きな対応を図ることも求められる。</p>	
	<p>熊本地震に係る広域応援検証・評価について（中間報告） 九州地方知事会【平成 28 年 10 月】</p> <p>6 その他 (2) 罹災証明書の発行に関すること 今回の熊本地震での対応はどうだったか。 【検証・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本地震を踏まえた 4 つの課題【熊本県整理】 <p>[課題 1] 迅速性が求められる中で、正確性確保のため、多大な労力 ⇒大地震に備え、被害認定調査の簡素化が必要ではないか。《迅速性》</p> <p>[課題 2] 内閣府指針に強制力がなく、市町村ごとに調査・判定方法に差異 ⇒罹災証明書の判定は、国費が投入されている各種支援と連動していることから、被災市町村の判断の余地を極力減らすことが必要ではないか。《公平性》</p> <p>[課題 3] 住家被害に関する調査が複数存在し、被災者が混乱 ⇒4 つの調査（①応急危険度判定調査、②被災宅地危険度判定調査、③住家被害認定調査、④地震保険損害調査）が存在。それぞれに多大な人的資源を投入。官民の調査の一本化による分かり易さの実現及び人的資源の有効活用が必要ではないか。《分かり易さ》</p> <p>[課題 4] 支援が必要な被災者に、支援が届かないケースが存在 ⇒被災者生活再建支援金の見直し等、一部損壊などの支援が必要な被災者に対して、公的に支援する仕組みが必要ではないか。《“もれ”のない支援》</p> <p>[※熊本地震での罹災証明書発行件数 ・ ・ ・ 184,588 件 ※全国からの応援職員数 ・ ・ ・ 延べ 6.7 万人] (平成 28 年 9 月 13 日時点)</p> <p>○「新潟県方式」の調査票は正確性に優れているが、チェック項目が多いため、10 万棟を超えるような規模の被害が出ている場合や応援職員のマンパワーが不足しているような段階では、利用が難しい。【熊本県】</p>	27

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>さで言えば課税評価の経験者のほうがよいという声がある。一方で、建築の技術者は現地で修繕等の助言ができるといったメリットがあるといった声もある。なお、小規模な町村では、地元職員は住民の顔を知りすぎているため、逆に行きたがらないという声もあり。【熊本県】</p> <p>○損害保険会社の方と話す機会があったが、民間の被害認定調査は行政のものと基準等が異なるようであり、官民調査の一本化というのはなかなか難しいかもしれない。【佐賀県】</p> <p>[関西広域連合のコメント]</p> <p>罹災証明は生活再建に直結するので「とりかかりの速さ」が重要。応急危険度判定と家屋被害認定の1次調査は同時並行的に実施できると考えている。市町村からの応援要請を待たずに、積極的に押しかけるぐらいのスピード感が必要。</p> <p>【課題等への対応案（改善の方向性）】</p> <p>九州・山口各県が共通の調査・判定方法を導入し、平時から研修を行っておけば、大規模災害時における円滑な広域応援が可能となる。</p> <p>※左記4点については熊本県から内閣府へ提案しているところ。</p>	掲載頁
27	<p>平成29年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害対策・国民保護関係） 全国知事会【平成28年7月】</p> <p>【災害・国民保護関係】</p> <p>1 大規模・広域・複合災害対策の推進について</p> <p>(7) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築</p> <p>災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。平成28年熊本地震における罹災証明の発行などの実情を踏まえると、システム化が急務であり、構築と運用について財源を含めた支援制度を創設すること。</p>	3
28	<p>提案書（地震防災対策等の充実強化） 九都府首脳会議【平成28年7月】</p> <p>3 被災者の生活再建支援の根幹となる被害認定調査・罹災証明書発行について、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するための都道府県を対象とした研修プログラムの充実や、その調査結果・罹災証明書発行状況を適切に管理するためのシステム導入支援等、全国的な支援体制を構築すること。あわせて、被災者台帳の整備について導入に向けた支援を行うこと。</p>	本文 2
29	<p>平成28年熊本地震 関西広域連合支援活動の記録 関西広域連合【平成29年1月】</p> <p>Ⅲ 支援内容</p> <p>5 家屋被害認定調査支援</p> <p>(1) 現地の状況</p> <p>家屋被害認定調査にあたり、熊本県は新潟県からの提案を受け、4月20日に新潟県中越沖地震を契機に開発された被災者生活再建支援システムを採用することを決定した。このシステムは、家屋被害認定結果をデータベース化し、各種被災者支援をサポートす</p>	57 ～ 61

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>る被災者台帳システムで、熊本県内市町村（45 団体）のうち、17 団体で採用された（このほか、西宮市のシステムや独自開発のシステム、Excel 等市販のデータベースを活用した自治体もある。）。</p> <p>この支援システムは、外観目視で行う一次調査について、地図付きの調査票を使用し、調査票をOCRで読み取ることにより自動集計し、現場写真等とともにデータベース化して罹災証明書発行時に活用するもので、開発者や導入自治体からなる「H28 熊本地震生活再建支援連携体（産官学連携支援チーム）」（防災科学技術研究所、新潟大、静岡大、新潟県、東京都、京都府、協力企業等）が、説明会の開催や現地指導員の派遣等について、全面的な支援を行った。</p> <p>熊本県は当初、県内自治体の職員を研修したうえで家屋被害認定調査を行い、経験とノウハウを地元に残す方針であったが、4月25日の国の対策本部において、安倍首相が「被害家屋の被害認定、罹災証明書の交付等に最優先で取り組む」と発言し、河野防災担当大臣も「5月中には罹災証明書の発行を終える」と表明するに至り、全国規模で調査要員を動員することとなった。</p> <p>一次調査は外観目視の簡易手法で実施されたが、応急仮設住宅の入居基準や、被災者生活再建支援金、家屋の公費解体の方針など、支援内容と基準が明らかになると、基準に満たない住民からの再調査依頼が殺到し、多い団体では一次調査数の4割にも登った。</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>関西広域連合では、被害認定作業を急ぐ必要があるとの判断から、前震の発生直後に被害認定の要員派遣を決定し、本震発生後に8人（兵庫県3人、和歌山県1人、徳島県2人、鳥取県2人）を派遣したが、現地では応急危険度判定が優先され、調査準備もできないまま終わった。</p> <p>熊本県から被害認定調査の方針が出されたことを受け、4月26日に改めて益城町からの要請があり、兵庫県淡路市の経験者2人を派遣し、作業準備に着手した。翌27日には総務省から、家屋被害認定の経験を有する職員について、関西広域連合20人、東京都20人、福岡県10人の派遣要請があり、本格的な派遣の調整に入った。</p> <p>[益城町]</p> <p>益城町では、全棟調査（約16,500棟）を行うことが決定され、4月30日から5月27日まで、4陣にわたり89人を派遣し、1次調査の実施を支援した。</p> <p>産官学連携支援チームとして新潟県、柏崎市職員が実施体制（マネジメントチーム）の構築支援を行い、支援システムが導入された。住基台帳システムや固定資産税システムのデータを使って地図や調査票が用意され、調査用資機材、移動用の車、現地案内役など、調査前の準備もかなり周到に行われた。調査員に対しては、DVDによる研修用ビデオが提供され、毎日説明会が行われた。</p> <p>被災者生活再建支援システムには、データ取り込み用に、一定以上の能力を有するスキャナとパソコンが必要となる。当初は台数が少なく、調査データが滞留することもあったが、雨天等を利用して作業を行い、応援職員だけでほぼ遅滞なく入力することができた。</p> <p>2次調査については、6月15日から7月12日までの予定で派遣を開始したが、申請件数が日を追って増加したため、7月19日まで期間を延長し、5陣にわたり84人を派遣した。</p> <p>調査は、役場OBや土地家屋調査士等の案内役と派遣職員の調査員2人の3人が一組で調査に当たり、1次調査では1日40～50件、2次調査では1日4件をこなした。その結果、1次調査は概ね1か月で9割程度を終了し、罹災証明書を発行できる段階に至った。2次調査は、7月に入っても申請が途切れなかったが、7月中で完了の目処がつくまでに至った。</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>〔大津町〕</p> <p>大津町現地連絡所に対し、5月2日（月）から15名体制（3名×5班体制）で家屋被害認定調査を実施したい旨の要請があり、大阪府を中心に人員の確保に取り組み、府内市町村職員、熊本県職員・熊本県内の国家公務員、町職員で体制を確保した。</p> <p>1次調査と並行して、今後の2次調査を見据え、家屋調査と窓口業務の人員体制について、町役場幹部や熊本県庁職員と協議調整を行っているなか、熊本市において、1次調査より2次調査の結果の方が「被害程度が小さい」と判定された場合、1次調査の結果を採用するという報道があった。その影響か2次調査の申請が増え、第8班（6/2～8）が到着した時点では約300戸の申請が出ているのに対し、4チーム体制で、1日8件の調査という状態で、いかに対応するかが課題になった。</p> <p>そこで、ストップウォッチで標準的な作業時間を算出したところ、作業3時間の内、1時間半が測量及び図面作成に必要となっていた。調査時に家屋の平面図がないため、フリーハンドでの図面作成にかなりの作業時間を割いている状況の改善を図るべく、固定資産税算出の平面図を活用すること等での効率化を進めた。</p> <p>2次調査は、家主立会いの下、家屋の外壁の損壊箇所や損壊程度を確認するとともに、屋内の全ての部屋、廊下の天井、壁、建具などの損壊箇所や損壊程度を確認する作業で、1次よりも調査項目が多く、また、大津町には広い住宅が多く、加えて、調査エリアが広範囲に点在していたため、1日で2～3件しか調査が実施できない状況が続いた。</p> <p>そのため、班数を拡充するとともに、1班で1日4件調査している益城町支援チームと情報交換を行い、被害結果算出は調査終了後にまとめて行うなどのノウハウを聞き、すぐに大津町での調査に導入するなどの工夫を続けた。</p> <p>第9班（6/8～14）の派遣の頃になると、家屋調査班・メンバーが違っても共通認識が図れるような調査時の注意点や流れがわかるものを作成したいとの話が津町よりあったため、実際に2次調査を行った派遣職員が「住家被害認定調査（2次調査）フロー」を作成し、これをもとに随時ブラッシュアップを図っていくことにした。</p> <p>【ノウハウの一例】</p> <p>①家屋平面図の事前準備：これまで、家屋平面図は、調査現場において作成するという方法が採られていたが、固定資産税台帳に添付されている家屋平面図を活用し、調査実施前に家屋平面図を準備する。</p> <p>②調査行程の効率化：調査対象家屋を「規模別」、「家屋平面図」の有無などで分類し、1件当たりの調査時間の目安を設けることにより、1日の調査行程の効率化を図る。</p> <p>【評価】</p> <p><有効であった対応></p> <p>○ 被災者生活再建支援システムの導入</p> <p>本システムでは評価方法をパターンチャートにして未経験者でも分かりやすい調査票としていたこと、地図データを調査票と一体化していたこと、スキャナで読み込み自動集計・データベース化が可能であったことから、大量の調査とデータを効率よく処理することができた。</p> <p>また、同システムはすでに東京都、京都府等に導入されていたことから、これらの自治体から運用ノウハウを有する職員の応援を受けることもできた。</p> <p>また、民間事業者による商業ベースのシステムであることから、技術者から専門的なサポートを受けることも可能であった。</p> <p>○ 先遣隊による事前準備の実施</p> <p>調査員の大量動員に先立ち、益城町では調査方針を定め、調査票の整備、資機材、移動手段、案内役の用意が行われていたため、要員を効率的に活用することができた。また、住基システムによる世帯状況の把握や、固定資産税台帳の地図データなどを利用することで、現地での確認や作図の手間を大幅に削減することができた。</p> <p>○ 実務実施体制の構築支援</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>産官学連携支援チームにより、説明会の実施、市町村の実施体制構築支援、システム導入・運用支援、コールセンター設置、り災証明書発行支援など、一連の業務内容をセットにした支援が行われたことにより、実務経験のない自治体でも迅速で効率的な業務遂行が可能となった。</p> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋被害認定調査に係る人材育成の全国制度化 家屋被害認定については、内閣府のガイドラインがあるものの、全国的に経験者が少なく、関西広域連合からの応援職員も机上研修のみの職員を派遣せざるをえなかった。 ○ 調査方法の統一 家屋被害認定は、被災者支援の基礎になるにもかかわらず、市町村事務であり、内閣府のガイドラインがあるものの、その認定方法が市町村によって微妙に異なる場合がある。熊本地震でも、熊本市は一部損壊については申請者の写真で判定し、全数調査を行う他の市町とは異なる調査方法を用いるなど、市町村の方針によって必要なマンパワーに大きな違いが生じている。 損害のない家屋を調査する必要はなく、一部損壊についても通常は公的支援がないため、調査対象数を削らすため、被災者が自己判定できるシステムの開発や写真による簡易判定などの方法が考えられる。 ○ 一部損壊家屋の取り扱い 一般に、一部損壊家屋に対しては公的支援はないが、兵庫県が淡路島地震の際に一部損壊世帯に災害援護金を支給することとした際には被害認定申請が激増し、調査に多くの要員が必要になった。一部損壊世帯への支援を検討する際には、事務的な負担を含めて支援要件を検討する必要がある。 ○ 他の家屋調査との連携による省力化 地震の際には、被害認定のほか、応急危険度判定、宅地被害認定の調査が行われ、住宅によっては3枚の調査済証が貼られることになる。特に応急危険度判定については、全国制度が確立していること、地震直後に最優先で実施されること、判定士の多くは建築士等の技術職員であり、被害認定要員よりはるかに知識・技術レベルが高いことから、一次の被害認定と同時実施を検討すべきである。 ○ 応援経費の負担 家屋被害認定調査は自治事務とされ、応援に要した経費の負担が明らかでない。被災者支援の基礎となることから、要した経費を災害救助費の対象とする等の措置が必要である。 ○ 調査方法の選択 熊本地震では、1次調査と2次調査の判定が異なる場合の対応が市町村によって異なっており、熊本市や益城町のように重い方を採用することを決めた市町では、2次調査の申請が多い傾向にあった。1次調査に40日（4月27日～6月5日）、2次調査をほぼ完了するまでに44日（6月6日～7月19日）、合計で3か月を要していることを考えると、外観目視ではなく、最初から住民立ち会いで屋内調査を実施することも検討するべきである。 	
	<p>政令指定都市の活動</p> <p>1 京都市</p> <p>(4) 主な活動内容</p> <p>⑤ 建物被害認定調査等</p> <p>エ リ災証明発行業務</p> <p>各区役所等において、り災証明発行申請を受け付け、申請書の内容を確認し、証明書を発行した。また、窓口等において、申請書の書き方について、適切に申請がされるよう案内を行った。</p>	72 ・ 73

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>○派遣期間 5月4日～5月31日</p> <p>○派遣人数 延べ26人</p> <p>○派遣先 熊本市</p> <p>オ 今後の教訓</p> <p>○ 住宅、建築物の耐震化対策を強力に推進する必要がある。特に密集市街地では、耐震化だけでなく、防火安全対策も含めた防災まちづくりが必要である。</p> <p>○ 被災自治体はもちろんのこと、国や被災地危険度判定連絡協議会等が宿泊場所（学校の体育館でも可）の確保、若しくは宿泊場所の斡旋を行うことができるように準備しておく必要がある。</p> <p>○ 熊本県や国土交通省が、判定を必要とする規模の把握に時間を要したため、判定箇所数や判定期間が明確でないまま各自治体への派遣要請が進められた。日頃から大規模盛土造成地等、判定箇所の想定を行い、被災時には迅速に判定計画が作成できるよう準備しておく必要がある。</p> <p>○ 家屋被害認定の二次調査の申請が被災自治体の予想を上回り、調査が追い付かない状況が生じた。建物被害認定調査のための人員の確保及び調査体制の確立が必要である。</p> <p>○ 早期に罹災証明発行業務を開始できるよう、対策を用意しておく必要がある。</p>	
	<p>2 大阪市</p> <p>(4) 今後の教訓</p> <p>○ 他の自治体からの受援体制も重要である。他の自治体からの派遣職員の宿舎の確保や従業務、派遣先の調整など対応を誤ると、派遣元の自治体の迷惑や負担となるので、平時から受援体制についても良く検討しておく必要がある。</p> <p>○ 被災地に職員を派遣する際に必要となる資機材（例：ICT機材（PC・プリンタ、インターネット等））をあらかじめ用意しておく必要がある。</p>	75
	<p>3 堺市</p> <p>(4) 主な活動内容</p> <p>⑩ り災証明発行業務</p> <p>福岡市、札幌市、千葉市及び茨城県八千代町からの派遣職員、並びに熊本市市民病院職員等の体制で業務に当たった。業務内容は、家屋被害認定の一次調査の新規受付、1次調査完了通知の発送、通知を持参した市民の証明書発行申請受付であった。</p> <p>1次調査の判定に不服の場合は2次調査の申請を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の来庁件数 : 約400～500件 ・1次調査完了の通知書発送件数：1日約2,000通 <p>(5) 今後の教訓</p> <p>○ 派遣職員の安全やストレス等に配慮した宿营地（宿泊場所）の確保、情報収集が必要。</p> <p>○ 派遣職員の負担軽減のための移動手段的確保と自己完結型の資機材の輸送が必要。</p> <p>○ フェーズや被災都市のニーズに対応した効果的な応援体制の構築が必要。</p> <p>○ 受援計画の策定、通常業務再開に向けたBCPが必要。</p> <p>○ 復興業務のアウトソーシング、業務協定の締結など、民間事業者やNPO等の活用を検討するべき。</p> <p>○ 情報共有、情報発信体制の構築、クラウド化した情報の収集が必要。</p>	81 ・ 82
	<p>4 神戸市</p> <p>(4) 主な活動内容</p> <p>③ り災証明発行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、熊本市東区詫麻総合出張所で、り災証明発行に関する支援業務を担当。 ・5次隊まで派遣（各10名単位）し、1次隊のみ宿舎の手配を熊本市に依頼。 <p>(7) 今後の教訓</p>	84 ・ 85

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の配送について、神戸市としても災害時に救援物資を円滑に供給する必要があるため、民間事業者のノウハウを活用した検討を行う予定である。 ・建物家屋被害調査業務での派遣職員の人選に苦慮したため、兵庫県が主催している家屋被害認定士養成講習会の受講枠拡大や、市町村が受講しやすい地域別での講習会の開催が必要である。 ・家屋被害認定調査は、損害保険の算定ともリンクするため、広域レベルで民間損害保険会社を活用した家屋被害調査のスキームも検討していく必要がある。 ・本市が被災地に職員を派遣する際に必要となる資機材をあらかじめ用意しておく必要がある。 	
30	<p>安全・安心なまちづくりに向けた提言 ～災害に強い強靱なまちを目指して～ 指定都市市長会【平成 28 年 11 月】</p> <p>4 被害認定調査の基準等の見直し これまでの被害認定調査における実情を踏まえ、多くの職員を派遣した指定都市の意見も聞きながら、調査内容及び調査方法の簡素化など、国の『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』を見直すこと。 被害認定調査への従事について、現地での被災者の早期な生活再建を支援するため、国や都道府県職員の派遣など、災害発生時に関係機関が連携して対応できる協力体制や仕組みづくりの構築を進めること。</p> <p>【背景】 熊本地震における住家の被害認定調査や、それに基づく罹災証明の発行は、熊本県による本年 10 月下旬のまとめによると、証明書の発行件数が約 17 万 7 千件であり、全国の自治体から延べ約 10 万人の職員が動員されたものの、事務処理に多くの時間を要する結果となった。また、東日本大震災における事務処理においても同様の実情があり、事務処理件数は膨大であった。罹災証明は、家屋等の修繕や被災者支援の基礎となり被災者の早期生活再建等のため、その迅速な事務処理が極めて重要である。</p>	8
—	<p>平成 28 年熊本地震 益城町による対応の検証報告書 熊本県益城町【平成 29 年 11 月】</p> <p>第 4 章 4.3 業務別の業務内容・課題・改善方向性</p> <p>4.3.11 家屋被害認定調査に関する業務 家屋被害認定とは、内閣府による規定に基づき、被害の程度（損害割合）に応じて、「全壊（50%以上：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの）」「大規模半壊（40%以上 50%未満：半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの）」「半壊（20%以上 40%未満：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの）」「一部損壊（20%未満）」の判定を行うものである。市町村により実施され、この認定結果に基づき、被災者に「罹災証明書」が発行される。</p> <p>益城町地域防災計画（平成 27 年度）では、「町は、（中略）各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付するものとする。」と規定されていた。しかし調査をするための体制の確立や調査業務そのものについて、事前準備や訓練は行われていなかった。</p>	135 ～ 147

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>(1)業務内容</p> <p>1) P Tの立ち上げ</p> <p>4月22日ごろに災害対策本部でP Tを設置するという検討がなされ、4月25日に家屋被害認定P Tが設置された。</p> <p>4月27日に益城町に入った関西広域連合からの助言により、固定資産台帳等を活用することが多いため罹災証明書の発行業務を将来的には税務課に移行することとした。このことを踏まえて、税務課長および総務課審議員がP Tの責任者となり、P Tメンバーの人選を行った。ただしP Tメンバーに選ばれた中には避難所運営等の業務に携わっている職員もいたため、それまでの業務から引き上げて家屋被害認定業務に専従させるのに苦労した。人選作業と平行して、各組織・各担当者の役割分担や調査日程も決めていった。調査のための書面様式や人員・班編成の検討にあたっては、淡路市（関西広域連合からの第一陣）および飯田市からの応援職員（ともに家屋被害認定調査の経験者）からの情報・助言（特に事態が今後どのように推移していくかという予測）が役立った。</p> <p>P T設置時点では、P Tの解散時期についての目途は立っていなかった。</p> <p>なお、4月25日時点では被害認定P Tと罹災証明P Tは1つのP Tだった（5月9日に分離）。</p> <p>2) 業務開始のために必要な人員・物品の確保</p> <p>役場庁舎が被災していたため、隣接する町中央公民館に業務スペースを確保した。しかし業務スペースが町中央公民館内で複数回にわたって移転したため、そのたびに業務環境の整備の手間が発生した（職務環境の整備の詳細については、「4.3.16 役場機能の再建」参照）。</p> <p>業務に必要な物品等を確保するために、P T設置直後の4月26日から、調査票やデジタルカメラ、ヘルメット、消せるボールペン、マーカー、画板、ガムテープ、下げ振り、コンベックスといった備品や車両の手配を進めた。しかし、物資調達の時期がゴールデンウィーク中だったため、これら物品の手配が進まず、調達に時間がかかったものもあった。</p> <p>関西広域連合や福岡県を中心とした他自治体からの応援職員50～60人、県職員20～30人規模の応援が5月上旬から入ってくる、ということが4月27日時点ですでに決まっていた。主に町職員は事務局（マネジメント）側となり、現場調査を応援職員が行う、という役割分担で業務を進めることとした。</p> <p>外部からの応援職員の要請は熊本県が窓口となって行った。九州知事会で応援自治体と受援自治体の担当が決定され、益城町には関西広域連合と福岡県からの職員が充てられた。また一次調査の内容不服で建物内部の調査も伴う二次調査実施前には、新潟県小千谷市長と益城町長が個別に面談し、小千谷市から支援の申し出をもらっており、「中越大震災ネットワークおぢや」が応援に来てくれた。</p> <p>内閣府特命担当大臣（防災担当）が「罹災証明書の発行を5月中に終えたい」と5月4日に発言したことを受けて、新たに東京都市町村会から多数の応援職員が益城町に入ってきた。また同時期にパソコン25台をリースして新潟大学による被災者生活再建支援システムをインストールし、業務に当たった。</p> <p>当初は、家屋被害認定調査を経験したことのある応援職員からの指導に基づき30班体制で50日程度をかけて約1.5万棟すべて（家屋だけでなく農業用小屋等も含む）を見て回る、という作業計画を想定していた。しかし大臣の発言を受けて、5月の約1ヶ月間ですべてを見て回る計画に見直した。関西広域連合や福岡県、東京都市町村会を中心とした応援職員が益城町に入ったことにより、最大時には45班体制（現場応援職員約100人）となった。現場応援職員の数が短期間で急増したのに対して、P Tの事務局（マネジメント）側への支援として熊本県市町村課から2人の応援職員のみであった。また人員・班配置などの調整作業は町職員が行ったことから、応援職員の受け入れ・配置や作業結果の整理のために非常に多忙になった。</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁																
	<p>数多くの応援職員が家屋被害認定業務に携わったため、業務の質の担保に苦慮した。住民からの理解・納得も得られず、第二次調査になったものもある。</p> <p>応援職員からは、「同じ都道府県の職員と一緒に回りたいので同じ班にして欲しい」「宿泊先がなく遠方からの出勤になるので業務開始時刻を遅らせたい」といった要望が数多くあり、その対応にも苦慮した。</p> <p>3) 家屋被害認定調査の実施</p> <p>4月27日に県主催の「平成28年熊本地震における家屋被害認定調査事前研修」に参加し、机上および実地による研修を受けた。研修では、家屋被害認定調査の制度概要や調査の具体的方法（調査のフローチャートや調査票入力方法等）、マネジメント方法などについて学んだ。</p> <p>4月29日には、活動方針、調査方針、調査班の1日のスケジュール、他自治体からの被災調査員受入れ予定からなる、益城町「被害家屋調査実施計画」を策定し、PTメンバー間で共有した。</p> <p>4月30日から現地での家屋被害認定調査業務を開始した。PTメンバー間の議論の結果、「明らかな全壊など、大きい被害のある人たちをまず救済しないといけない」という思いから、被害の大きい地区から調査を開始した。また、PTメンバー間で4月中に調査を開始するという共通認識ができていた。調査は2班体制で開始し、最大時には45班体制となった。また、5月1日から罹災証明の申請受け付けを開始した（罹災証明発行業務に関する詳細は「4.3.12 罹災証明PT、罹災証明の発行に関する業務」参照）。</p> <p>現地の地理に長けた道先案内人役1人+応援職員2人の3人で1つの班を構成し、すべての住家を訪問した。各班に同行するために班数と同じ人数の道先案内人が必要となるため、道先案内人役を担うことができる人（嘱託員（行政区長）や元町職員、議員等）に対して、PT責任者が毎晩電話を掛けて個別で依頼した。</p> <p>第一次調査では外観の損傷状況の把握（目視）、住宅の傾斜の計測、屋根、外壁、基礎の損傷の把握（目視）に基づく判定を行った。規定の様式は調査結果を記載し、様式に沿った手順で計算を行うことで、判定結果を簡単に提出することができるものとなっていた。</p> <p>第二次調査は第一次調査を実施した住宅の被災者から判定結果が不服で申請があった場合に実施されるもので、第一次調査と同様の調査に加えて、被災者の立会いのもと、住宅内部に立ち入り、内壁、天井、床、柱、建具、設備の損傷の把握（目視）を行った。</p> <p>調査班の1日の大まかなスケジュールは以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="247 1487 1309 1974"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>08:30~08:45</td> <td>調査事務室（町中央公民館）集合、当日の調査方針等について全体の打合わせ</td> </tr> <tr> <td>08:45~09:00</td> <td>準備品等の確認</td> </tr> <tr> <td>09:00~12:00</td> <td>調査事務室出発、現地にて被害認定調査</td> </tr> <tr> <td>12:00~13:00</td> <td>昼食・休憩</td> </tr> <tr> <td>13:00~16:00</td> <td>現地にて被害認定調査、出発</td> </tr> <tr> <td>16:00~17:30</td> <td>調査事務室で当日分の調査票整理、写真保存</td> </tr> <tr> <td>17:30~18:00</td> <td>調査事務局へ当日分調査票を提出</td> </tr> </tbody> </table> <p>事務局は、調査班から受け取った調査票の内容確認（エラー有無・修正等）、OCRを用いた調査票のスキャン（調査票がマークシート方式になっており、被災者生活再建支援</p>	時間	業務内容	08:30~08:45	調査事務室（町中央公民館）集合、当日の調査方針等について全体の打合わせ	08:45~09:00	準備品等の確認	09:00~12:00	調査事務室出発、現地にて被害認定調査	12:00~13:00	昼食・休憩	13:00~16:00	現地にて被害認定調査、出発	16:00~17:30	調査事務室で当日分の調査票整理、写真保存	17:30~18:00	調査事務局へ当日分調査票を提出	
時間	業務内容																	
08:30~08:45	調査事務室（町中央公民館）集合、当日の調査方針等について全体の打合わせ																	
08:45~09:00	準備品等の確認																	
09:00~12:00	調査事務室出発、現地にて被害認定調査																	
12:00~13:00	昼食・休憩																	
13:00~16:00	現地にて被害認定調査、出発																	
16:00~17:30	調査事務室で当日分の調査票整理、写真保存																	
17:30~18:00	調査事務局へ当日分調査票を提出																	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>システムに反映される)、翌日以降の調査班の体制構築(班割り・担当地域の決定、不足しそうになった備品の追加調達等)、道先案内人役の確保、調査全体の進捗状況管理等を日々の業務として行った。</p> <p>町内の住家 10,742 棟について調査を行い、全壊 3,026 棟 (28.2%)、大規模半壊 791 (7.4%)、半壊 2,442 棟 (22.7%)、一部損壊 4,325 棟 (40.3%) という被害判定結果となった(無被害は 158 棟)。</p> <p>家屋被害認定調査は所有者からの申請があった家屋を対象として行うという制度になっているが、「益城町には被害を受けていない家屋は存在しない」とPTメンバーが判断し、すべての家屋を対象として調査を行った(災害対策本部で事後了承)。生活再建を早期に実現するために家屋だけを優先的に調査し、その後に他の小屋などの調査を行う、という方法もあり得るが、小屋を公費解体するためにも罹災証明が必要となるため、すべての家屋を対象として同時に調査した。</p> <p>第一次調査は目視などにより確認ができるが、第二次調査では内部を見て判断するため、調査する項目が多くなり時間がかかった。また、空港や大病院が存在し、調査面積が広く業務負荷が大きくなった。</p> <p>調査方法については内閣府から「災害にかかる住家被害認定業務実施体制の手引き」が示されていた。しかしその資料だけでは十分に理解するのが難しいこと、統一した情報を提供することで調査内容の平準化を図ることを目的として、家屋被害認定調査の説明動画(現地での調査の様子や機器の利用方法、調査票入力方法等)を町で作成し、調査する職員(応援職員含め)に説明を行った。説明動画を作成したことにより、応援職員の入れ替わりが激しい中で業務説明に時間を確保するのが難しい中で、説明する内容が説明員によって異なるという事態を避けるのに有効に機能した。また、初めて調査に入る職員には、経験者をペアで付けることにより知見・ノウハウを共有するような対応を行った。ただし、半壊か一部損壊かといった境界が曖昧な事例も数多く、判定結果に第一次調査と第二次調査でねじれが生じたものもあった。</p> <p>4) 住民からの問い合わせへの対応</p> <p>住民にとっては家屋被害認定・罹災証明発行が様々なメニューの基点となることから、庁内で具体的なことがまだ何も決まっていない時点から、住民からの問い合わせが家屋被害認定PTに集中した。住民からの問い合わせは再任用職員など元町職員が中心となって対応した。被災して苛立ちが募っている住民から「役場が何も分かっていないのに自分たちはどうすればいいのか」と問われることもあった。</p> <p>また、電話が2回線しかないため、つながりにくく、住民が役場窓口で直接訪問することも多かった。電話や窓口での対応には一人あたり数十分かかるため、業務が遅れることもあった。職員側が家屋被害認定調査に関する知識・技能を十分には持ち合わせていなかったために、対応に苦慮することもあった。</p> <p>応急危険度判定と家屋被害認定の違いが分からない住民も多く、業務の混乱につながった。応急危険度判定で赤(危険)となったら、全壊だと思った住民が多く、その対応に手間が取られて苦労した。応急危険度判定用紙に調査目的の意味が書かれていないことが混乱の要因となっていた。</p> <p>熊本市では住民からの問い合わせ窓口としてコールセンターを立ち上げたが、益城町では検討する時間的・人的余力がなかったため立ち上げなかった。</p> <p>5) 被災者生活再建支援システムの活用</p> <p>上述のとおり、県からの推奨された新潟大学の被災者生活再建支援システムを導入した。初期段階は利用できるパソコンは1台しかなく、当初は手書きで対応せざるを得なかった。5月中旬にパソコン25台をリースし、うち10台に被災者生活再建支援システムをインストールして調査結果を蓄積した(残り15台は写真データの格納用として活用した)。</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>同システムは固定資産課税台帳と被災者情報および所有者情報を統合して作成することが想定されたシステムであり、住民と対面しながら利用するような場合は機能した。システムがなければ業務は進まなかったと思われる。</p> <p>ただし、まだ発展途上のシステムで、意図するように動かないところがあった。特に、いつの時点でどうだったかという履歴がわからない点、最新の判定状況を知りたくてもCSVでしかダウンロードできない点や検索機能（名前検索では漢字が完全に一致しないと表示されない等）が使い勝手が悪かった。さらに、本システムでは、生活再建に係る各支援策の活用も可能とされていたが、別途エクセルで各々管理していたため、被災者の一元管理ができなかった。</p> <p>6) 第二次調査の受付対応</p> <p>家屋被害認定PTは6月14日までに業務を終えて、6月15日にPTを解散した（人事発令を受けた）。ただし6月前半の2週間は2～3人で業務に当たっており、残りの職員は6月1日で元の課などに復帰していた。</p> <p>なお第二次調査については家屋被害認定PTで段取りを行い、罹災証明PT及び税務課に引き継いだ。</p> <p>6月以降の課題として、場所や人員不足から、1日の対応可能件数が限られてしまった。一人で担当する業務量が多いうえ、対応方針や指示が明確でなく苦慮した。</p> <p>(2) 課題の改善と方向性</p> <p>1) 被害認定調査にかかる事前準備の充実</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害認定調査は建物の専門的知識を有することから、調査員の習熟度により調査結果に差が生じる可能性があった。 ● 被害認定調査の方法は内閣府より手引書が発行されているが、書面だけではわかりにくい点があった。 ● 町職員に被害認定調査の知識がほとんどなく、他自治体職員の知識を参考に調査を行っていたが、参考にしたことに異なる点がある等、調査の正確性を欠く部分があった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 家屋被害認定調査の説明動画を作成し、調査する職員（応援職員を含め）に説明を行うことが必要である。 ✓ 初めて調査に入る職員には、経験者とペアにすることにより知見・ノウハウを共有するような対応が必要である。 ✓ 専門的な知識を持つ職員の育成が必要である。 <p>2) 専門スキルを持つ外部機関との連携</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の地震対応では、建築士など知識・経験を持った専門家との事前協定はなかった。応援職員の派遣が終了し、自前の職員だけでは調査しきれない申請があったため、10月から第二次調査用に建築士に調査を委託したが、第一次調査は自治体職員のみで行ったため、調査の質の平準化が難しかった。 ● コールセンターを立ち上げる余力や財源がなく、電話対応や調整、情報の交通整理が円滑に進まなかった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 建築士会など専門家団体との応援協定の締結を検討することが必要。協定を締結する際には、協定の内容（応援の範囲）として、現地調査に加えて、調査員のマネジメント等についても支援が得られるかについて調整することが必要である。 ✓ コールセンター事業者との応援協定の締結を検討することが必要である。 	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>3) 現場調査のための人員確保</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現場で調査を行う応援職員は短期間で交代していくため、調査の一貫性を保つのに苦労した。 ● 家屋被害認定調査の経験者（他自治体からの応援職員）や、第二次調査を行うための知見を持つ専門家（建築士など）がいることで、業務を効果的・効率的に進めることができたが、町職員には経験者・専門家が少なかった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査業務の経験者・専門家がいないと、どのように業務を進めるかという段取り（調査方式や人員編成など）を組むことも困難なため、家屋被害認定PTのメンバーに経験者・専門家を含めること（そのために被災経験自治体と事前協定を締結しておくこと）、専門性を持つ人材を町内で計画的に育成することが必要である。 ✓ 応援職員を含むメンバーが入れ替わっても、詳しく理解・把握できている職員を常駐させることにより、業務を円滑に進めることができ、被害調査基準の平準化にもつながることから、そのような専任の職員を配置することが必要である。 <p>4) マネジメント体制の充実</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応援職員は短期間に多くの人員支援が入ったが、彼らをどこに配置するのかを調整する事務局員が少なく、人員手配の段取りに大きな負荷がかかった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 応援職員にゆだねる業務内容に幅を持たせ、現場支援だけでなく、マネジメント支援ができる応援職員についても要請することが必要である。 ✓ 内閣府作成の手引きにおいては、被害認定調査全体を管理する役割として「コーディネーター」が実施する業務について詳細が記載されている。これらを参考にしながら、平時から人材育成を進めることが必要である。 <p>5) スケジューリング</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 悪天候時は調査実施が困難になることもある。しかし膨大な申請をできるだけ早急に対応するという思いが強く、調査実施日程に余裕を持たせることができず、悪天候でも調査を強行せざるを得ないことがあり、結果として二次調査の申請件数を増やす要因となった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 候補日に予備日程を設けることが必要である。 ✓ 悪天候時でも調査できる装備（防水カメラ等）を用意することが必要である。 <p>6) 業務環境の確保</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PT発足当初は、業務環境が整備されていない状態で作業を進めざるを得なかった。業務を実施する場所（部屋）、使用できるパソコン等のOA機器、文房具等の物品が手に入らない状況であった。施設は公民館を利用することができたが、公民館内で場所の移動が頻繁に行われ、移動する度に機器類のセッティングをするために時間や手間のロスとなった。また物品を手配しようにも、ゴールデンウィーク中で業者が休みであったため、入手できない状態が続いた。応援職員は来てくれるが、必要な備品・車両などをすべてに提供することができなかった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣府の「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（平成29年3月）」に例 	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>示されている必要な調査資機材のリストを参考として、平時から準備しておくことが必要である。</p> <p>✓ 応援職員に、必要となる資機材等を調達・持参した上で被災現地に入っていただくよう依頼する（応援協定内に明記する）ことが必要である。</p> <p>7) 調査実施の対象の検討</p> <p>①課題</p> <p>● 家屋被害認定調査は所有者からの申請があった家屋を対象として行うという制度になっているが、居住者からの申請も受け付けたため、申請が重複したことにより、同じ建物に何度も足を運ぶ等、調査対象件数が増加し、調査実施担当の負荷が増した。</p> <p>②改善の方向性</p> <p>✓ 地域全体の被害の規模、住民の要望、地域特性（住家以外の建物が多いか）、その後の各種制度との関係性（公費解体するためには罹災証明が必要等）などを踏まえて、対象を検討することが必要である。</p> <p>✓ 生活再建を早期に実現するために家屋だけを優先的に調査し、その後に他の農業小屋などの調査を行う、という方法により、家屋の罹災証明の発行を短期間で実現する、という方法もあり得る。しかし小屋を公費解体するためにも罹災証明が必要となるため、すべての家屋を対象とした。住家と非住家も同時に対象としたことで、効率的に調査ができたというメリットもある。</p> <p>4.3.12 罹災証明の発行に関する業務</p> <p>罹災証明書とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市町村が証明するものである。この証明書は、被災者住宅再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援策を受ける際に必要となる。</p> <p>益城町地域防災計画（平成27年度）では、「町は、(中略)各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付するものとする。」と規定されていた。しかし罹災証明書を交付するための体制の確立や発行業務そのものについて、事前準備や訓練は行われていなかった。</p> <p>(1)業務内容</p> <p>1) P Tの立ち上げ</p> <p>4月25日に罹災証明P Tが設置された。</p> <p>この時点では被害認定調査と罹災証明は1つのP Tだった。しかし平時に戻った際に通常業務と関連性の高い部署に引き継ぐことを念頭に検討し、5月9日に税務課を中心とした罹災証明P Tを分離した。理由としては、罹災証明の発行には固定資産課税台帳を活用することが多くなるためであり、その担当課である税務課16名中5名が通常業務の担当になった。残りの11名の職員は避難所対応（主にグランメッセ熊本と益城中央小学校）の後に、罹災証明発行のチームに振り分けられた。</p> <p>なお通常業務は住民税係6名中3名、固定資産税係4名中1名、納税係5名中1名で臨むことになったため、通常業務を遂行する体制を構築することが困難になった（他自治体からの中長期派遣・応援職員により通常業務の対応に当たった）。電算システムを設置できるのが町保健福祉センターしかなかったため、そこで業務を再開した（5月17日）。</p> <p>2) 罹災証明発行の申請受付・発行</p> <p>罹災証明の申請受け付けを5月1日から開始した。手続きを早めにして住民に安心感を持ってもらえるように、町役場の若手職員からのアイデアにより各避難所（全8箇所）に受付を置いて実施した。</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>5月4日の大臣（防災担当）（当時）の「罹災証明書の発行を5月中に終えたい」との発言を受けて、急ピッチで作業を進めた。5月末までに発行を終えるという設定で逆算し、各日の対象となる地区割りを行った。</p> <p>罹災証明書の交付は、5月20日から6月5日までグランメッセ熊本駐車場でいった。受け付け業務を熊本県行政書士会、関西広域連合に行ってもらった。また、証明書発行を県職員（40人）に行ってもらった。町職員が6人は一次調査を不服とする住民対応をした。その他、鳥取県職員、熊本森林局、九州農政局職員が補助として対応してもらった。グランメッセ熊本の室内は被災により使用することができなかった。町役場にも、同様の理由で場所を確保することができなかったため、グランメッセ熊本に野外テントを設置して、発行業務を行った。パソコンやプリンターなどの電子機器を使うため、室内に場所を確保することが望ましかったが、多くの住民を収容できる場所が皆無だったためできなかった。また、リース等で新たに調達したパソコンはインターネット配信やセキュリティなどの設定に時間がかかったため、罹災証明書発行の開始時期が遅れた。</p> <p>淡路市や飯田市の応援職員からの助言に基づき、20ブースで対応可能な件数を想定し、発行業務を開始した。発行できる件数は1日700件程度だった。しかし当初の見通しが甘く、初めての業務で不慣れだったこと、また、罹災証明を求め、長蛇の列が前日夜からできるなど、申請件数が多く、想定どおりに進めることができない日もあった。</p> <p>益城町では全棟を対象として調査を行ったため、発行対象には住家に加えて農業用倉庫なども調査の対象として含まれた。住家だけであれば1日あたり1,000人程度対応できた可能性があるが、倉庫なども含めて1人あたり5枚ほどをセットで確認・説明する作業が生じたため、罹災証明を発行するのに時間がかかった。</p> <p>3) 第二次調査・再調査野受付、罹災証明の発行</p> <p>6月5日に第一次調査が終了したため、被害認定調査PTは解散した。第二次調査や再調査の受け付けの実施、罹災証明の発行等といった残された業務は、税務課が担当した。</p> <p>第一次調査は「5月中に発行を終える」というスピード重視で調査を行ったが、判定結果によって義援金や生活再建支援金の金額など支援メニューが大きく変わるため、住民にとっては重要な問題となっていた。結果として判定内容に不服のある住民が多く、第二次調査の依頼件数が4,000件を超える要因となった。</p> <p>税務課は震災前からの通常業務と罹災証明発行を行うことになったが、6月1日の組織再編に伴い、PTメンバーの中には異動した職員もおり、税務課の人員が減ったため、課の負荷が増した。全国知事会・市町村長会など経由で全国の自治体に協力を要請し、7月末ごろまでは応援を仰いでいた。応援職員を確保できない時期には、県に職員の派遣を依頼することもあった。電話および窓口対応業務（第二次調査の依頼対応など）の負荷が大きかったため、元町職員や福岡県からの応援職員の協力により対応した。しかし職員が交代するたびに対応方法をレクチャーする必要があったため、苦労した。</p> <p>熊本県を含む他自治体からの派遣職員数が減少していったが、二次調査の申請に町職員だけでは対応することが難しかったため、建築士会および環境建築設計事務所を通じて建築士と委託契約を締結し、8月上旬から二次再調査を実施した。</p> <p>二次再調査以降は住民の立会いの下で調査を行う。荒天等で調査をキャンセルすると、再予約しても1か月待ちになってしまうため（予備日を設けていなかった）、荒天等の中でも調査を実施せざるを得なかった。</p> <p>減免申請や土地の調査といった税務課の通常業務を行う場所（公民館1階）と、第二次調査の受け付け等を行う場所（公民館2階）が離れており、業務を効率的に進めることができなかった。</p> <p>(2) 課題と改善の方向性 1) PTのマネジメント</p>	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明PTのマネジメントを行う人間を決定すべきであったが、流動的な配置での範囲をまかせられるかが不明であったため、決定することができなかった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 罹災証明業務を経験したことのある職員の知見・ノウハウを共有できる体制の構築が必要。 ✓ 罹災証明業務を経験したことのある町職員は多くないため、外部から応援を得ることができるよう、相互応援協定や受援計画を策定することが必要。 ✓ マネジメント能力に長けた人間を配置することが必要。 <p>2) ノウハウの獲得・蓄積</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明の発行を始める段階では、各業務にどの程度の時間がかかるか見当もつかなかった。1～2日間同じ業務をやっていると、整理券の番号で、何時くらいに証明書の発行ができるかがわかるようになり、「大体何時頃に来てください」と住民に教えることができるようになった。 ● 熊本県に設置している生活再建支援コールセンターを活用し、わからないときは頻繁に問い合わせていた。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去の災害対応の際に同種・類似業務を行った経験者に、各業務にかかる時間目安を質問できる体制を構築しておくことが必要。 <p>3) 業務環境の構築</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明書の発行場所が屋内に確保できず、屋外での作業となった。テントしかない屋外で証明書発行の機械が使えなくなるなど、不安要素が多い中で業務をするしかなかった。 ● 罹災証明発行に関係する部署の作業場所が仮庁舎（中央公民館）内で物理的に分散していたため、思うように意思疎通を取ることが難しかった。 ● インターネット配信やセキュリティの問題があるため、パソコン、システムのセッティングに予想以上に時間がかかってしまった。今回、使用した被災者生活再建支援システムは、現段階では発展途上のシステムであり、作業を進める中で意図するように動かないところがあった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 天候に左右されないよう、また担当者間での情報共有を円滑に行うことができるよう、業務環境を確保することが必要。このことを盛り込んだ計画を事前に策定しておくとともに、関係各課と調整できるようにしておくことが必要。 ✓ 罹災証明の発行にあたって導入する情報システムについて、平時から選択しておくとともに、利用に慣れた職員を育成することが必要。そのためには、消防庁国民保護・防災部防災課が作成した「罹災証明に関する先進的な事例集（平成27年2月）」や、内閣府が作成した「平成26年度被災者台帳調査業務報告書（平成27年3月）」等、過去の事例等を参照し、各自治体に適応するシステムを検討することが有効。 ✓ 罹災証明発行に関わる関係部署の活動場所を一括で集約しておくことで、スムーズに業務を進めることができる環境を整備することが必要。 <p>4) 住民への説明</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明の発行は地区別に行うという周知が住民に十分に行き渡っておらず、対象日 	

No.	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>以外の住民が来ることがあり、住民からクレームが寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明書の発行数が限られているため、朝9時の受付開始時には既に当日の受入れできる分の整理券がなくなってしまう状況であり、住民からの批判・苦情につながってしまった。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報担当部署と連携し、住民への情報提供・説明を徹底すること、また担当者間で説明が異ならないよう常に情報共有を図ることが必要である。 ✓ 無理な目標設定はせずに、住民が混合しない余裕を持った発行件数、発行完了日数の設定が必要である。 <p>5) 業務体制の構築</p> <p>①課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明チームの人員として、税務課職員16名中11名が配置された。その結果、税務課本来の業務（平時からの業務に加えて、発災に伴う減免申請等）への対応が遅れた。また、PTが解散した後も、罹災証明書発行業務を税務課が単独で引き受けることになったため、職員から通常業務と並行して実施するのは難しいという反発が大きかった。 ● 税務課の業務量は減っていないが、人員だけ減ってしまうことになり人手が足りなくなった。電話対応や窓口業務に人員が割かれるため、元町職員等に頼んで対応をしてもらうこととなった。 ● 引継ぎ書類の書式の統一や業務マニュアルの整備が十分にできなかったため、短時間（1週間程度）で交代する派遣職員が知識・ノウハウを身につけるのが難しいことがあった。 ● 後々の責任も関わってくるため、証明書発行は益城町職員が対応しないといけない。その際に、誤った情報を出してしまうと大変なことになる。応援職員が伝えたことに対して、「説明されたことと違う」と住民からクレームもあり、解決まで長期化したものもある。 <p>②改善の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 税務課単独ではなく、他課や応援職員も含めた実施体制を事前に検討・構築しておくことが必要である。 ✓ 受援計画を策定し、応援職員に協力を依頼する業務範囲を明確にしておくことが必要である。 ✓ 応援職員が交代しても円滑に業務を継続できるよう、引継ぎ書類の書式統一や業務マニュアルの作成が必要である。 	

- (注) 1 本表は、当局が国、都道府県、政令指定都市、道府県所在地の市及び九州内の市町村のほか、派遣職員の調整を行った九州地方知事会、関西広域連合などのホームページを調査した結果、31 団体が作成・公表していた熊本地震の検証報告書から罹災証明書に関する記載を抜粋したものであり、当局が作成した。ただし、職員の派遣実績を整理した表や派遣職員の個人的な見解を含む記載などについては、掲載を省略している。
- 2 報告書本文中に記載している「熊本地震における建築物の被災状況調査報告」（公益社団法人静岡県建築士会平成28年11月作成）については、末尾に「無断での転載・複製を禁じます。」と記載されていたため、掲載しなかった。また、熊本県益城町が作成した「平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書」（平成29年11月）については、当局の実地調査（平成29年8月）時点では作成中となっていたため、報告書本文には掲載していないが、本資料に、罹災証明書に関する記載を抜粋して掲載した。
- 3 「罹災証明書に関する記載等」欄の検証報告書の冒頭に、検証報告書の名称、作成者、作成時期を記載している。なお、作成時期が不明な検証報告書については、【－】と記載した。
- 4 「掲載頁」は、左欄の検証報告書において罹災証明書に関する記載が掲載されているページ番号である。

資料 1-(2)-② 東日本大震災の対応に係る検証報告書における罹災証明書に関する記載内容

検証報告書の作成者	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
岩手県	<p>東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言【平成 27 年 1 月】</p> <p>第 4 章 防災・復興に関する取組事例 第 2 節 復興編 4 被災者の生活再建支援</p> <p>取組項目 No. 13 被災者台帳システムの整備・運用 [取組概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後の岩手県の沿岸市町村では、庁舎や職員自身が被災するなど行政機能が著しく低下する中、災害応急復旧、避難所運営等数多くの業務を行う必要があり、被災者情報の適切な把握、管理ができず、被災者の生活再建支援業務に支障を来すことが懸念されました。 ○ これらの状況を踏まえ、広域行政を担う県が、被災市町村の行政機能の回復支援を行うとともに、被災者への直接支援を行うため、京都大学、新潟大学を中心とする支援プロジェクトチームの協力を受け、過去の被災自治体で活用実績のある「被災者台帳システム」の導入を進めました。 ○ 被災者台帳システムを導入した市町村では、業務の効率化が図られるとともに、個々の被災世帯のり災状況や支援の実施状況、今後の住宅再建の意向などを把握することにより、支援が必要な世帯を特定することが可能となり、被災者へのきめ細かな生活再建支援が可能となりました。 ○ 一方で、発災後にシステムを導入したため、住民基本台帳や課税台帳等の被災者の基本データのほか、り災証明書や義援金の支給など、既に進められている業務のデータをシステムに登録するための作業に膨大な時間を要するなどの問題も生じました。 ○ このような岩手県での取組実績を踏まえ、被災者支援を迅速かつ効率的に実施可能な被災者台帳システムを、災害発生に備え平常時から整備しておくことが有効です。 <p>取組事例 ① 被災市町村への被災者台帳システム導入について 岩手県及び支援プロジェクトチームが被災市町村を訪問し、被災者台帳システムの導入を提案しました。 平成 24 年 4 月から 7 市町村においてシステムの運用を開始し、被災者の生活再建支援業務に活用しています。</p> <p>取組事例 ② 被災市町村の知見の被災者台帳システムへの反映について 岩手県及び支援プロジェクトチームが定期的に市町村を訪問し、システムの運用支援を行うとともに、意見交換会や意見交換サイト等の活用によりシステム利用者の意見を集約のうえ、随時、システム改修を実施しています。</p> <p>取組事例 ③ 新しい被災者台帳システムの構築について 現在岩手県で運用しているシステムをベースに、被災者支援業務の更なる効率化を図るとともに、今後の大規模災害の発生に備え、新たなシステムの構築を検討しています。 東日本大震災での教訓を踏まえ、「り災証明書発行」から「生活再建支援」まで、総合的に対応可能なシステムを全県的に導入することとし、平成 27 年度からの運用開始を予定しています。</p>	44・45

検証報告書の作成者	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
宮古市	<p>東日本大震災における災害対応行動の検証報告書 【平成 24 年 3 月】</p> <p>4. 庁内アンケートに基づく災害対応行動における課題抽出 4.14 り災証明等の発行（各種窓口業務含む） ＜主要実施事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者の総合案内・受付業務 ◆ り災証明書の発行と発行に係る調査 <p>＜主要課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口業務への人員確保及び適切配置による円滑化 ○ り災証明の発行等における行動マニュアルの整備と訓練等による周知 ○ 証明書発行業務における事務分掌の再点検と見直し <p>＜組織の声 ●反省点、⇒今後の課題・教訓＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> ● 発行件数が膨大であり、対応できなかった。 ⇒被害調査した調査班において、発行業務を行ったほうが効率的である。 ■ 総務企画部 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国に積極的に働きかけ、被災地の現状に合わせた施策にしなければならない。 ● 計画不足、知識不足のまま始まった業務のため、受付中に何度も変更点が出た。 ⇒ 的確な案内業務が可能のように、各部課業務の最新情報を収集する必要がある。その方法について要検討。後々、罹災者に不平不満が生じないためにも、計画を立て、受付側の知識を統一してから始めることが重要。 ● 防災行政無線の感度が悪く、本部からの情報伝達がうまくいかなかった。川井事務所へ炊き出しのお願いに車で 2 回行った。 ■ 市民生活部 <ul style="list-style-type: none"> ● 各課で行なっている支援事業が変更・追加、期間延長する場合があります、必要な証明書等の把握をするのが困難だった。 ⇒ 来庁者の必要な証明書を的確に発行するために、各課より情報提供を受けることが必要である。 ● 相談室として災害時の行動マニュアルを十分把握していなかったもので、どう動くべきか戸惑った。当初、提供できる正確な情報が乏しかった。相談員一人で待機している際に危険を感じた。 ⇒ 行動マニュアルの周知徹底。異常な状況下だからこそ職員は複数で行動させること（特に女性職員） <p>＜職員個人の声＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営を兼務していたため、窓口業務にあたる職員数が確保できず、窓口が非常に混雑した。 ○ 大規模災害時のり災証明書発行は、住家等の被害調査を行う税務課へ分掌事務を修正する必要がある。 ○ 総合窓口課に、死亡届、印鑑登録・証明、退職による国保・国民年金加入、身分証明としての保険証再交付申請、医療費無料受診に関する問い合わせ等の手続き者が殺到。数時間～半日待ちの異常なほどの大混雑が数ヶ月に渡って続いた。このような状況下では、市民窓口職員によるフロアマネージャーを置けるよう、人員配置を考えるべき。 ○ 被災者台帳の大前提となる、り災証明書のデータ、固定資産税のデータ、住民基本台帳のデータの一元化をできるシステムの構築。 <p>＜市民の声＞</p>	71・72

検証報告書の作成者	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<ul style="list-style-type: none"> ● り災証明の発行の件で、あらかじめ調査がなく、自己申告だったため不公平が生じている。お金に関わることがほとんどなので公平な判断をいただきたかった。そういった体制を今後はお願いします。 ● り災証明をもらいに行ったら長蛇の列、3時間待ちは序の口で、私は6時間を要しました（受理、審査が2名の時）。それは仕方ないと行政の方は思うかもしれませんが、申請に行っている人たちは市役所のほかに次から次へと手続き処理に回らなければならない状況の中で日時を選んで行っているわけです。数日したら担当者を増加して対応していたようですが、あの時は本当に問題意識がない人たちだと思いました。 	
釜石市	<p>釜石市 東日本大震災 検証報告書【災害対策本部編】（平成26年度版） 【2015年9月】</p> <p>第3章 釜石市の災害対応状況 第3節 業務別対応状況 第17項 家屋被害調査・り災証明の発行</p> <p>2 り災証明</p> <p>津波による被害地域が広範囲であったことから、住宅の損壊程度の判定手続きが大幅に簡素化された。しかし、物資の搬送や避難所運営などの被災者支援が優先されたこともあり、震災発生約1か月後から、り災証明書の発行を始めた。</p> <p>(1) 証明書発行の準備</p> <p>津波浸水区域内の残存家屋について調査を開始した3月28日、家屋調査班（家屋調査・り災証明）は、り災証明発行のための被害状況のデータベースの作成に取り掛かった。</p> <p>(2) 被災証明発行開始</p> <p>4月11日、教育センター1階に、り災証明発行窓口を3か所開設し、り災・被災証明発行を開始した。職員は、市民課、税務課、応援職員、臨時職員、ボランティアが配置され対応した。</p> <p>同時に、被害調査班の窓口も開設され、税務課資産税係が、被害の再調査依頼受付や災害判定に疑問のある被災者への説明を行った。</p> <p>被害調査が終了している家屋については、即日発行することができたが、初日は、窓口に並んだ全ての被災者に対して、り災証明書を発行するため、長蛇の列となり、多くの苦情があった。</p> <p>発行を開始した当日には、大阪府大阪市の派遣職員が、り災証明書発行窓口業務応援に入り、以後4月23日まで就いた。</p> <p>また、り災証明の発行開始と併せて、被災者生活再建支援金の申請受付・災害弔慰金の受領申出書受付・災害援護資金の貸付申請受付・日本赤十字社による家電支援や民間団体による生活用品などの支援案内の相談窓口も開設された。</p> <p>(3) り災証明の運営</p> <p>り災証明書は、発行開始翌日4月12日より、1日の発行枚数を限定し、時間を区分して発行した。</p> <p>4月18日までに、シープラザ釜石2階に、住民票や税務証明などの発行業務が、移設されたことに伴い、り災証明の発行窓口も移設した。</p> <p>5月中旬に生活再建支援金申請窓口が開設された際は、シープラザ釜石の同じフロアに被災・り災証明書発行窓口を移すなどし、両手続きをワンフロアで行えるように対応した。</p>	222・223

検証報告書の作成者	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>第13節 その他</p> <p>第1項 相談窓口について</p> <p>○ 窓口対応が混乱した。綿密な業務管理や業務分担、人的体制が整わないまま相談窓口に突入せざるを得なかった。他業務と並行して行わなければならない、綿密な対応ができなかった。</p> <p>○ 4月11日に開設したが、相談者が殺到し、膨大な申請を抱えたが、データ入力等の作業が進まず、進達などの流れができるまでに時間を要した。窓口対応が徹底できず従事職員の混乱を招き、職員の疲労が顕著であったが、マンパワー不足により、どうすることもできなかった。</p> <p>【主な対策（対応）・改善の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な事務処理を進めるため担当責任者を分け、全体総括担当・相談窓口担当・データ整理担当、そして各支援制度の担当は、課事務室にて申請処理や電話相談に専念しながら、窓口担当職員に時系列で変わる制度を随時、情報提供できるだけの体制づくりが必要である。 	294
仙台市	<p>東日本大震災 仙台市 震災記録誌～発災から1年間の活動記録～ 【平成25年3月】</p> <p>第4部 生活復旧編 第6章 生活支援 第1節 り災証明</p> <p>4. 総括</p> <p>り災証明は地方自治法第二条に定める自治事務として、地方自治体が行うものとなっており、内閣府指針等に基づき、被災した建物の建物被害認定調査と被害程度区分の判定を行うこととされている。現時点では、り災証明に関する法制化がなされていないこともあり、結果的に自治体間での取扱いにもばらつきが生じる部分もあったため、被災者の間での不公平感をもたらすケースもあった。各種の国等の支援制度がり災証明に基づき給付されることに鑑みれば、調査票の簡素化や不服への対応のための制度設計などについて、法制度上の適切な整理が必要である。</p> <p>また、今回の震災においては、被災を証明する書面の提示により東北地方を発着とする高速道路の無料開放措置が6月に開始され、本市としても高速道路無料化に対応する専用体制を別途整備するなど、人員や機材等の強化を図り対応したが、12月には完全無料化され、り災証明提示が必要ではなくなった。この取扱いをはじめから実施していれば被災自治体に大幅な業務負担が生じなかったことになり、また、被災者にとってもしなくともよい手続きや負担を強いることは無かったと言える。震災時においては、今回の反省を踏まえ、制度設計における工夫などにより被災者に極力、負担を強いることのないよう、国の一貫した配慮とそれを反映したガイドライン等が望まれる。</p> <p>一方、本市内部の問題として、人員体制については、初期対応が収束した段階で比較的手すきになる業務分担（物資輸送等）を担当した各課がり災証明業務をはじめ繁忙な業務が残っているにもかかわらず、早々に通常本来業務に戻ってしまうなど、時間的・人員的ボリューム配分のアンバランスが目立った。平常時からり災証明書発行業務に従事する職員をあらかじめ割り当てておき、事前に建物被害認定調査の研修やり災証明書発行業務の知識を蓄えておく必要がある。</p> <p>また、被災された方がり災証明書の申請を行うにあたっては、各区役所・総合支所の窓口が最も利便性があり、現実的であることから、現在のネットワーク化されていないパソコンでの処理から、住民基本台帳のデータと連携した情報システムを</p>	223・224

検証報告書の作成者	罹災証明書に関する記載等	掲載頁
	<p>整備し、さらに、り災証明書の判定結果を活用して行う被災者支援制度のための情報システムとも連携することにより、業務のより一層の効率化を図り、迅速なり災証明書発行を推進する必要がある。このことにより、り災証明書の判定結果を活用して行う被災者支援制度の担当課も情報を共有化することができることになり、各種支援制度においても迅速な対応が可能となる。</p> <p>さらに、建物被害認定調査において、木造等の戸建住宅については建築に関する知識がなくとも、研修を行うことで十分調査・判定ができたが、比較的大規模な非木造の建物については、建築の知識を有する職員でないと対応に苦慮するケースが散見された。非木造建物の調査・判定には、建築士の資格を有する本市職員による調査・判定の実施や民間の建築に関する団体に調査に関する協力についての協定の締結を検討する必要がある。</p> <p>マンション等の集合住宅については、一棟の被害程度を各住戸共通の被害として判定する原則がある一方で、各住戸ごとに被害の程度が異なる場合には、それぞれに異なる判定を行うこととされている。</p> <p>したがって、共用部分と専有部分との調査結果の違いについて、整合性のとれた被害判定かどうかの確認を十分に行う必要があり、判定まで一定の時間を要することになる。迅速性が求められるり災証明発行業務において、集合住宅の特性に合った調査手法の改善について、被災自治体同士で意見交換しながら取り組むほか、国等にも必要に応じて働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>複数の申請者が同じ建物に居住しており、個々の申請に基づく調査をその都度行うのは、非効率的な一面がある。管理組合や管理会社等の協力を得た、合理的な申請手続きの工夫も検討すべきである。</p>	

(注) 1 本表は、当局が東日本大震災で被災した県及び市町村のホームページを調査した結果、公表されていた検証報告書から罹災証明書に関する記載を抜粋したものであり、当局が作成した。ただし、職員の活動実績を整理した表などについては、掲載を省略している。

2 「罹災証明書に関する記載等」欄の検証報告書の冒頭に、検証報告書の名称、作成時期を記載している。

3 「掲載頁」は、左欄の検証報告書において罹災証明書に関する記載が掲載されているページ番号である。

○ 災害に係る住家の被害認定及び罹災証明書の交付等について

1 趣 旨

被害状況等収集伝達要領（以下「収集伝達要領」という。）第5条第5号及び風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領（以下「罹災証明事務取扱要領」という。）第17条に基づき、災害に係る住家の被害認定、及び罹災証明書（第2号様式）の交付等に関し必要な事項を定める。

2 用語の意義等

- (1) 災害に係る住家の被害認定とは、罹災証明事務取扱要領第1条に規定する風水害等により被災した住家の被害の程度を認定することをいう。
- (2) 住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分で認定を行う。
- (3) 被害認定調査とは、罹災証明事務取扱要領第3条第1号イに規定する罹災証明書（第2号様式）により、住家の被害の程度を認定するために行う調査（第一次調査、第二次調査及び再調査）をいう。

3 災害に係る住家の被害認定について

(1) 被害認定基準

災害に係る住家の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）によることとする。

(2) 被害認定調査

被害認定調査は、内閣府（防災担当）が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「住家被害認定調査票」により行うこととする。

なお、「住家被害認定調査票」は、災害種別により地震、水害又は風害で分かれるほか、住家の構造により木造・プレハブ又は非木造で分かれる。

4 被害認定調査の実施について

(1) 被害調査班の編成

被害認定調査は、収集伝達要領第5条に規定する被害調査班が行うこととし、別紙1により3名で編成する。

なお、被害状況等によっては2名で編成する。

(2) 関係各課の役割

被害認定調査に係る関係各課の役割は、別紙2のとおりとする。

(3) 被害認定調査の実施

被害調査班は、被災者等から罹災証明事務取扱要領第4条又は第6条に基づく罹災証明書（第2号様式）の交付申請があった場合、収集伝達要領第5条第2号により第一次調査を行う。第二次調査は、第一次調査を実施した被災者等から申請があったもの、又は第一次調査の対象に該当しないものについて行う。

なお、第二次調査の実施後、被災者等から被害程度の認定結果に関する再調査の依頼があった場合は、罹災証明事務取扱要領第11条に基づき、当該被災者等の依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、別の被害調査班によりその点について再調査を行う。

(4) 調査結果の保存

被害認定調査に係る住家被害認定調査票、写真その他の関係資料の保存については、罹災証明事務取扱要領第7条第4号によることとする。

5 罹災証明書の交付等について

(1) 罹災証明書の申請又は交付

災害対策基本法第90条の2により、被災者等から申請があったときは、遅滞なく被害認定調査を実施し、罹災証明書（第2号様式）を交付することとする。

(2) 関係各課の役割

罹災証明書（第2号様式）の申請又は交付に係る関係各課の役割は、別紙3のとおりとする。

(3) 被害認定調査に係る周知

罹災証明書（第2号様式）の申請又は交付の際、被災者等に申請又は依頼に基づいて第二次調査又は再調査を実施する旨を周知することとする。

6 被害認定調査に係る職員の育成について

(1) 「中越大震災ネットワークおぢや」等が開催する被害認定調査研修を受講

調査員Bを育成するため、毎年2名程度、研修会に職員を派遣する。

(2) 「中越大震災ネットワークおぢや」等から講師を招聘し、研修会を開催

調査員A・B・Cを対象とした研修会を開催する。

(3) 他の地方公共団体で災害が発生した場合、職員を派遣して被害認定調査を実施

調査員Bを育成するため、総務企画局と危機管理室が協議のうえ、被災した地方公共団体の人事課に職員の派遣を打診する。

なお、「中越大震災ネットワークおぢや」に加入している地方公共団体が被災した場合は、「中越大震災ネットワークおぢや」の事務局を通して被災した地方公共団体に職員の派遣を打診する。

7 その他

(1) 被害認定調査に係る必要資器材は、別紙4のとおりとする。

(2) 大規模災害発生から罹災証明書交付までの流れは、別紙5のとおりとする。

被害調査班の編成

	担 当 課	役 割
調査員 A (班長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ支援課 ・ 保健福祉課 ・ 保護課 ・ 国保年金課 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会事務局 ・ 監査事務局 ・ 人事委員会事務局 ・ 選挙管理委員会事務局 <p style="text-align: right;">(※1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害認定調査の準備及び日程調整等 ・ 調査時、被災者等に以下の事項を説明 <ul style="list-style-type: none"> ①被災者生活再建支援制度等の概要 ②罹災証明書(第2号様式)の概要 ③被害認定調査の概要 など
調査員 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害認定調査の実務経験者 ・ 被害認定調査の研修受講者(※2) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の地方公共団体からの応援職員 <p style="text-align: right;">(※3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害認定調査の実施(主) ・ 損害割合の算出及び判定
調査員 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政局市税事務所 ・ 財政局税務部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害認定調査の実施(従) ・ 損害割合の算出及び判定

※1 危機管理監は、区長から職員の応援要請があり、被害状況等により必要と認める場合は、市議会事務局等に職員の応援を求める。

※2 被害認定調査の研修(「中越大震災ネットワークおぢや」等が開催)は、建築都市局の職員など、建築士免許の取得者や建築に関する知識を有する者を中心に受講する。

※3 総務企画局長は、区長から危機管理監に職員の応援要請があり、被害状況等により必要と認める場合は、他の地方公共団体(「中越大震災ネットワークおぢや」の加入自治体等)に職員の応援を求める。

被害認定調査に係る関係各課の役割

担 当 課	役 割
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査の総合調整に関すること（財政局及び建築都市局との調整のほか、市議会事務局等への応援要請等） ・被害認定調査に係る他の地方公共団体への職員の派遣、又は他の地方公共団体からの職員の受け入れに関すること ・被害認定調査に係る職員の育成に関すること ・建築士等の専門家及び県内の市町村との応援体制の構築に係る協議に関すること
広報室	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査に係る広報に関すること
総務企画局 （人事課）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査に係る他の地方公共団体への職員の派遣、又は他の地方公共団体からの職員の受け入れに関すること ・災害時における職員配置計画に関すること
財政局 （市税事務所） （税務部）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査の実施に関すること
保健福祉局 （総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度など被災者の支援制度に関すること（区役所への概要説明等を含む。） ・被害認定調査に係る広報に関すること（区役所と被害認定調査の実施に係る日程調整等）
建築都市局 （指導部）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査の実施に関すること
区役所 （総務企画課）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方針（調査の開始日、調査の期間、被害調査班の数、各班の調査区域等）の決定に関すること ・調査実施体制の確立（被害調査班の編成等）に関すること ・被害の程度の認定に関すること

<p>区役所 (市民課)</p>	<p>・被害認定調査に係る被災者からの各種問い合わせ、苦情などの広聴に関すること</p>
<p>区役所 (コミュニティ支援課) (保健福祉課) (保護課) (国保年金課)</p>	<p>・被害認定調査の実施に係る日程調整 ・被害認定調査に係る被災者生活再建支援制度等の概要説明に関すること ※コミュニティ支援課は、保健福祉課等に被災者生活再建支援制度等の概要説明を行う。</p>
<p>市議会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局</p>	<p>・被害認定調査に係る被災者生活再建支援制度等の概要説明に関すること</p>

罹災証明書（第2号様式）の申請又は交付に係る関係各課の役割

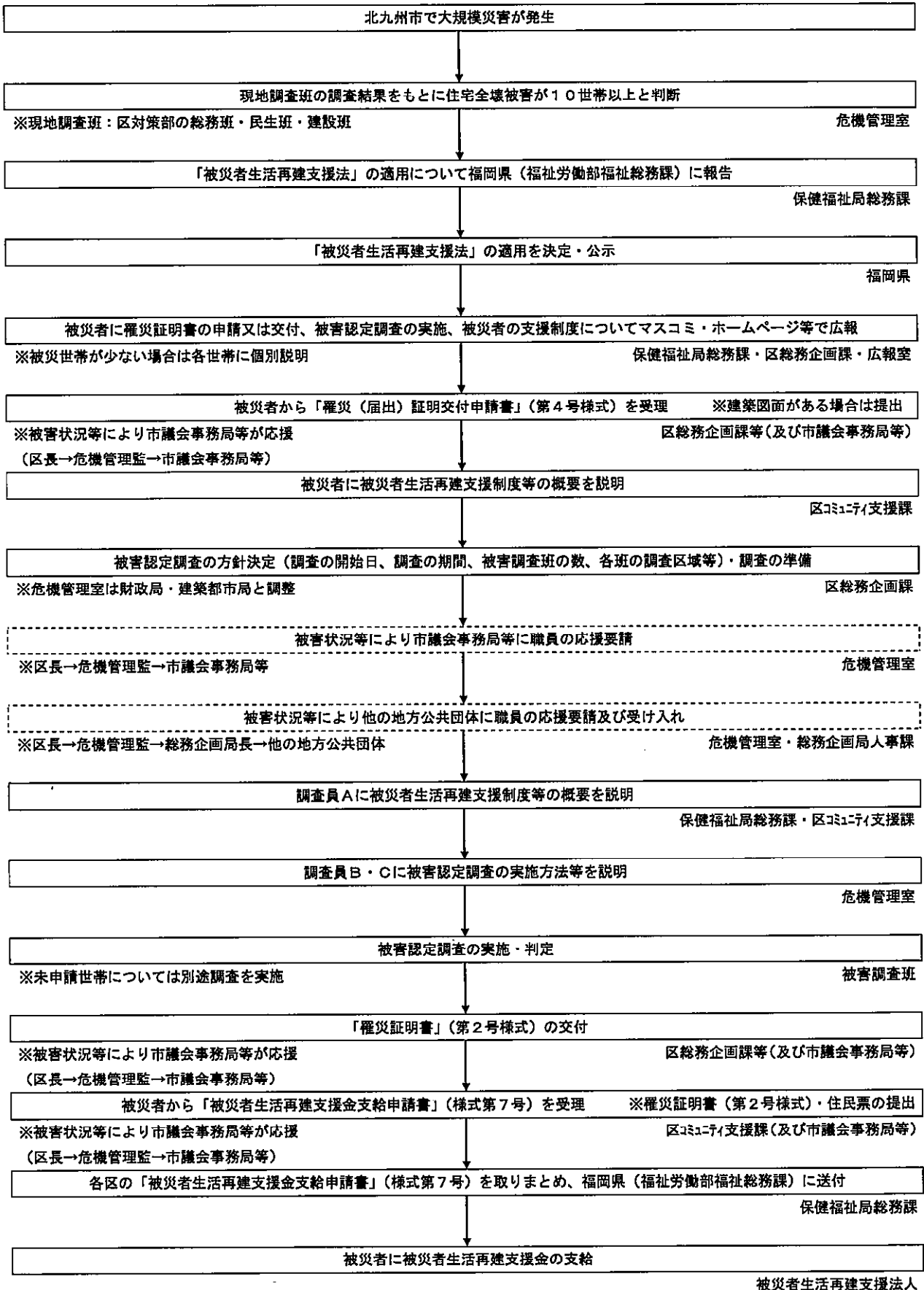
担 当 課	役 割
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の申請又は交付に係る市議会事務局等への応援要請に関する事
広報室	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の申請又は交付に係る広報に関する事
総務企画局 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における職員配置計画に関する事
保健福祉局 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度など被災者の支援制度に関する事 (区役所への概要説明等を含む。) ・罹災証明書の申請又は交付に係る広報に関する事 (区役所と罹災証明書の申請又は交付に係る日程調整等) ・災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給状況等の管理に関する事
区役所 (総務企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の申請又は交付に関する事 (申請又は交付の日時・場所の決定等を含む。)
区役所 (市民課)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の申請又は交付に係る被災者からの各種問い合わせ、苦情などの広聴に関する事
区役所 (コミュニティ支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度など被災者の支援制度に関する事 ・災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給に係る受け付けに関する事
区役所 (保健福祉課) (保護課) (国保年金課)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の申請又は交付に関する事

<p>市議会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局</p>	<p>・罹災証明書の申請又は交付に関すること</p>
---	----------------------------

被害認定調査に係る必要資器材

	担 当 課	必要資器材
調査員 A (班 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ支援課 ・保健福祉課 ・保護課 ・国保年金課 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員証 ・保護帽（ヘルメット） ・キャリングケース ・地図（住宅の配置が記載されたもの） ・被災者支援制度の書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会事務局 ・監査事務局 ・人事委員会事務局 ・選挙管理委員会事務局 	
調査員 B	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査の実務経験者 ・被害認定調査の研修受講者 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員証 ・保護帽（ヘルメット） ・ビジネスバッグ（肩掛け） ・住家被害認定調査票 ・テキスト（損傷程度の例示） ・画板（A4） ・クリアファイル（10ポケット） ・懐中電灯
	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体からの応援職員 	
調査員 C	<ul style="list-style-type: none"> ・財政局市税事務所 ・財政局税務部 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員証 ・保護帽（ヘルメット） ・ビジネスバッグ（肩掛け） ・下げ降り ・巻尺 ・オートロックメジャー ・テープメジャー ・デジタルカメラ（メモリカード） ・懐中電灯

大規模災害発生から罹災証明書交付までの流れ



資料2-(1)-②

災害対策本部調査班活動マニュアル
(収納課・特別滞納整理室・資産税課・市民税課)

平成29年4月

このマニュアルは、長崎市地域防災計画に定められている本班の分掌事務について、具体的に、わかりやすく表記して、迅速に活動できるようにするものである。

1 長崎市の配備体制

(1) 配備区分及び配備基準

職員の配備は次の基準による。

ア 災害対策本部

体制の区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第 1 配 備	① 局地的な災害が発生するか、又は発生が推測されるが、その災害の程度の子測が困難であり、嚴重な警戒を必要とするとき。 ② 震度5弱以上の地震が観測されたとき。	災害に対する警戒体制をとるとともに、小災害が発生した場合に対処しうる人員を配備する。
第 2 配 備	災害が拡大し、第1配備では対処できない場合で、災害対策本部長が必要があると認めるとき。	災害発生とともに直ちに災害応急活動ができる体制とする。
第 3 配 備	① 全市域にわたる災害が発生し、又は全域でなくても、大規模な局地災害が発生したとき。 ② 震度6弱以上の地震が勤務時間内に観測され、全市域にわたる災害が発生し、又は全域でなくても、大規模な局地災害が発生したとき。	動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。
特 別 配 備	震度6弱以上の地震が休日・夜間等勤務時間外に観測されたとき。	動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とし、暫定的な緊急対策を講じる。
現 地 災 害 対 策 本 部	① 災害が拡大し、災害対策本部長が必要があると認めるとき。 ② 震度6弱以上の地震が休日・夜間等勤務時間外に観測されたとき。	動員可能な職員をもってできる体制とする。

イ 災害警戒本部

体制の区分	配 備 基 準	配 備 内 容
A 配 備	① 大雨又は洪水注意報が発表中で、現に相当の降雨があり、今後更に相当の降雨が予想されるとき。 ② 大雨・洪水警報、暴風警報又は津波警報が発表されたとき。 ③ その他の気象注意報、警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ④ 本市に台風が接近し、本市への影響の恐れがあるとき。	関係課の職員をもって、情報の収集、伝達及び連絡が円滑に実施できる体制とする。
B 配 備	① 大雨等の警報が発表中で、現に相当の降雨があり、今後更に相当の降雨が予想されるとき。 ② 大雨等の警報が発表中で、災害の発生の恐れがあるとき。 ③ その他の気象警報が発表され、現に応急措置要請がある等災害の発生が予想されるとき。 ④ 本市に台風が上陸する恐れがあるとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
地 震 配 備	震度4の地震が観測されたとき。	

ウ 災害警戒体制

体制の区分	配 備 基 準	配 備 内 容
災 害 警 戒 体 制	大雨注意報、洪水注意報等の発表により、各種災害の発生が予測されるとき。	関係課の職員をもって、情報の収集、伝達及び連絡が円滑に実施できる体制とする。

(2) 配備区分

ア 災害対策本部（特別配備を含む。）

災害対策本部を設置したときは、本館5階大会議室又は消防局5階講堂を本部室とする。

注1： 災害対策本部会議は、本館3階第2応接室又は消防局7階会議室で行う。

注2： 本部室には、本部総括班、総務班、避難班、情報班及び国際班のほか本部連絡員を配置する。

注3： 本部連絡員は、原則として各部を統括する課長をもって充て、本部長指示等の伝達、情報の収集伝達、部内の災害対策についての連絡調整等を行い、各部各班との連絡に当たるものとする。

注4： ボランティア班、物資班及び遺体収容班は、本館1階待合室で業務を行うが、必要に応じ、連絡員を本部に配置する。

注5： 情報班のうち、本部室に配置した職員以外の者は、広報広聴課及び防災危機管理室でその業務を行う。

注6： 本部室及び市役所正面玄関には、「長崎市災害対策本部」の表示を行うものとする。

注7： 本部室には、災害用管内大地図、台風進路掲示板、避難所状況板、災害連絡用電話、防災行政無線、防災情報システム端末パソコン、ファクシミリ、テレビ及びラジオ等を備える。

イ 災害警戒本部

災害警戒本部は防災危機管理室に設置し、情報班は災害情報の収集などを本部で行い、他の班は各部局で事務を行うものとする。

ウ 災害警戒体制

災害警戒体制は、各部局で事務を行うものとする。

2 配置表

・災害対策本部

第1配備 19名 収納課長 特別滞納整理室長 資産税課長 市民税課長ほか（収納課4名、特別滞納整理室1名、資産税課5名、市民税課5名）

第2配備 34名 収納課長 特別滞納整理室長 資産税課長 市民税課長ほか（収納課8名、特別滞納整理室2名、資産税課11名、市民税課9名）

第3配備 151名 全職員（ただし、産休者・育休者・病休者・災害派遣を除く）

特別配備 上記第3配備と同様

・災害警戒本部

A配備 該当なし

B配備 1名 収納課・特別滞納整理室8名、資産税課7名、市民税課6名の計21名を、1日1人（休日は2交代）で順番に当番配置。

・災害警戒体制

該当なし

3 連絡方法

・災害対策本部

第1配備及び第2配備

「調査班災害対策連絡網」省略

第3配備 上記第2配備の連絡方法で連絡を受けた各係長が、係ごとに各係員全員に連絡する。

特別配備 上記第3配備と同様

・災害警戒本部

B配備 収納課長→収納課税制係長、資産税課償却資産係長又は市民税課法人市民税係長→当番者

業務内容等については下記参照

1 災害警戒本部調査班業務への連絡について

「大雨」・「洪水」・「暴風」警報が気象庁から発表され、B配備の体制になると、防災危機管理室から調査班長である収納課長へ連絡（メール通知）があり、収納課長から当日の輪番担当課主務係長（収納課（含特別滞納整理室）、資産税課、市民税課）へ連絡し、同係長から「災害警戒本部当番表」の担当者へ連絡がある。

（注） 担当者は、当日の天気予報を十分把握し、連絡があったらすぐに業務につけるように心がけること。（※例年10回程度）

2 着任の報告について

着任したときは、防災情報システムで配備に就いたことを入力する。なお、同システムの不具合等により使用ができないときは、防災危機管理室（ ）に直接連絡する。

（注）「防災情報システム」：収納課フロー市民税課側設置、使用にあたっては据置のマニュアルを参照すること。

3 被害の連絡があった場合の対応について

防災情報システムで災害状況を把握し、被災者の住所・氏名・電話番号及び被害の場所・状況を整理し、翌日の調査に支障がないよう準備する。

また、電話で災害受付等を行った場合は、その内容を防災情報システムに入力するものとし、対応が困難な場合は、防災危機管理室（ ）に転送する。

建物が被災した等により避難所の開設要望があった場合は、人事課（ ）又は防災危機管理室（ ）に転送する。

4 大規模な災害が発生した場合等の対応について

大規模な災害が発生したとき、又は3により災害の連絡を受けた場合で翌日が市役所の休みの日に当たるときは、調査班長（収納課長）又は副班長（特別滞納整理室長、資産税課長、市民税課長）に連絡し、その指示を仰ぐ。

5 災害警戒本部解散の連絡について

災害警戒本部が解散したときは、庁内放送及び防災情報システムで連絡通知がある。なお、調査班長（収納課長）には防災危機管理室から直接メール通知。

6 その他

別紙「災害警戒本部詰経過報告書」を作成し、所属長の決裁を受ける。

課長	係長	係長	係員

災 害 警 戒 本 部 詰 経 過 報 告 書

課

設置日時	月 日 時 分	担当者氏名	
解散日時	月 日 時 分		
気象状況			
被害状況			
摘 要			
備 考			

B配備及び地震配備

- ・災害警戒体制 該当なし

4 活動マニュアル

(1) 分掌事務

- ・ 建物の被害調査に関すること（災害救助法適用に必要な災害調査を含む）。
- ・ り災証明（火災に係るものを除く。）の発行に関すること。
- ・ 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。

(2) 日頃からの備え

- ・ 建物被害調査体制の確認。
- ・ り災証明（火災に係るものを除く。）発行方法の確認。
- ・ 建物被害調査及びり災証明発行方法等についての研修の実施。（内容等については下記参照）

建物被害調査体制

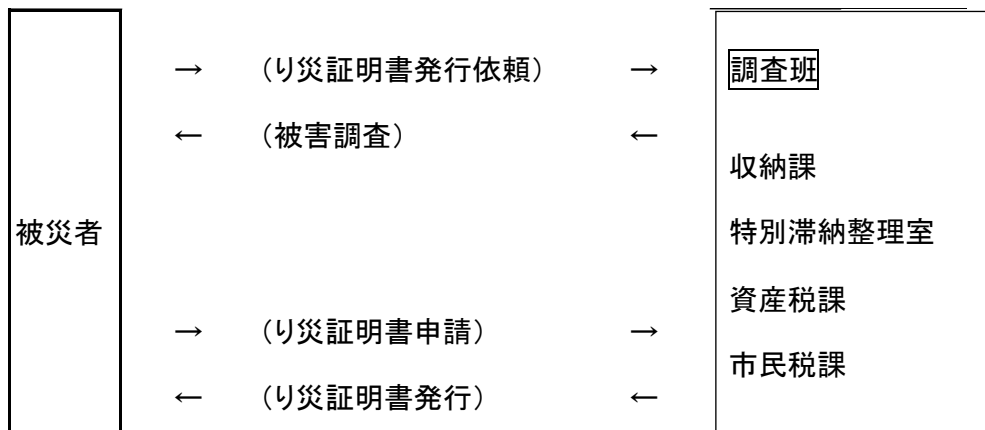
- ① 調査班体制 資産税課家屋係職員 1 名と収納課・特別滞納整理室・市民税課の職員 1 名（2 名 1 組）

※被害の状況により班体制を変更することができるものとする。

- ② 本部体制

市民からの電話受付	収納課全員
調査区域の設定	収納課税制係
り災証明書の発行	収納課全員
り災調査の集計	資産税課償却資産係

災害調査・り災証明書発行のフロー



(3) 災害発生後

災害発生6時間までに 家屋被害調査の準備

- ・ 調査実施場所
- ・ 認定基準確認
- ・ 調査班の編成

災害発生12時間までには上記災害発生6時間までと同様に 家屋被害調査の準備

災害発生24時間までに 被害状況調査

- ・ 被害者及び被害家屋の被害状況調査、集約
- ・ 市税の徴収猶予、減免等

災害発生48時間までには上記災害発生24時間までと同様に 被害状況調査

災害発生48時間以降 上記被害状況調査及び災証明書発行

熊本地震以外の災害に関するり災証明書発行マニュアル

平成29年7月

— 目 次 —

1 写真による「一部損壊」又は「床下浸水」の発行	1
(1) 浸水被害の場合	1
(2) 台風被害の場合	3
2 調査の受付	5
(1) 受付処理	5
(2) 税務課との連携	6
3 被災証明書の発行	6
(1) 郵送発行	6
(2) 窓口発行	8

1 写真による「一部損壊」又は「床下浸水」の発行

① メニュー画面

プルダウンメニューから「平成 29 年台風大雨等災害」を選択

※このタイトルで本年の災害関係のり災発行となります(大規模災害を除く)。

それぞれの災害については、下記にも記載しますが、り災証明確認画面の「その他」欄に入力していただくことにより、集計する際の判別とします。

② り災証明書発行画面

本人確認、住民票の確認、世帯構成員の確認、住登外の場合は居住確認(水道光熱費等)を行う。

③ り災証明確認画面

(1) 浸水被害の場合

<入力手順>

The screenshot shows the 'り災証明確認' (Disaster Proof Confirmation) screen. It contains several sections: 'り災受付番号' (Disaster Reception Number) 37, '住民' (Resident) information, 'り災世帯構成員' (Disaster Household Members) table, '水害・浸水程度の変更' (Change of Flood/Damage Level), '浸水区分' (Flood Category) dropdown set to '床下浸水' (Basement Flooding), '対応履歴' (Response History) table, '物件居住者' (Property Resident) information, 'り災原因' (Disaster Cause) '平成29年 台風 大雨等 災害' (Disaster 2017 Typhoon Heavy Rain etc.), 'り災状況' (Disaster Status) '火災被害' (Fire Damage) and 'り災状況 (火災)' (Disaster Status (Fire)), '浸水区分 (水害)' (Flood Category (Flood)) dropdown, '建物損壊程度' (Building Damage Level), '調査票番号' (Survey Form Number), '調査総合点' (Overall Survey Score), '調査状況' (Survey Status), '借家 不明' (Rental Home Unknown), '対応履歴' (Response History), 'その他' (Others) text field, and '特記事項' (Remarks) text field. Annotations include: ① '変更' (Change) button, ② '床下浸水' (Basement Flooding) selection, ③ 'り災所在地' (Disaster Location) '熊本市' (City of Kumamoto) and '建物用途' (Building Use) '居宅' (Residence) selection, and ④ 'その他' (Others) field with disaster name input.

- ① 「浸水区分」を必ず入力。
 - ② プルダウンリストから「床下浸水」を選択。
 - ③ 「り災所在地」が「り災者住所」と同じ住所になっているか確認し、「熊本市」になっている場合などは「り災者住所」をコピーして張り付ける。また、「建物用途」のプルダウンリストから「居宅」を選択する。
 - ④ 「その他」に「台風3号」または「平成29年7月5日からの大雨」を記載(数字は全て全角入力)。
- ※ タイトルは集計の都合上、統一タイトルとする。H29.7.5 等略字は使用しない。
※ 今後発生する台風などの災害については、そのつど統一の名称が定められるので、その名称を使用する。

(り災証明書イメージ)

り災証明書				熊本災証第■■■■号		
				平成29年■月■日		
世帯主住所	熊本市■■■■					
世帯主氏名	○○○○	世帯人員	4人			
り災状況	災害の原因	平成29年 台風 大雨等 災害 による				
	り災者住所	熊本市■■■■				
	り災者	○○○○				
	り災者区分	物件居住者				
	り災場所	熊本市■■■■				
	り災物件種別	居宅				
世帯構成						
	氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢
	○○○○	世帯主	■	△△△△	妻	■
	□□□□	子	■	××××	子	■
り災程度	区 分		浸水区分	■■■■		
	参 考					
	そ の 他	■■■■				
上記のとおりり災したことを証明する。 平成29年■月■日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 熊本市長 大西 一史 </div>						

(2) 台風被害の場合

メニュー画面で「平成29年台風大雨等災害」を選択した後は、「平成28年 熊本地震」の写真による「一部損壊」の発行手順と同様に入力し、り災証明確認画面の「その他」欄に災害名称（「台風3号」など）を記載する。

<入力手順>

① 「建物被害」を必ず入力。

② プルダウンリストから「一部損壊」を選択。


③ 「り災所在地」が「り災者住所」と同じ住所になっているか確認し、「熊本市」になっている場合などは「り災者住所」をコピーして張り付ける。また、「建物用途」のプルダウンリストから「居宅」を選択する。

④ 「その他」に「台風3号」または「平成29年7月5日からの大雨」を記載（数字は全て全角入力）。

※ タイトルは集計の都合上、統一タイトルとする。H29.7.5 等略字は使用しない。

※ 今後発生する台風などの災害については、そのつど統一の名称が定められるので、その名称を使用する。

(り災証明書イメージ)

り災証明書				熊本災証第■■■■号																																					
				平成29年■■月■■日																																					
世帯主住所		熊本市■■■■																																							
世帯主氏名		ああ あああ	世帯人員	4人																																					
り 災 状 況	災害の原因	平成29年 台風 大雨等 災害 による																																							
	り災者住所	熊本市■■■■																																							
	り災者	ああ あああ																																							
	り災者区分	物件居住者																																							
	り災場所	熊本市■■■■																																							
	り災物件種別	居宅																																							
世帯構成																																									
<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>続柄</th><th>年齢</th><th>氏名</th><th>続柄</th><th>年齢</th></tr></thead><tbody><tr><td>ああ あああ</td><td>世帯主</td><td>■■</td><td>いはいはい</td><td>妻</td><td>■■</td></tr><tr><td>うう ううう</td><td>子</td><td>■■</td><td>ええ えええ</td><td>子</td><td>■■</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢	ああ あああ	世帯主	■■	いはいはい	妻	■■	うう ううう	子	■■	ええ えええ	子	■■																		
氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢																																				
ああ あああ	世帯主	■■	いはいはい	妻	■■																																				
うう ううう	子	■■	ええ えええ	子	■■																																				
り 災 程 度	区分	一部損壊																																							
	参考																																								
	その他	台風3号																																							
上記のとおりり災したことを証明する。 平成29年■■月■■日 熊本市長 大西 一史																																									
																																									

2 調査の受付

(1) 受付処理

「床上浸水」や「半壊」以上の被害との申出があった場合には、調査依頼を受付ける。

風害や浸水被害(洪水など外的要因によるものを除く)の場合は、外観調査(1次調査)は行わず、いきなり内部も含めた調査になるため、システムの入力は2次調査依頼の受付に準じて行う。

① メニュー画面

プルダウンメニューから「平成 29 年台風大雨等災害」を選択

② リ災証明書発行画面

本人確認、住民票の確認、世帯構成員の確認、住登外の場合は居住確認(水道光熱費等)を行う。
調査はまだ実施されていないため、調査票番号は選択せずにリ災証明確認画面に進む。

③ リ災証明確認画面

以下の内容を入力し、「整合性確認」を行い、「保存」で2次調査依頼をかける。

The screenshot shows a web form titled "リ災証明確認" (Disaster Relief Confirmation). The form contains several sections: "被災受付番号" (Disaster Relief Number) with value 12, "受付日時" (Acceptance Date), "状態" (Status) as "受付" (Accepted), "居住/所有区分" (Residence/Ownership Type), "物件居住者" (Property Resident) as "建物被害" (Building Damage), and "被災原因" (Disaster Cause) as "平成29年 台風 大雨等 災害" (Disaster in Heisei 29: Typhoon Heavy Rain, etc.). There are fields for "被災者住所" (Disaster Victim Address) and "被災者氏名" (Disaster Victim Name). A section for "被災世帯構成員" (Disaster Household Members) includes a list of names and roles. The "被災所在地" (Disaster Location) is set to "熊本市" (City of Kumamoto) and "建物用途" (Building Use) is set to "居宅" (Residence). The "調査票番号" (Survey Form Number) is blank. The "対応履歴" (Response History) field is annotated with "③ 「対応履歴」を記載" (Record response history). The "その他" (Others) field is annotated with "④ 「その他」に災害名称を記載" (Record disaster name in others) and contains "台風3号" (Typhoon No. 3). The form has buttons for "手入力" (Manual Input), "整合性確認" (Check Consistency), "リ災証明発行" (Issue Disaster Relief Certificate), "保存" (Save), and "キャンセル" (Cancel).

① 「調査票番号」は空白。

② 「被災所在地」が「被災者住所」と同じ住所になっているか確認し、「熊本市」になっている場合などは「被災者住所」をコピーして張り付ける。また、「建物用途」のプルダウンリストから「居宅」を選択する。

③ 「対応履歴」に記録しておいたほうが良い情報を記載。

④ 「その他」に「台風3号」または「平成29年7月5日からの大雨」を記載(数字は全て全角入力)。

※タイトルは集計の都合上、統一タイトルとする。H29.7.5 等略字は使用しない。

※今後発生する台風などの災害については、そのつど統一の名称が定められるので、その名称を使用する。

(2) 税務課との連携

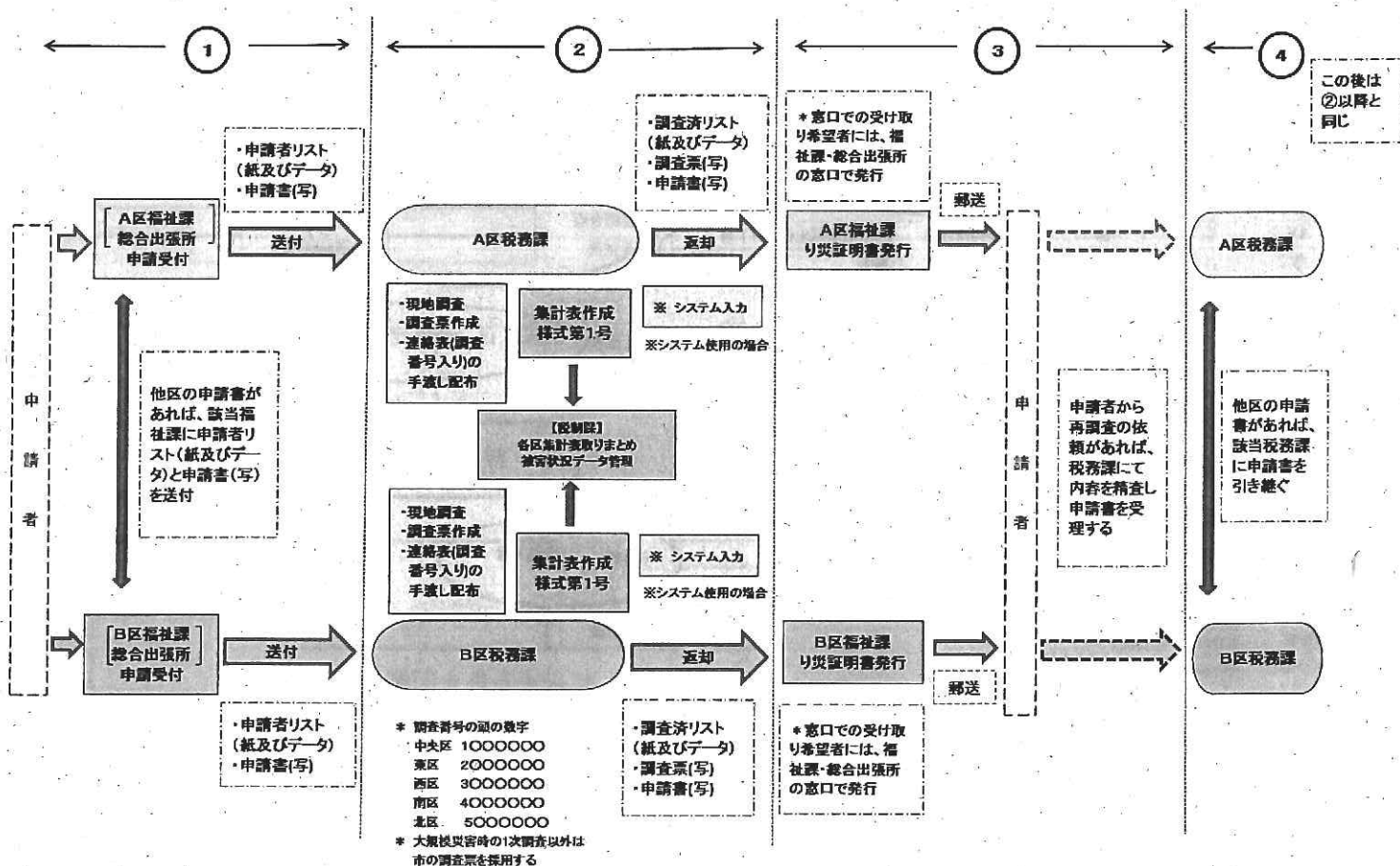
調査依頼を受付けたら、申請者リストを作成し(「申請者リスト作成マニュアル」を参照。)、申請書の写しを添えて税務課(他区住所の分は該当区の福祉課)に送付する(申請者リストは紙だけでなくデータも電子メールで送信する。)。その際、漏れがないよう申請者リストと申請書が一致するか必ず確認すること。

また、他区(総合出張所を含む。)が受付けた申請者リスト及び申請書の写しが送付されて来たら、申請者リストと申請書が一致するか確認し、その写しを税務課に送付する(申請者リストは紙だけでなくデータも電子メールで送信する。)

税務課は、申請者リスト及び申請書(写)の受理後、申請者と日程調整を行い、被害認定調査を実施する。調査実施後、申請者には調査票番号が記載された連絡表が手渡される。

調査終了後、申請者リストには、税務課にて「調査日」「調査番号」「被害認定区分」が追加記載され、調査済リストとして調査票の写し及び申請書の写しとともに福祉課に返却される。

(事務フロー図)



3 被災証明書の発行

(1) 郵送発行

税務課から調査済リスト、調査票の写し、申請書の写しが戻ってきたら、調査済リストの内容と申請書及び調査票の内容が一致するか確認し、システムで発行処理を行う。内容が一致しない場合や、システムの調査結果と不一致あるいはシステム未登録の場合などは、必ず税務課に確認し、誤発行のない

よう処理を進める。

<入力手順>

り災証明確認

り災受付番号 12 受付日時 [] 状態 受付 居住/所有区分 物件居住者 り災原因 平成29年 台風 大雨等 災害

建物被害 建物被害 火災被害

② 「り災受付番号」で検索すると、調査票番号はまだ空白のまま

調査票番号 [] 調査票番号 []
 調査総合点 [] 世帯り災程度 []
 調査状況 [] 被災面積割合 []

① 「キャンセル」を押下してり災証明書発行画面に戻り、調査票番号を確定させる

キャンセル

- ① 検索画面から「り災受付番号」で検索。
- ② 対象となる申請履歴のり災証明確認画面を開き、「キャンセル」を押下してり災証明書発行画面に戻り、調査票番号を確定させる。写真の添付がある場合には、調査票の写真に写っている申請者名や調査票番号が一致することを確認する。
- ③ 「対応履歴」に「H29.〇.〇 郵送用発行」など記録しておいたほうが良い情報を記載。
- ④ 整合性確認を行い、り災証明書を2部発行。発行したり災証明書は簡易書留で郵送する。

(参考) 被害認定区分 ※被害がない場合は「無被害」となる。

災 害	区 分	浸水区分
台風被害(風害)	全壊	—
	大規模半壊	
	半壊	
	一部損壊	
浸水被害	全壊	床上浸水
	大規模半壊	
	半壊	
	一部損壊	
	—	床下浸水

(2) 窓口発行

申請者が窓口にて災証明書を受け取りに来た場合は、窓口発行を行う。なお、申請者は、調査票番号が記載された連絡票を調査時に渡されているので、当該連絡表により調査票番号が確認できる。


調査票番号を基にシステムで検索した調査結果と税務課から届いている調査済リストを照合し、間違いがないか確認するとともに、通常の同定作業(地図上の位置や写真の確認)も行う。システムの調査結果との不一致やシステム未登録の場合、あるいは調査済リストがまだ届いていない場合などは、必ず調査を実施した税務課に確認し、誤発行のないよう処理を進める。

申請者が、住所地以外の区役所や総合出張所の窓口にて災証明書を受け取りに来た場合は、調査済リストがないため、住所地の福祉課に調査済リストの内容を必ず確認する。また、窓口にCネット端末がない場合は、システム地図や建物写真をプリントアウトするなどして同定作業を行う。

<入力手順>

「(1) 郵送発行」の入力手順を参照。

(り災証明書イメージ)

り災証明書						熊本災証第■■■号 平成29年■■月■■日
世帯主住所		熊本市■■■■				
世帯主氏名		ああ あああ	世帯人員	4人		
り災状況	災害の原因	平成29年 台風 大雨等 災害 による				
	り災者住所	熊本市■■■■				
	り災者	ああ あああ				
	り災者区分	物件居住者				
	り災場所	熊本市■■■■				
	り災物件種別	居室				
世帯構成						
	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
	ああ あああ	世帯主	■■	いい いいい	妻	■■
	うう ううう	子	■■	ええ えええ	子	■■
り災程度	区分	半壊	浸水区分	床上浸水		
	参考					
	その他	平成29年7月5日からの大雨				
上記のとおりり災したことを証明する。 平成29年■■月■■日 熊本市長 大西 一史						
						

自然災害に伴う被害調査要領

(調査員必携)

熊 本 市

平成29年8月

調査員の心構え

- 1 調査員は、り災者等に対しては、市役所から被害調査に伺った旨を伝え、必ず職員証提示のうえ所属課名等及び氏名を名乗るものとする。
また、被害調査に当たっては、常に調査にふさわしい服装で、紳士的な態度で調査にあたるものとする。
- 2 短時間に、しかも確実な資料が必要であることを心がけて調査する。
- 3 調査日現在の状態で調査を行うが、改修等が行われている場合は、改修前の状態を尋ね調査する。
- 4 被害調査は、原則として昼間に行ない、見聞を最大限利用して調査をする。
したがって、特に支障のない限り、調査業務を優先する。
- 5 調査員は、割り当てられた区域をよく確認し、漏れ・重複のないよう注意する。
- 6 調査は、適正、公平、迅速に行なう。
- 7 調査員は、一日の調査分をその日に集計し、集計員に提出する。
- 8 調査中特異な事例がある場合は、その都度集計員に報告し、指示を仰ぐ。

集計員の心構え

- 1 短時間に、しかも確実な数値が必要であり、慎重に集計する。
- 2 個々の集計は、その日のうちに集計し、被害調査班各区担当課を通して被害調査班へ報告する。
- 3 集計は、特に、漏れ・重複があっては意味をなさないので注意する。
- 4 集計員は、被害調査要領を熟読し、調査員の質問等に答えられるように心がける。
- 5 調査員の調査、集計に疑問が生じた場合は、必ず調査員に尋ね正しく集計すること。
- 6 集計中、特異な事例が生じた場合は、その都度、被害調査班各区担当課と協議する。
- 7 集計員と被害調査班各区担当課は、連絡を密にし、行き違い等が生じないように心がける。

目 次

	ページ
自然災害に伴う被害調査要領	1
初期調査及び調査第一次出動体制被害調査系統図	4
第二次出動体制派遣指示系統図	
第三次出動体制派遣指示系統図	

様式

別紙

別冊（調査手順等）

自然災害に伴う被害調査要領

(目的)

自然災害に伴う被害の実態を迅速かつ的確に調査し、本市の災害復旧並びに諸施策の基礎とするものである。

(初期調査の指示)

災害対策本部長は、自然災害に伴う被害の実態を把握するため、財政局対策部長（財政局長）に市域全体の被害状況の把握（初期調査）を指示するものとする。

財政局対策部長は、被害調査班長（税務部長）に指示を行い、その指示の下、被害調査班各課は速やかに初期調査を実施するものとする。

なお、財政局対策部長は、確実な調査の実施のため各区対策部長（区長）に対して調査人員の確保を要請するものとする。

(被災状況の報告)

自然災害に伴う被害の調査（以下「被害調査」という。）を迅速かつ的確に行うため、被害調査班各区担当課は、区域の被害状況の実態把握を迅速に行い、遅滞なく被害調査班長に報告を行うものとする。

被害調査班長は、市域全体の被害状況を取りまとめ、遅滞なく財政局対策部長並びに災害対策本部長に報告を行うものとする。

(被害調査の指示)

災害対策本部長は、初期調査による被害の規模及び状況に応じて被害調査に係る出勤方法を決定し財政局対策部長に被害調査の実施を指示するものとする。

財政局対策部長は被害調査班長に被害調査の実施を指示するものとする。

(第一次出勤体制)

第一次出勤の指示を受けた被害調査班長は、被害調査班各区担当課に指示し、速やかに被害調査を開始する。

(第二次出勤体制)

第二次出勤の指示を受けた被害調査班長は被害調査班本庁担当課（税制課・課税管理課・納税課）の調整を行い、被害調査班各区担当課に派遣する。

(第三次出勤体制)

第三次出勤の指示を受けた財政局対策部長は、被害調査班長と協議の上、総務局対策部長（総務局長）に対し、被害状況に応じ必要な調査人員の確保を要請するものとする。

要請を受けた総務局対策部長は、各局（区）対策部に対し調査人員の派遣を指示する。各局（区）対策部は指示を受け調査員を指定された被害調査班担当課に派遣する。

(被害調査班)

被害調査班各担当課に、連絡責任者、集計員及び集計補助員各 1 名を配置するものとし、各担当課の役割は被害調査の他、次の通りとする。

- 1 税制課は、被害調査に係る計画の策定（庶務を含む。）及び被害調査状況の全市集計や報告などの役割を行うものとする。

- 2 課税管理課は、被害調査に係る職員研修の他、被害調査の手法や判断など技術的な統括業務などの役割を行うものとする。
- 3 納税課は、被害調査の準備や拠点の管理及び派遣職員の配置等の管理などの役割を行うものとする。
- 4 各税務課は、各区福祉課との連携及び各区総務班への被害状況の報告などの役割を行うものとする。

(集計・報告)

- 1 調査員は、調査手順に従い、住家被害調査票調査を作成し、各区集計員は、それを基に集計(様式1)を作成する。
- 2 被害調査班の集計員は、各区集計員の集計を取りまとめ、集計(様式2)を作成する。
- 3 財政局対策部長は、被害調査班長から提出された集計表(様式2)を、災害対策本部長へ報告する。

(調査対象)

- 1 調査対象は、原則として住家とする。
- 2 住家とは、現実に居住のために使用している建物とし、居住のための建物であるが、現在使用されていない建物は空家とする。
ただし、併用住宅は、その居住部分の床面積の割合を問わず住家として調査する。

(初期調査)

自然災害に伴い、被害の実態の迅速かつ確かな把握を目的として被害調査を行うもの。小規模な被害の場合においては、第一次出動調査を兼ねるものとする。

(出動方法)

調査のための出動方法は、次の通りとする。

- (1) 第一次出動 : 被害調査の出動(被害調査班各区担当課において対応できる範囲)
- (2) 第二次出動 : 局地的大規模な被害調査の出動(被害調査班において対応できる範囲)
- (3) 第三次出動 : 第二次出動後、第二次出動体制では調査に困難があると判断された場合、または広範囲な被害が予測される場合の出動

(その他)

災害対策本部並びに各局対策部及び各区対策部が設置されていない場合にあっては、災害対策本部長は危機管理監と、財政局対策部長は財政局長とする。

附 則

- この要領は、平成4年7月1日から施行する。
この要領は、平成8年4月1日から施行する。
この要領は、平成11年4月1日から施行する。
この要領は、平成12年7月13日から施行する。
この要領は、平成13年6月20日から施行する。
この要領は、平成15年6月18日から施行する。
この要領は、平成16年6月1日から施行する。
この要領は、平成16年10月19日から施行する。
この要領は、平成17年6月10日から施行する。
この要領は、平成18年6月8日から施行する。

この要領は、平成19年6月27日から施行する。

この要領は、平成20年6月20日から施行する。

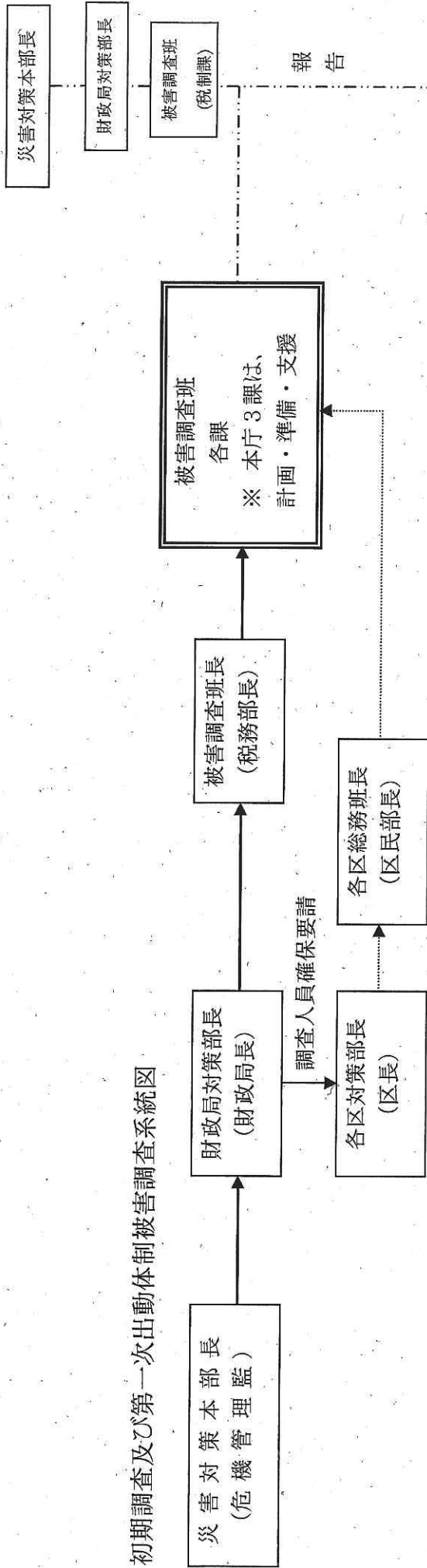
この要領は、平成21年6月22日から施行する。

この要領は、平成22年6月15日から施行する。

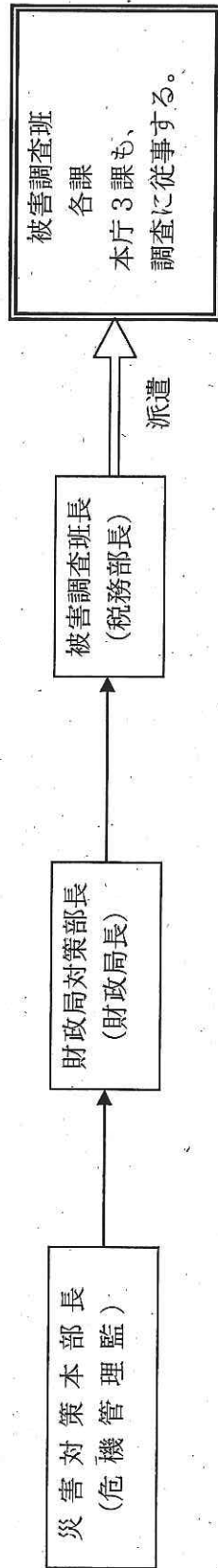
この要領は、平成23年6月30日から施行する。

この要領は、平成25年6月12日から施行する。

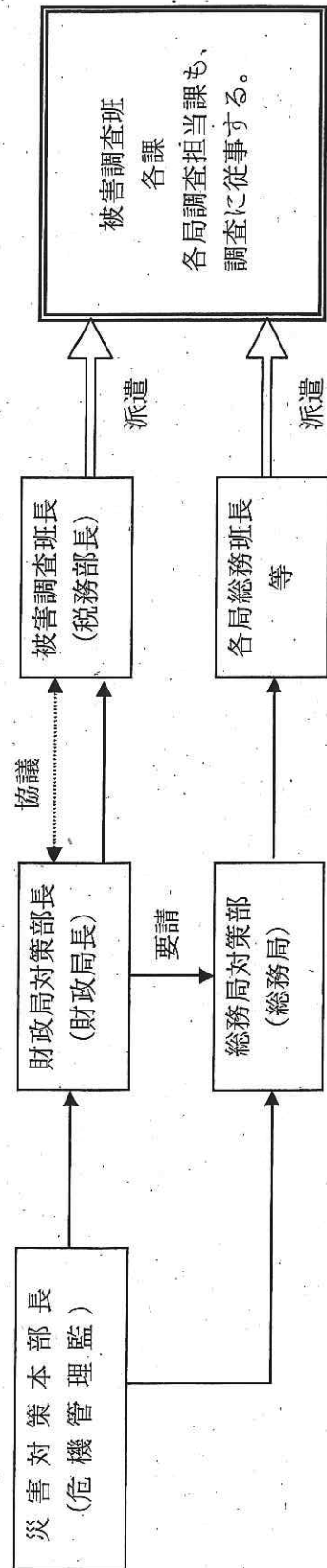
この要領は、平成29年8月1日から施行する。



第二次出動体制派遣指示系統図



第三次出動体制派遣指示系統図



住家被害認定調査について

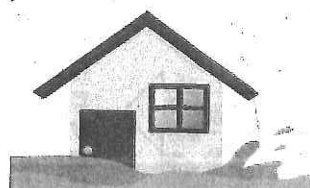
平成29年8月
熊本市 財政局対策部
被害調査班

1 調査の目的

住家被害認定調査は、災害発生時に迅速かつ的確に住家の被害状況を把握するとともに、被災者支援に必要不可欠な「り災証明書」の基礎となるものである。

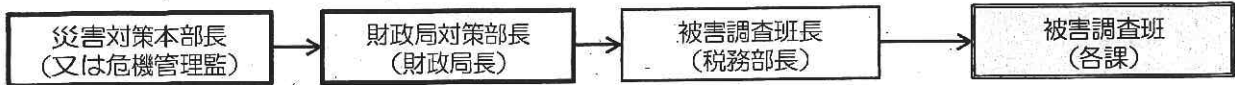
<用語の意味>

- 自然災害とは、地震・水害・風害等をいう。
- り災証明とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市長が証明するもの。被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理など様々な被災者支援策を受ける際に必要となる。

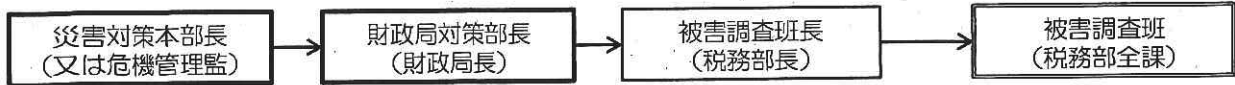


2 調査系統

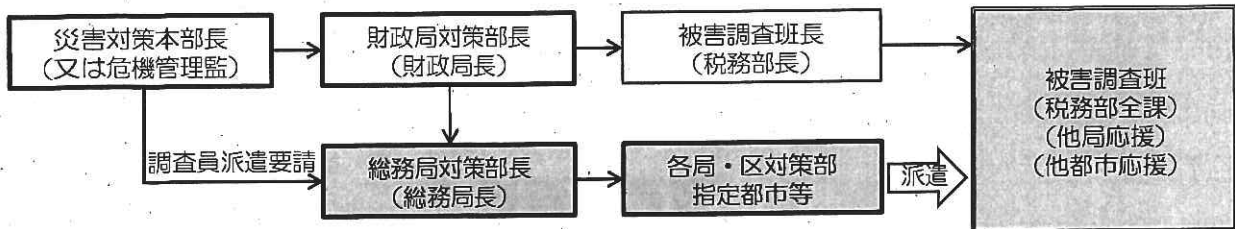
【第1次出動（初期調査）】



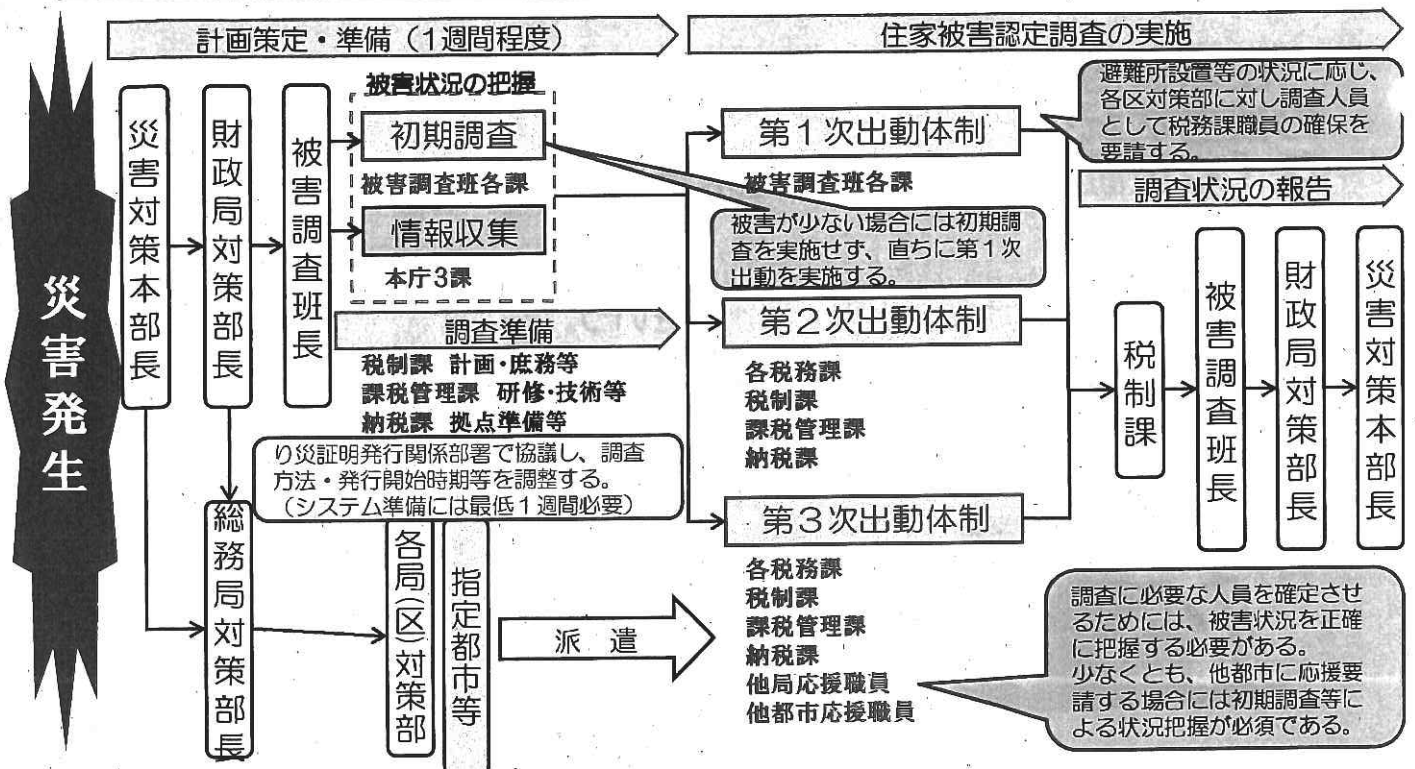
【第2次出動】



【第3次出動】



3 調査の流れ



【別冊】

調査手順等

り災認定基準

- ・調査は、下記の基準により順次行う。
- ・全壊の判定が出た場合は、その時点で調査終了とする。
- ・最終的に損害割合の最も大きいものをり災判定として採用する。

(1) 外観による判定 (地震・風害・水害)

- ① 一見して住家の全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている(地震に限る)

上記に該当する場合は全壊とする。

(2) 浸水深による判定 (水害のみ)

- ・住家内の浸水跡が最も浅いところを床上から計測する。

判定	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
浸水深	住家流出 又は 1階天井まで浸水	床上1mまで浸水	床上浸水	床下浸水

※ 区域内の全ての住家が、水害第1次調査の適用条件を満たしており、1階天井まで浸水したことが一見してあきらかな区域については、サンプル調査により当該区域内の当該住家全てを全壊と判定する。

(3) 傾斜による判定 (地震・風害・水害)

- ・上記判定は計測は下げ振りの垂直長さを120cmとした場合の水平寸法を計測する。
- ・計測は建物四隅の平均を計上すること。

判定	長さ	傾斜
全壊(木造)	6.0cm以上	1/20以上
全壊(非木造)	4.0cm以上	1/30以上

* 非木造について、基礎ぐいを用いた住家で基礎の最大沈下量又は最大露出量が30cm以上の場合は、損害割合を50%以上とし、全壊とする。

(4) 部位による判定

(地震・風害・水害)

・各部位ごとに各部位全体に占める損傷を受けた面積を判定し、構成比を乗じたものを合算し一棟の損害割合を算出する。

判定	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満	20%未満

木造・プレハブ【地震による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

いずれにも該当しない

該当しない

(3)部位等による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

いずれにも該当しない

該当しない

(3)部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

木造・プレハブ【水害による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー>

【第1次調査】戸建ての1~2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある場合

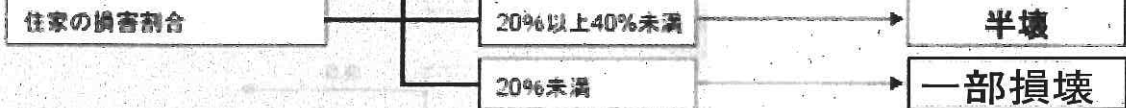
(1)外観による判定



いずれにも該当しない

(2)浸水深による判定

浸水深から住家の損害割合を算定する。



【第2次調査】

被災者から申請があった場合 (※)戸建ての1~2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

(1)外観による判定



いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定



該当しない



該当しない

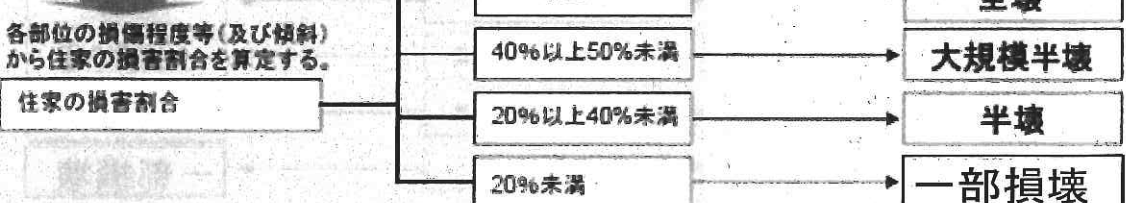
(3)浸水深による判定



(4)部位による判定



該当しない



被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※戸建ての1~2階建てでない場合や、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がない場合には、第2次調査の1段階のみで実施する。

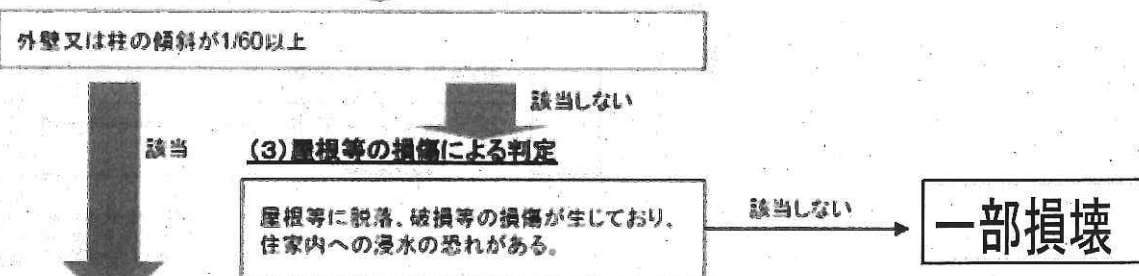
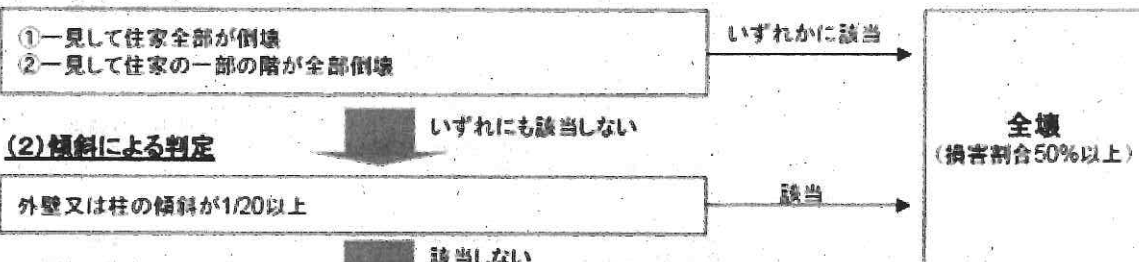
木造・プレハブ【風害による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

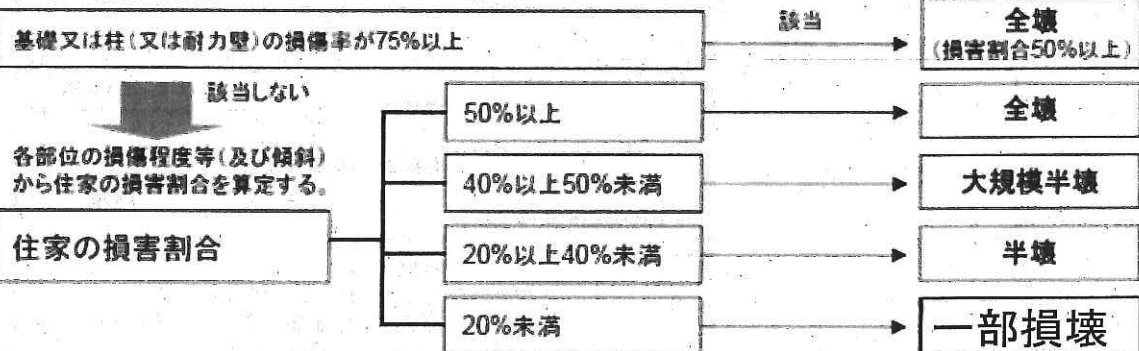
<被害認定フロー>

【調査】

(1) 外観による判定



(4) 部位による判定



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

非木造【地震による被害】

<地震>

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。
 なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱(又は耐力壁)及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

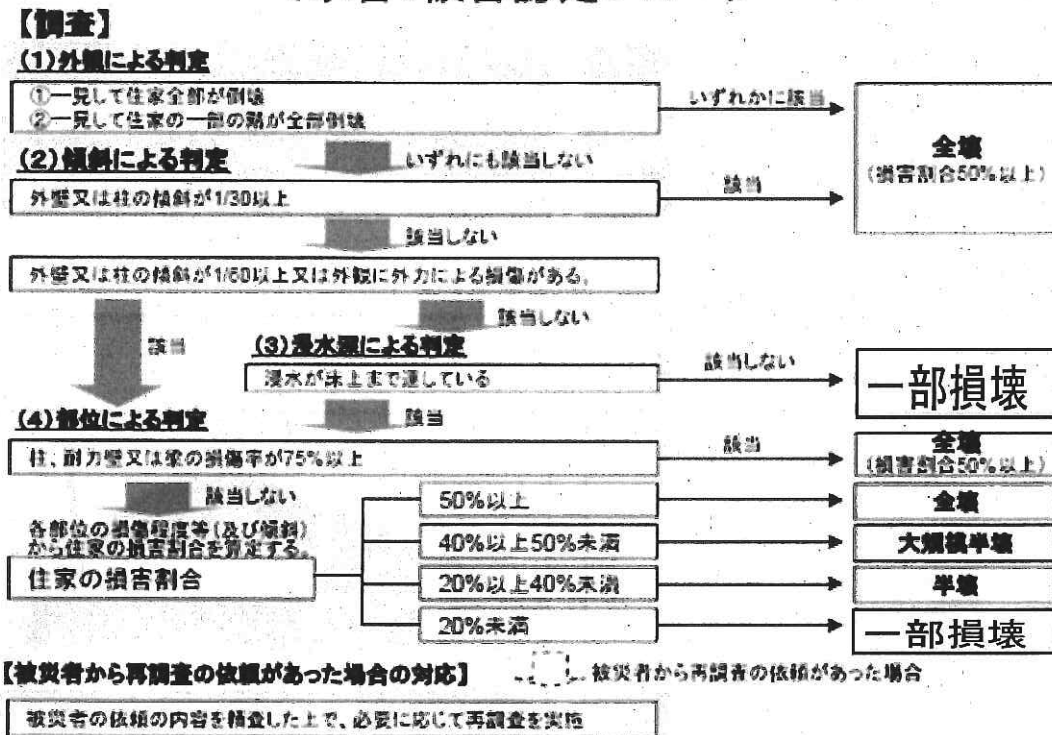
<被害認定フロー>



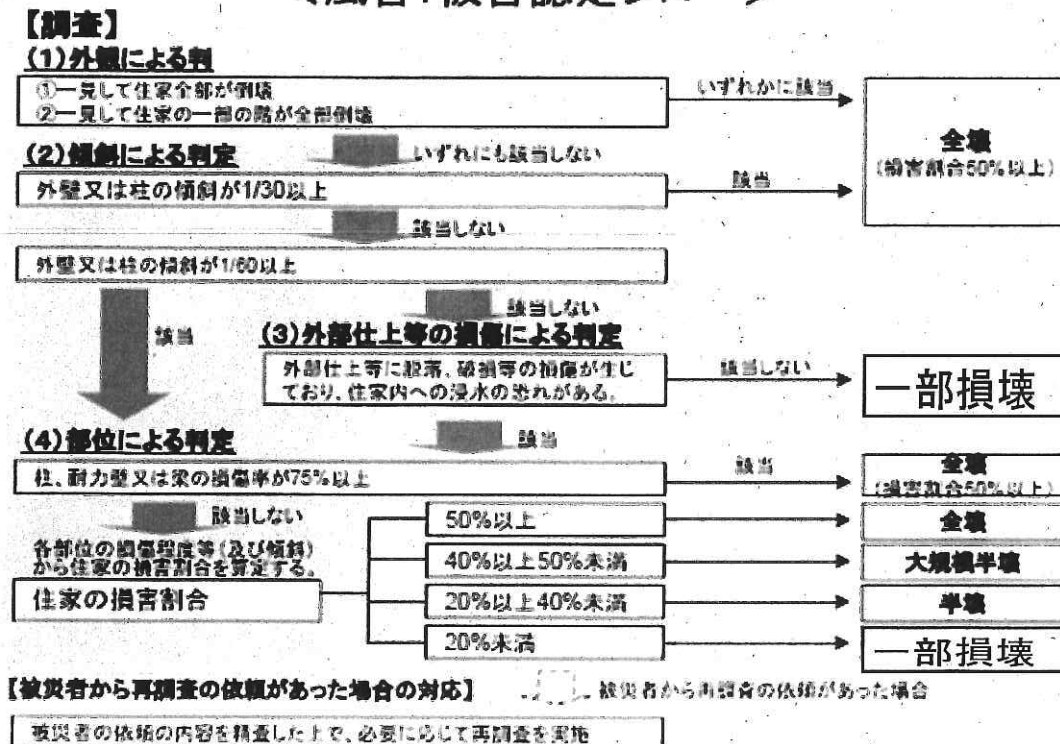
非木造【水害・風害による被害】

非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱(又は耐力壁)及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

<水害:被害認定フロー>



<風害:被害認定フロー>



●一見して住家全部が倒壊している

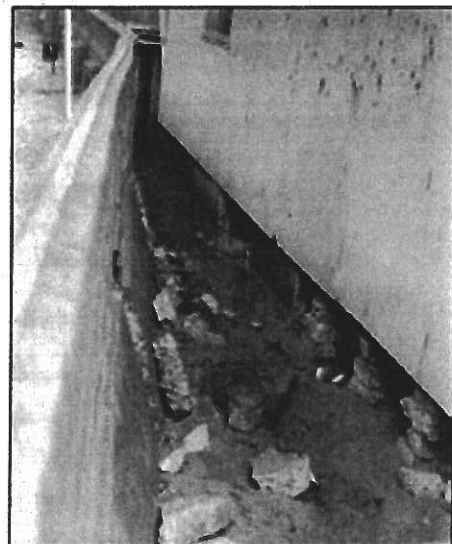


●一見して住家の一部の階が全部倒壊している


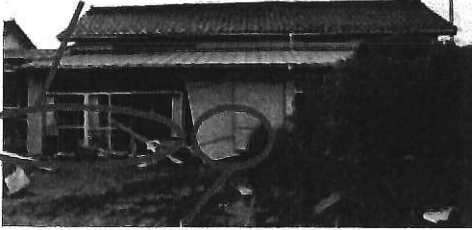



●地盤の液状化等により、
基礎のいずれかの辺が全部破壊している

基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に、地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している。



(2) 水位による判定

<p>浸水痕が見られる</p>  <p>外力被害が見られる 110008</p>	<p>住家流失</p> <p>又は</p> <p>1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p>全壊 (住家の損害割合50%以上)</p>
<p>浸水痕が見られる</p>  <p>外力被害が見られる 110009</p>	<p>床上1mまで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p>大規模半壊 (住家の損害割合40%以上50%未満)</p>
<p>浸水痕が見られる</p>  <p>外力被害が見られる 110010</p>	<p>床上浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p>半壊 (住家の損害割合20%以上40%未満)</p>
<p>浸水痕が見られる</p>  <p>外力被害が見られる 110011</p>	<p>床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p>一部損壊 (住家の損害割合20%未満)</p>

● サンプル調査による判定

区域内の全ての住家が、水害第1次調査の適用条件を満たしており、1階天井まで浸水した事が一見して明らかな区域については、サンプル調査(当該区域の4隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家全てを全壊と判定する。

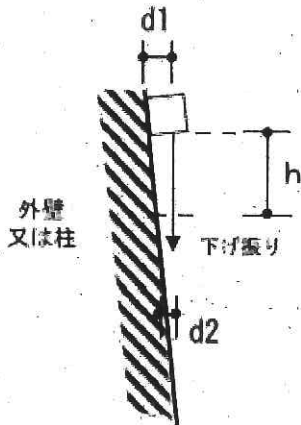
(3) 傾斜による判定(木造)

●測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$

傾斜は、下げ振りの垂直長さ(h)に対して、水平寸法(d=d1-d2)の占める割合を計算して測定する。



測定の様子 1001

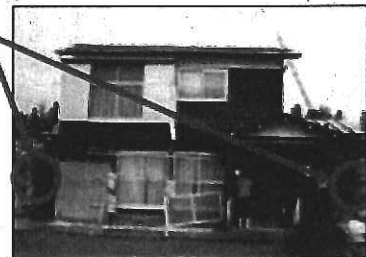
●測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

建物の主要な四隅※を計測する。

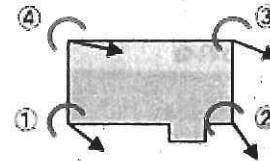
※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。

測定箇所



1002

上から見た図



測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	16	23	28	19	22

●傾斜による判定

傾斜		判定
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合	
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	全壊(住家の損害割合50%以上)
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	部位による判定を実施(傾斜による損害割合15%)
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	傾斜による判定は行わず、部位による判定を実施

●部位による判定

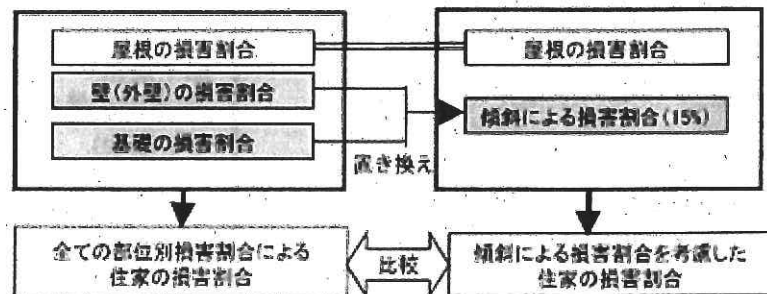
⇒ p1-7 (3) 部位による判定

外観目視調査により、各部位の損傷率を把握し、住家の損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

- 1) 基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。
- 2) (2以上の階を有する住家の場合)P0-2「6、2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定」により、各部位の損害割合及び住家の損害割合を算定する。
- 3) (傾斜による損害割合を考慮する場合)次の①又は②のいずれか大きな数値を住家の損害割合とする。
 - ①「外壁」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換えた、各部位別損害割合の合計
 - ②全ての部位別損害割合の合計

●傾斜による損害割合を考慮する場合

<第1次調査の例>

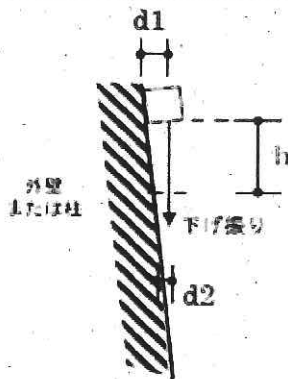


(3) 傾斜による判定(非木造)

●測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとす。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$



傾斜は、下げ振りの長さ長さ(h)に対して、水平寸法(d1-d2)の占める割合を計算して測定する。



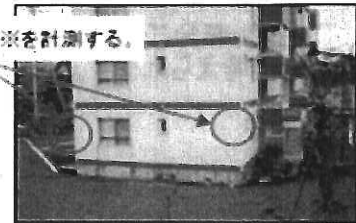
測定の様子 7901

●測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

建物の主要な四隅※を計測する。

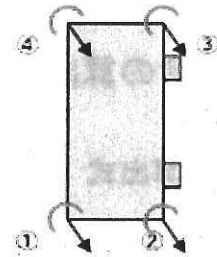
※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。



7902

測定箇所

上から見た図



測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	22	23	18	21	21

●傾斜による判定

傾斜		判定
傾斜 (d/h)	h=1,200mmの場合	
$(d/h) \geq 1/30$	$d \geq 40\text{mm}$	住家の損害割合を50%以上とし、全壊とする。
$1/60 \leq (d/h) < 1/30$	$20\text{mm} \leq d < 40\text{mm}$	傾斜による損害割合を20%とし、部位による判定を行う。 ※ただし、基礎ぐいを用いた住家で、基礎の最大沈下量又は最大露出量が30cm以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊とする。
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	地震: 傾斜による判定は行わず、部位による判定を行う。 水害: 傾斜による判定は行わず、浸水深による判定を行う。 風害: 傾斜による判定は行わず、外部柱上等の損傷による判定を行う。

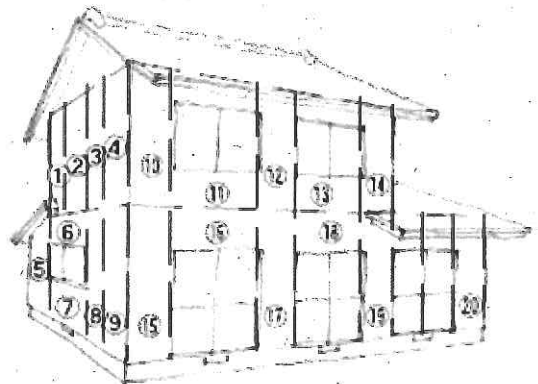
●基礎の最大沈下量等による判定

基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ地震に伴う液状化等の地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量(これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で、沈下量0と認められる地点を基準となる地点として測定するものとする。)が30cm以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。



(4) 部位による判定

損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとします。補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使われている部材等を勘案し、右図のようにあらかじめ壁面を分割し、分割された部分ごとに損傷程度を判定していくことが考えられます。

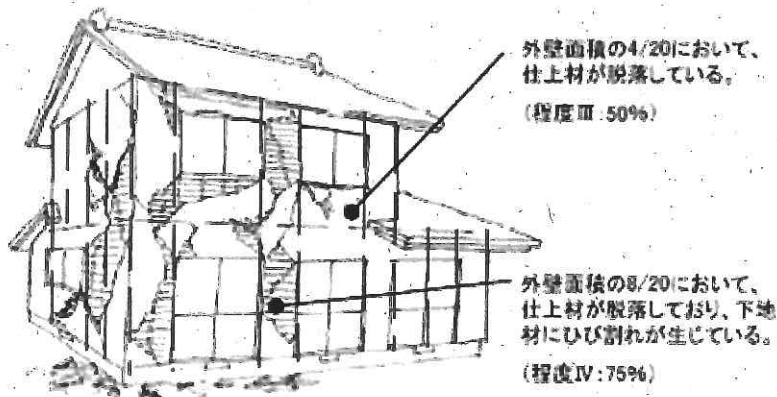


◆ 損害割合の算出(外壁)

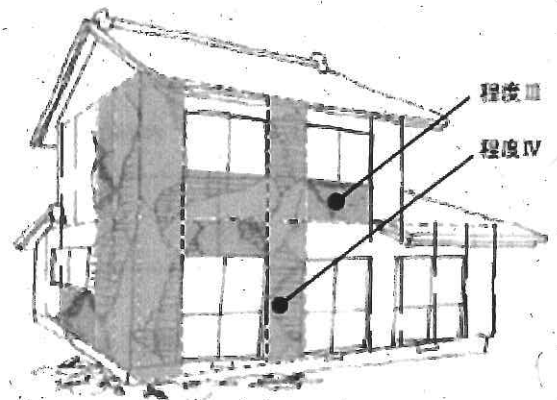
● 損傷率の算出式

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度(\%)}$$

● 被害状況



● 模式図



● 算出の手順

- 1) 外壁を形状や損傷の状況を勘案し分割する
 - ・模式図の破線で示すとおり外壁を20分割する
- 2) 損傷部分ごとに住家全周の外壁面積に占める損傷外壁面積の割合と損傷程度を把握する(注)
 - ・外壁面積の4/20において、仕上材が脱落している。(程度Ⅲ:50%)
 - ・外壁面積の8/20において、仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ:75%)
- 3) 各部分の損傷程度を加重平均して、外壁全体の損傷率を算出する
 - ・損傷率 = $4/20 \times 50\% + 8/20 \times 75\% = 40\%$
- 4) 外壁全体の損傷率に外壁の部位別構成比を乗じて損害割合を算出する
 - ・損害割合 = $40\% \times 10\% = 4\%$

外壁の損傷率 → 40%

外壁の損害割合 → 4%

り災証明書の認定基準(地震)

本基準は速やかな被害規模の把握と各種制度適用のため並びに被災者への支援策の適切な実施のため、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき迅速的な取り扱いを定めるもの。調査においては外観目視等により算定した被害程度から採用するもの。

損害の程度	損害の程度	住家
全壊 (焼) ・ 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が、倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	(1)外観による判定 ①一見して住家の全部が倒壊 ②一見して住家の一部の階が全部倒壊 ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊 いずれにも該当しない場合(2)傾斜・(3)部位による判定を順に行う。
		(2)傾斜による判定 住宅の傾斜が木造1/20以上、非木造1/30以上のもの。
		(3)部位による判定 住家被害調査票①②⑥⑦による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約50%以上のもの。
大規模半壊 (焼)	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該家屋に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。	(3)部位による判定 住家被害調査票①②⑥⑦による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約40%以上50%未満のもの。
半壊 (焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものであるとする。	(3)部位による判定 住家被害調査票①②⑥⑦による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約20%以上40%未満のもの。
一部損壊	住家の一部を喪失したもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%未満のものであるとする。	(3)部位による判定 住家被害調査票①②⑥⑦による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約20%未満のもの。

* 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合は、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば再調査を行う。

り災証明書の認定基準(水害)

本基準は速やかな被害規模の把握と各種制度適用のため並びに被災者への支援策の適切な実施のため、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき迅速的な取り扱いを定めるもの。調査においては外観目視等により算定した被害程度から採用するもの。

損害の程度	損害の程度	住家
全壊 (焼) ・ 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が、倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	(1) 外観による判定 ① 一見して住家の全部が倒壊 ② 一見して住家の全部が流出 いずれにも該当しない場合(2)水位・(3)傾斜・(4)部位による判定を順に行う。
		(2) 水位による判定 1階天井まで浸水(浸水深の最も浅い部分で測定)
		(3) 傾斜による判定 住宅の傾斜が木造1/20以上、非木造1/30以上のもの。
		(4) 部位による判定 ① 柱(又は耐力壁)の損傷率又は外力等による基礎の損傷率のうち、いずれかが75%以上となる場合 ② 住家被害調査票③④⑧による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約50%以上のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該家屋に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	(2) 水位による判定 床上1mまで浸水(浸水深の最も浅い部分で測定)
		(4) 部位による判定 住家被害調査票③④⑧様式1による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約40%以上50%未満のもの。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。	(2) 水位による判定 床上浸水(浸水深の最も浅い部分で測定)
		(4) 部位による判定 住家被害調査票③④⑧様式1による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約20%以上40%未満のもの。
一部損壊	住家が一部を喪失したもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%未満のものとする。	(2) 水位による判定 床下浸水(浸水深の最も浅い部分で測定)
		(4) 部位による判定 住家被害調査票③④⑧による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約20%未満のもの。

* 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合は、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば再調査を行う。

り災証明書の認定基準(風害)

本基準は速やかな被害規模の把握と各種制度適用のため並びに被災者への支援策の適切な実施のため、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき迅速的な取り扱いを定めるもの。調査においては外観等により算定した被害程度から採用するもの。

損害の程度	損害の程度	住家
全壊 (焼) ・ 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が、倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	(1)外観による判定 ①一見して住家の全部が倒壊 ②一見して住家の一部の階が全部倒壊 いずれにも該当しない場合(2)傾斜・(3)部位による判定を順に行う。
		(2)傾斜による判定 住宅の傾斜が木造1/20以上、非木造1/30以上のもの。
		(3)部位による判定 住家被害調査票⑤⑨による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約50%以上のもの。
大規模半壊 (焼)	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該家屋に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。	(3)部位による判定 住家被害調査票⑤⑨による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約40%以上50%未満のもの。
半壊 (焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものであるとする。	(3)部位による判定 住家被害調査票⑤⑨による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約20%以上40%未満のもの。
一部損壊	住家の一部を喪失したもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%未満のものであるとする。	(3)部位による判定 住家被害調査票⑤⑨による各部位の損傷程度から住家の損害割合を算出する。 住家全体に占める損害割合約20%未満のもの。

* 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合は、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば再調査を行う。

●住家被害調査票

(木造・プレハブ)

地震	}	木造・地震 1次 ……	木造 地震 1次調査	①
		木造・地震 2次 ……	木造 地震 2次調査	②
水害	}	木造・水害 1次 ……	木造 水害 1次調査	③
		木造・水害 2次 ……	木造 水害 2次調査	④
風害		木造・風害 ……	木造 風害 調査	⑤

(非木造)

地震	}	非木造・地震 1次 ……	非木造 地震 1次調査	⑥
		非木造・地震 2次 ……	非木造 地震 2次調査	⑦
水害		非木造・水害 ……	非木造 水害 調査	⑧
風害		非木造・風害 ……	非木造 風害 調査	⑨

宇城市版 家屋被害認定調査の手引き（マニュアル）

平成28年5月1日時点

1. 目的

災害による被害規模の把握、罹災証明書の発行のため。

⇒家屋被害認定調査は国の基準と方法にしたがって公正におこなう

【基準】災害の被害認定基準

【指針】災害に係る住家の被害認定基準運用指針

【写真集】上記指針参考資料（損傷程度の例示）

【実施体制】災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き

※本調査をベースに罹災証明書を発行する。

⇒罹災の程度によって被災者生活再建支援制度等の適用区分が決まる。

2. 調査スケジュール

体制構築： ～4月30日（土）

資機材調達： ～4月30日（土）

調査実施： 5月1日（日）～5月14日（土）

調査員研修： 4月30日（土：第1回）

※追加人員については、随時実施

罹災証明書発行：5月15日（日）以降に発行開始

1日のスケジュール

8時30分 朝ミーティング

9時 調査出発

16時30分 帰庁後、調査票提出

17時15分 終了

3. 調査対象区域

1日1班1行政区を基本とするが、適宜事務局で判断する。

詳細の調査区域は、調査当日の朝ミーティングにて割振りを決定する。

4. 携行品

（班の持ち出し品として準備するもの）

調査票・地図・筆記用具・電卓・バインダー・デジタルカメラ・下げ振り

水平器・スケール・巻尺・雨天調査用ビニール袋・ヘルメット・ビブス

調査内容説明チラシ

（個人で準備いただくもの）

軍手・雨具・長靴等・名札（宇城市職員のみ）

5. 調査対象選別方法

原則1日1班1行政区を担当区域として受け持つ。

調査対象の建物は家屋（住家及び非住家）とする。また、木造家屋のみとし、非木造家屋は税務課が別途取り扱う。ただし、木造か非木造か不明である場合も調査を実施する。（税務課で後から確認可能であるため。）

6. 調査における注意点（個別マニュアル）

《役割分担》

宇城市職員【道案内・住民対応】

- ・ゼンリン及び調査票記載の地図等を用いて近くの駐車スペースに駐車後、徒歩にて区域を調査する。
- ・調査中は、調査員の安全管理に努める。
- ・調査に入る際は、インターホンで居住者がいるかどうかを確認し、いる場合は調査に入る旨を説明する。（不在の場合も調査を実施する。）

応援職員【写真撮影】

- ①調査票（居住者の氏名と住所を記入したもので調査前のもの）の表面を広げた職員と調査家屋が入った写真を必ず撮影（画像データ整理の際、調査表ごとの区切りとするため）。
 - ②被災建物の全景を撮影 ⇒「層破壊」していた場合は⑧へ
 - ③不同沈下がある場合は、潜り込み・傾斜を測定し状況写真を撮影
 - ④基礎部分の損傷が75%以上ある場合は基礎部分の全景を面ごとに撮影
 - ⑤柱の傾斜を1隅につきできれば2か所測定し状況写真を撮影（最低2隅以上）
 - ⑥屋根の被害状況（全景、詳細部分ともに）を可能な範囲で撮影
 - ⑦壁面をそれぞれの面（基礎部分まで含む）の全景と被害部詳細を撮影
 - ⑧調査終了（記入済み）の調査票を撮影（両面）
- ※1調査につき原則①→⑧の順に撮影をおこなう。写真データは証明発行後の説明根拠となるため、撮影ポイント及び撮影順序をそろえておく。

応援職員【測定】

- ・擁壁の被害の有無を確認
- ・不同沈下がある場合は、潜り込み・傾斜を測定
- ・柱の傾斜を測定
- ・壁の被害程度を測定
- ・屋根の被害程度を測定
- ・

応援職員【調査票記入】

P6～P7 住家被害調査票 参照

《注意事項》

- ・すべて赤色の消せるボールペン（フリクションボール）で記入する。
- ・マークシートは、中央の点[・]を通るようにはっきりと線を引く。
- ・居住者名や所有者名が不明の場合は、必ずゼンリン等に記載の隣接建物等を記入し、後に確認ができるようにしておく。
- ・表面（その１）の図面欄には、家屋の形状を簡単に記入する。その際、宇城市作成地図に記載されている当該家屋の番号を記入すること。
- ・「非住家」の場合は、図面等記入欄の中に「非住家」と記入しておく。
- ・裏面（その２）では、パターンチャートにより①から順に調査するが、判定結果が確定した段階以降の調査は不要。表面の判定結果を記入して終了。
- ・「建物の傾斜判定」及び「壁（基礎被害含む）詳細調査」の判定根拠を特記事項欄に記入する。 ※P8～P9 調査票記入例参照
- ・最後に必ず表面の「判定結果」と「点数」を記入する。

7. 調査における統一基準

本調査は、班体制による市内一斉集中型の調査である。

この調査の結果により被災住宅の「被害の程度」が認定され、罹災証明書が発行されることから、被災者の今後の生活再建支援制度等の適用区分が決定されるものである。そのため、各調査員が同一基準で調査できていることが非常に重要となる。

【調査票記入について】

調査票① 地盤もしくは上部構造に被害がある？

- ・この設問に対しては、調査対象すべてがなんらかの被害が出ている建物について調査票を作成しているため、すべて「有」となる。

調査票② 層破壊がある？

- ・層破壊とは「崩れている」「潰れている」被害のことで、面としてではなく階として損壊があるものである。「有」→「全壊」※調査終了

調査票③ 地盤破壊や液状化による不同沈下は？

- ・不同沈下が「有」の場合は③-1Ⅱの不同沈下チェックシートにより判定する。不同沈下に伴う傾斜については下げ振りを用いて傾斜を測定する。(1/20=6cm、1/60=2cmで計算) ※不同沈下…地盤の歪み等に起因し家屋が傾いていること

調査票④ 基礎が破壊している？

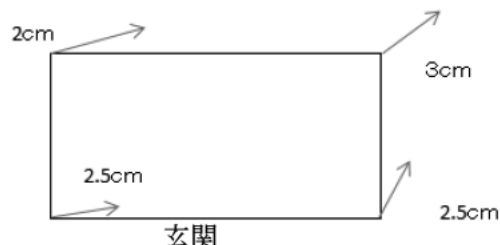
- ・基礎全体の75%をどのように判断するかは、外周基礎長に占める損傷部分の割合で判断する。
- ・1カ所のひび割れ等を損傷部分の長さに換算するかはP10～P11「Chapter5 基礎被害の評価」参照
- ・布石基礎等の取扱いについては全布石数に占める損傷布石数の割合で算定する。P10～P11「Chapter5 基礎被害の評価」参照のこと。

調査票⑤ 不同沈下を伴わない傾斜がある？※地盤は水平で家屋が傾いている状態

- ・下げ振り(120cm)を用いて測定する。
- ・1隅につき原則2カ所(状況により1カ所でも可)を計測し、長い方の数値を採用してその隅の最大傾斜を算出する。
- ・建物の傾斜判定シートにより柱4隅(最低2隅)の傾斜の平均値を算出する。
- ・糸が途中で何かに当たって測定数値に差異が出ないように、糸はピンと張っていることを確認して調査にあたる。
- ・調査票裏面(その2)の特記事項に建物のどちらの方向に最大傾斜が何cmだったかを記載しておく。

(例)

建物を上から見た図を記入



※玄関、道路等を明記し、建物がどの向きかわかるように。

$$(2.0+3.0+2.5+2.5) \div 4 = 2.5\text{cm}$$

調査票⑥ 屋根詳細調査

- ・屋根全体の何%が被害を受けているかを調査する。損傷の程度は同一で計算。
- ・屋根の全体が見えない場合は、見える範囲だけを100%として判断する。
- ・ブルーシートで覆われている場合は、その部分すべてを被害とみなす。
- ・棟瓦（むねがわら）のみ被害を受けている場合、被害程度は10%とみなす。

調査票⑦ 壁（基礎被害含む）詳細調査

- ・原則、基礎と一体的に損傷面積率を算出し、調査票に当てはめて計算する。
- ・壁の損傷の様子を判断する基準についてはP12「壁（基礎被害含む）詳細調査統一基準」に示すとおり。

【住民対応について】

- ・調査自体についての質問には、チラシを使って説明する。
- ・判定結果については、罹災証明書の発行をもって確定するため、現場でのお尋ね時点では回答できない旨お伝えする。
- ・罹災証明書の発行時期については、調査終了後、随時行おうと説明する。
- ・二次調査については、一次調査の結果、罹災証明発行後から受付を行う。

罹災証明書発行事務マニュアル

【整理番号係】

- ①申請者持参の通知書にナンバリングを打ち、整理番号の役割をする旨説明する。
通知書忘れの方は白紙の通知書にナンバリングを打ち、待ち時間に必要事項を記入してもらう。
- ②会議室内には待合スペースを設けず、ブースが空き次第案内する為、会議室の外に待機させる。
- ③一定待ち数を超えた場合は、整理番号を付し、あらかじめ設けている想定開始時間までに来庁されればよい（一度帰宅してもよい）ことを伝える。

(想定開始時間) 9時～10時	1番～60番
10時～11時	61番～120番
・	
・	
16時～	420番～500番

※1組あたり15分で計算 ⇒ 4組/1時間 × 15ブース = 60組

- ④予約受付番号が500名となった時点で受付終了時間（16時）前であっても受付を終了する。
- ⑤呼び込み係と協力しあい、整理番号の照会を常にできるようにしておく。

※呼び込み係及び整理番号係はお互い呼び出し人数の確認を常に行うこと。

【呼び込み係】

- ①（閑散時）整理番号を付した申請者を会議室内のブースに誘導する。
- ②（混雑時）新館内で待機中の申請者をある程度まとまった数（約10組）を会議室入口に呼び込み、通知書番号順に並んでもらい待機してもらう。
- ③発行ブースごとに次席用のイスを準備し、発行ブースが空き次第、次席に待機されている方を目の前のブースに行くよう案内していく。
- ④発行ブース次席には空いた順に番号順で誘導する。
- ⑤一度帰宅されてたり、トイレ等で離席された場合は、次の案内のタイミングで次席に案内する。
- ⑥発行ブースでかなり時間を有している申請者の次席の方がいる場合は、適宜他のブースの空き次第誘導する等、臨機応変に対応する。

※呼び込み係及び整理番号係はお互い呼び出し人数の確認を常に行うこと。

【罹災証明書発行係】

- ①本人確認を行う。(身分証明書) 申請者もしくは世帯員以外の場合は委任状も確認する。
(罹災証明書受付の時点で委任状が提出してある場合は必要なし)
- ②被災者生活再建支援システム(PC端末上)にて罹災証明書を発行(出力)し罹災証明書原本を用いて説明する。
(別添「マニュアル」参照)
- ③罹災証明書の判定結果に了承するか否かで対応が変わる。

→ (了承の場合) 罹災証明書を発行する。

※発行する場合、「罹災証明書発行時の注意点」を渡し、説明をおこなう。

※重要※

一次判定で「**全壊**」「**大規模半壊**」の判定を受けて了承される場合、で被災者再建支援金の受付では罹災証明書原本添付が必要な為、証明書を**2部**発行すること！！

※了承した場合は通知書の下部の受領確認欄にサインをもらう。

但し、上記のとおり受け取った場合でも後日、二次調査の申請は可能。

→ (了承しない場合)

了承しない場合でも罹災証明書は一次調査の判定結果で発行する。

※重要※

二次調査を希望している場合は罹災証明書を出力し、「二次調査申請中」と朱書き(ゴム印押印)をし、受取通知書と一緒に持って二次調査申請受付窓口へ案内する。

※詳細は「二次調査申請者への注意点」を渡しながらか説明をおこなう。

【二次調査受付案内係】

- ①罹災証明書発行係が案内する二次調査申請者を第1会議室へ誘導し、空いているブースを案内する。
- ②もし、ブースが埋まっており、待機させる際は、一列に座っていただき、空いた順から詰めていってもらおう。
- ③もし、二次調査申請者待機スペースがいっぱいになった場合は、フロアマネージャーと相談し臨機応変に対応する。

【二次調査受付係】

- ①空いたら「次の方〇番窓口へどうぞ」と声をかける。
- ②申請者は、「一次判定での罹災証明書（朱書きで二次調査申請中）・受取通知書・二次調査申請者への注意点」の3点をお持ちになる。
- ③再度、罹災証明書番号からシステム検索し、写真等を見て、再度二次調査の概要等について説明をおこなう。
※基本的には一次発行窓口で説明をしているので繰り返しの説明とならないよう注意が必要である。
- ④（⇒二次調査申請）受取通知書の二次調査整理欄に、本人の調査希望曜日や時間帯を記入し、連絡先等を再度確認し、後日日程調整をおこなう旨を説明する。
- ⑤（⇒一次調査の判定を了承）システムから再度正式な罹災証明書をお渡しする。
「罹災証明書発行時の注意点」を説明する。受取通知書の受取確認欄にサインをもらい、二次調査整理欄に日付・了承がわかる事項の明記をおこない、罹災証明書（控）と一緒にファイルへ綴じる。

【フロアマネージャー】

- ・混雑具合を見て人員配置の変更を指示する。
(整理番号係、呼び込み係の動きを常に確認し、待ちの状況や付番が済んでいない待合者が出ないように配慮する。)
- ・全体が見渡せる場所に位置取り、対応に長時間を要する者に対して個別に話を聞き窓口が閉塞してしまわないように対応する。また、会場内での質疑、本庁舎内への取次などを行う。(原則個別の案件に対する判断を受付以外の場所では行わないこと)

被害家屋調査マニュアル

平成 27 年 4 月

大 野 城 市

目 次

第1章	はじめに	
1-1	マニュアルの目的	1
1-2	各部各班による役割分担.....	2
1-3	り災証明発行の流れ.....	3
第2章	被害調査及び各種証明書発行の実施方針	
2-1	実施方針の決定	4
2-2	広報活動	4
2-3	被害家屋調査.....	5
第3章	被害家屋調査結果の関連システムへの登録・更新	
3-1	被災者支援システムへの登録・更新	7
3-2	防災関連地理情報システムの登録情報の更新.....	10
3-3	報告	10
資料一覧		
資料1	災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府).....	12
資料2	被災世帯(事業所)調査票.....	13
資料3	被害家屋損害割合判定表.....	14

第1章 はじめに

1-1 マニュアルの目的

本マニュアルは、り災証明書の発行に必要な「被災住家等台帳」の作成に資する「被害家屋調査」をはじめとする一連の調査手順及び調査内容を取りまとめたものである。

具体的には、「防災関連地理情報システム」に集約された被害情報に基づく被害家屋調査範囲の設定や人材・資機材を確保するための実施計画の作成、「防災関連地理情報システム」や「被災者支援システム」へ判定結果等の登録・更新方法について手順や実施内容を示している。

なお、本マニュアルは、災害時において効果的に活用されるマニュアルとなるよう、今後発生する災害の経験や各種関連計画の変更にあわせて、継続的・定期的に内容の見直し・充実を図ることとする。

想定している災害の種類及び家屋被害の例は下表のとおりである。

表1 想定災害別の家屋被害の例

災害	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none">・ 震動等による住家の損傷、機能損失等・ 液状化等による住家の損傷、機能損失等
土砂	<ul style="list-style-type: none">・ 土砂の流入等による住家の損傷、機能損失等
水害	<ul style="list-style-type: none">・ 浸水による住家の損傷、機能損失等・ 宅地の流出等による住家の損傷、機能損失等
風害	<ul style="list-style-type: none">・ 風圧力による住家の損傷、機能損失等・ 暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷、機能損失等

【参考】被害家屋調査と他の建物被害調査

地震による住家被害が発生した場合、本マニュアルで対象とする「被害家屋調査（住家の被害認定）」の他に、応急危険度判定などの建物調査が実施される。

表2 地震の際に行われる3つの建物被害調査

	被害家屋調査 (住家の被害認定)	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係り災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村 (輸送・調査班)	市町村 (本部班)	建物所有者
判定調査員	主に行政職員(り災証明書発行は行政職員のみ)	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	り災証明発行に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※ 応急危険度判定協議会（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※ 被災度区分判定

応急危険度判定が実施された後などに、震災建築物の復旧を目的として震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し、継続使用するための復旧の要否を判定するために行われるもの。

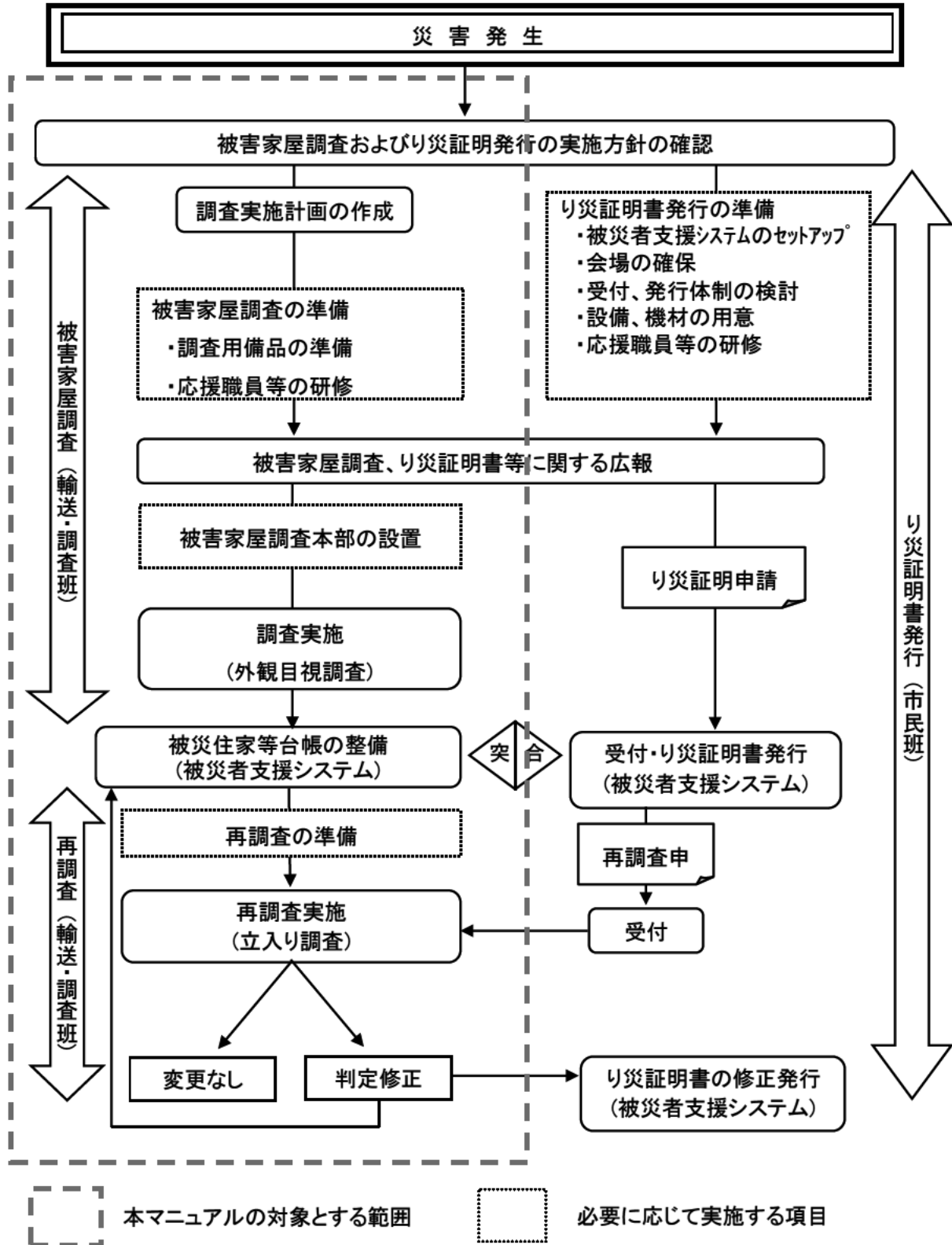
1-2 各部各班による役割分担

本マニュアルは、輸送・調査班、総務広報班、市民班の利用を想定する。被災状況調査等に関わる各班の主な業務は以下に示すとおりである。

表3 部班別の役割分担

部	班	主要業務
災対総務部	輸送・調査班	家屋調査の実施、調査結果の入力
総務広報部	総務広報班	調査結果の集約・更新、広報活動
市民福祉対策部	市民班	り災証明申請受付、発行等窓口業務

1-3 リ災証明発行の流れ



第2章 被害調査及び各種証明書発行の実施方針

2-1 実施方針の決定

輸送・調査班等関係各班は、被害家屋等調査及びり災証明書等発行の実施方針を下記の要素を考慮して決定する。

- ①家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- ②り災証明発行が求められる各種施策に関する動き
- ③国、福岡県、他の被災自治体の動き
- ④被害家屋調査の実施方法
- ⑤り災証明の受付、り災証明書の発行方法
- ⑥り災証明発行、被害家屋調査の実施期間 等

2-2 広報活動

総務広報班は、り災証明書等発行・被害家屋等調査の実施方針が決定され次第、速やかにその内容を広報する。り災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、り災証明書と被害届出証明書との違い、応急危険度判定と被害家屋調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

なお、必要に応じて、り災証明書発行及び被害家屋調査の進捗状況を定期的に広報する。

2-3 被害家屋調査

災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、輸送・調査班を中心に以下の手順を参考に、被害家屋調査を実施する。

(1) 調査実施計画の作成

輸送・調査班は、被害調査実施方針に沿って、調査実施計画を作成する。調査実施計画は、国、福岡県、他の被災自治体等との情報共有をはかり、下記の事項のほか必要な事項を定める。

① 調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、そのつど決定する。

- ・一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査
- ・外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施あるいは当初から立ち入り調査を実施

② 調査範囲の設定

「防災関連地理情報システム」の集計表等を活用し、「被害家屋調査」を実施する範囲を設定する。ただし、その後に被害状況の詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

③ 調査人員

調査人員は、輸送・調査班を基本とするが、不足する場合は、他班の職員の応援を要請する。さらに、必要に応じて他自治体への応援要請あるいは民間の建築士等に協力要請を関係各班と連携して行う。

④ 調査体制

調査体制は、2人1組で班を編成することを基本とする。また、各班には、大野城市職員を含むことを原則とする。

⑤ 調査期間の設定

り災証明書が必要とする各種施策の担当部署と調整し、り災証明書の発行開始日及び被害家屋調査の実施期間を設定する。再調査の期間については、被害家屋調査の進捗状況等を考慮して、り災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

資料1 「災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)」

(2) 調査用備品等の準備

輸送・調査班は、調査実施計画に基づいて、調査実施に必要な備品等を準備する。
なお、必要に応じて財政調達班と連携し準備する。

表4 必要な備品等

項目	備考
調査票	
住宅地図	災害対策本部配備
デジタルカメラ	災害対策本部配備
ヘルメット	
傾斜計(下げ振り)	
コンベックス	
車両	調査員の移動用
竣工図面	入手可能な場合

(3) 調査人員に対する研修

輸送・調査班は、確保した人員に対し、必要に応じて調査方法等の研修を実施する。

(4) 調査本部の設置

災害の規模が大きい等、被害家屋調査の状況を一元把握する必要がある場合は、災対総務部内に調査本部を設置し、判定調査に関する進捗状況の管理等を行う。

(5) 調査実施

輸送・調査班は、調査実施計画に基づき、「災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)」により被害家屋調査を実施する。

なお、基本的な調査実施方法としては、まず外観目視調査により、一棟単位で浸水・損壊等の程度を調査票にて調査する。また、後日のトラブルに備えるため、調査時に所有者の了解を得て、家屋の全景や被害箇所(特に判定のポイントとなる箇所)の写真を撮影しておく。その後、再調査申請等に基づき、必要に応じて立ち入り調査を実施する。

資料2 被災世帯(事業所)調査票

第3章 被害家屋調査結果の関連システムへの登録・更新

3-1 被災者支援システムへの登録・更新

輸送・調査班は、調査により作成した「被災世帯（事業所）調査票」をもとに「被災者支援システム」の「被災住家等台帳」に登録する。

登録する基本的な操作の流れは以下に示すとおりである。

手順①	アカウントと、パスワードを入力する。
手順②	「ログイン」ボタンをクリックし、ログインする。

被災者支援システム
Ver.5.00

① アカウント
パスワード

② ログイン クリア 閉じる

※デモシステムに初期登録されているユーザのアカウントとパスワードは以下のとおりです

被災者

手順③	被災者支援システムのプルダウンから「被災家屋台帳 新規登録」を選択し、「実行」ボタンをクリックする。
-----	--

被災者支援システム Ver.5.00
総合メニュー

被災者支援システム	被災家屋台帳 新規登録	実行 ③
避難所関連システム	被災者台帳 検索・照会 被災者台帳 更新 被災者台帳 新規登録	実行
緊急物資管理システム	災害物資 検索	実行
仮設住宅管理システム	避難者受入台帳 検索・照会	実行
犠牲者遺族管理システム	避難者受入台帳 更新 避難者受入台帳 新規登録	実行
例援家屋管理システム	被災家屋台帳 検索・照会 被災家屋台帳 更新	実行
システム管理	被災家屋台帳 新規登録	実行 ③
復旧・復興関連システム(被災)	住家被害状況一括登録 住家被害状況一括登録(GIS)	実行
支援課者支援システム(台帳等)	標準実行メニュー 管理情報メニュー	実行

閉じる

- 手順④ 被災住家等台帳登録画面の「物件調査状況」の欄を「被災世帯（事業所）調査票」に基づき入力を行う。
- 手順⑤ 入力後、入力内容を確認し「登録」ボタンをクリックする。

注意 下記のメッセージが表示されたら、調査番号の修正を行い、再度登録を行うこと。



手順⑥ 登録が完了すると登録画面左上に「保存資料」ボタンが表示されるので、ボタンをクリックし、調査で利用したデータの登録を行う。

- 手順⑦ 下記の画面が表示されるので、「参照」ボタンをクリックする。
- 手順⑧ 登録したいデータを選び、「実行」ボタンをクリックする。

被災者支援システム 被災住家等別保存資料

被災住家等基本情報 戻る

調査番号 0000020 物件所在地 福岡県大野城市

保存資料

⑦ ⑧

ファイル追加 参照 実行

追加可能ファイル (txt, csv, pdf, xfdf, xls,xlsx, doc, docx, bmp, jpg, jpeg, wav, mp3, avi, mov, mpg, mpeg, mp4, zip, lz)

ファイル一覧 (右クリックメニューの「対象をファイルに保存」で保存してください) サイズ 最終更新日時

- 手順⑨ 次に所有者情報を登録するため、登録画面左下の「追加」ボタンをクリックする。

被災者台帳システム 被災住家等所有者台帳登録

⑩

物件(調査)状況 更新 戻る *は必須項目です

調査番号 0000101 住家等番号

物件所在地 郵便番号 0914 町名選択 住所コード 40200 町名選択

住所 福岡県大野城市

番地-号-部屋(数字) 番地(漢字)

方書

建物用途 専用住宅 併用住宅 店舗 その他 未設定 クリア

建物の状況 / 全壊 / 大規模半壊 / 半壊 / 一部倒壊 / 被害なし

第1次調査 (西暦) 2013 年 03 月 06 日 担当者

判定結果 全壊 大規模半壊 半壊 一部倒壊 被害なし

第2次調査 (西暦) 年 月 日 担当者

判定結果 全壊 大規模半壊 半壊 一部倒壊 被害なし 再調査中申請

第3次調査 (西暦) 年 月 日 担当者

判定結果 全壊 大規模半壊 半壊 一部倒壊 被害なし

備考(本台帳) 備考

削除

所有者情報 追加 印刷

選択 所有者番号 氏名 住所 電話番号

前任者(代表者)情報 検索

前任者番号 氏名 住所

- 手順⑩ 下記の画面が開くので、所有者の情報を入力し、「登録」ボタンをクリックする。
- 手順⑪ 手順⑧の画面に戻り、左上の「更新」ボタンをクリックして、登録が完了する。

被災者台帳システム 被災住家等所有者台帳登録

⑩

登録 戻る *は必須項目です

所有者番号 検索 個人番号 検索 クリア

氏名(漢字)* 氏名(カタ)*

住所(送付先) 郵便番号 町名選択 住所コード 町名選択

住所* 住所

番地-号-部屋(数字) 番地(漢字)

方書

電話番号 備考

削除

3-2 防災関連地理情報システムの登録情報の更新

輸送・調査班は、被害家屋調査の結果によって、登録内容に変更が生じた場合は、調査結果に基づき、「防災関連地理情報システム」の登録情報を更新する。(登録・更新の方法は「被災状況把握マニュアル」を参照のこと)。

3-3 報告

総務広報班は、必要に応じて「防災関連地理情報システム」の集計機能を利用して、災害対策本部へ家屋被害の状況を報告する。また、輸送・調査班は、被害家屋調査の進捗状況等を随時災害対策本部へ報告する。

資料一覧

資料 1 災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)

資料 2 被災世帯(事業所)調査票

資料 3 被害家屋損害割合判定表

資料1 災害に係る住家の被害認定基準運用方針(内閣府)

災害に係る住家の被害認定（内閣府 HP）

<http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>

災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）

<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/jirei-1t.pdf>

資料2 被災世帯（事業所）調査票

被災世帯住所（事業所所在地）		町 番地 丁目 番 号 方					
世帯主氏名及び 事業所名・代表者		世帯主名			電話（ ）		
		事業所名			代表者名		
災害の原因・被災年月日		1. 水害 2. 地震 3. その他 ()			年 月 日		
建物の用途		1. 住家 2. 事業所 3. 住家・事業所併用					
被災 状況	①住家	1. 住家のみの一戸建て 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用の建物の住居部分					
	被害の程度	1. 全壊（焼）（損害割合 10/10 8/10 6/10） 2. 半壊（焼）（損害割合 4/10程度） 3. 一部損失（部分焼） 4. 床上浸水等（地階浸水を含む） 5. 床下浸水等 6. その他（ ）					
	②事業所	1. 事務所 4. 倉庫 2. 店舗 5. その他（ ） 3. 工場					
	被害の程度	1. 全壊（焼）（損害割合 10/10 8/10 6/10） 2. 半壊（焼）（損害割合 4/10程度） 3. 一部損失（部分焼） 4. 床上浸水等（地階浸水を含む） 5. 床下浸水等 6. その他（ ）					
世帯構成員 本人からの聴取		男	女	合計	内訳	小学校	中学校
住民票の有無等		有・無 単身世帯・普通世帯・複数世帯（ ）世帯					
世帯の 人員	氏名	続柄	年齢	連絡先	学校名	学年	人的被害
							死者 名
							行方不明 名
							重傷 名
							軽傷 名
							その他 名 ()
備考及び 特記事項							
調査年月日		年 月 日	調査員氏名		課	立会人等	
救護	種別	見舞金	特別見舞金	生活必需品	学用品		
	月日	/	/	/	/	/	/
物資等の 給与	額等	¥					
	受領印	印	印	印	印	印	印

資料3 被害家屋損害割合判定表

(木造・プレハブ)

部分別	構成比 %	被害の程度	損害割合 %
屋根	15	5%程度の破損、ズレ	1
		15%程度の破損、ズレ	2
		25%程度の破損、ズレ	4
		50%程度の破損、ズレ	8
		75%程度の破損、ズレ	11
		100%程度の破損、ズレ	15
壁	55	5%程度の亀裂・剥落	3
		15%程度の亀裂・剥落	8
		25%程度の亀裂・剥落	14
		50%程度の亀裂・剥落	28
		75%程度の亀裂・剥落	41
		100%程度の亀裂・剥落	55
構造体	30	5%程度の損傷、傾斜	2
		15%程度の損傷、傾斜	5
		25%程度の損傷、傾斜	8
		50%程度の損傷、傾斜	15
		75%程度の損傷、傾斜	全壊
		合計	
床上 (cm) 浸水玄関・居間・			
床下 (cm) 浸水玄関・居間・			

(非木造)

部分別	構成比 %	被害の程度	損害割合 %
構造体	40	5%程度の破損	2
		15%程度の破損	6
		25%程度の破損	10
		50%程度の破損	20
		75%程度の破損	30
		100%程度の破損	40
仕上	25	5%程度の破損	1
		15%程度の破損	4
		25%程度の破損	6
		50%程度の破損	13
		75%程度の破損	19
		100%程度の破損	25
設備	35	[構造体] の 35%×被害の程度 = % %	
		合計	
床上 (cm) 浸水玄関・居間・			
床下 (cm) 浸水玄関・居間・			

被災証明発行マニュアル

～被災者支援システムを利用した手引き～

平成27年4月

大野城市

目次

第1章 はじめに

- 1-1 マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 各部各班による役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 り災証明発行準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 り災証明書の発行準備

- 2-1 受付・発行窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-2 受付・発行窓口の体制確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-3 「被災者支援システム」の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 り災証明書の発行

- 3-1 り災証明等発行手続き手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3-2 り災証明発行手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3-3 被害届出発行手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【様式】

- 様式1 り災届証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 様式2 り災証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 様式3 証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 様式4 被害届出兼証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 様式5 被害届出兼証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 はじめに

1-1 マニュアルの目的

本マニュアルは、被災者支援システムを利用し、被災者の申請に基づき、被災証明書の発行を行うための手続きを示したものである。

被災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による被災者への支援金の支給や、市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、本人の申し出により、その被害を証明するものである。

なお、本マニュアルは、災害時において効果的に活用されるマニュアルとなるよう、今後発生する災害の経験や各種関連計画の変更にあわせて、継続的・定期的に内容の見直し・充実を図ることとする。

【参考】被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援法とは、被災者の生活再建を支援することを目的としており、被災者生活再建支援金を支給するための措置が講じられている。

1. 対象世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じその住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2. 支援金の支給申請方法

- (申請窓口) 市町村
- (必要書類) ①基礎支援金：り災証明書、住民票
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
- (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

3. 支援金支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

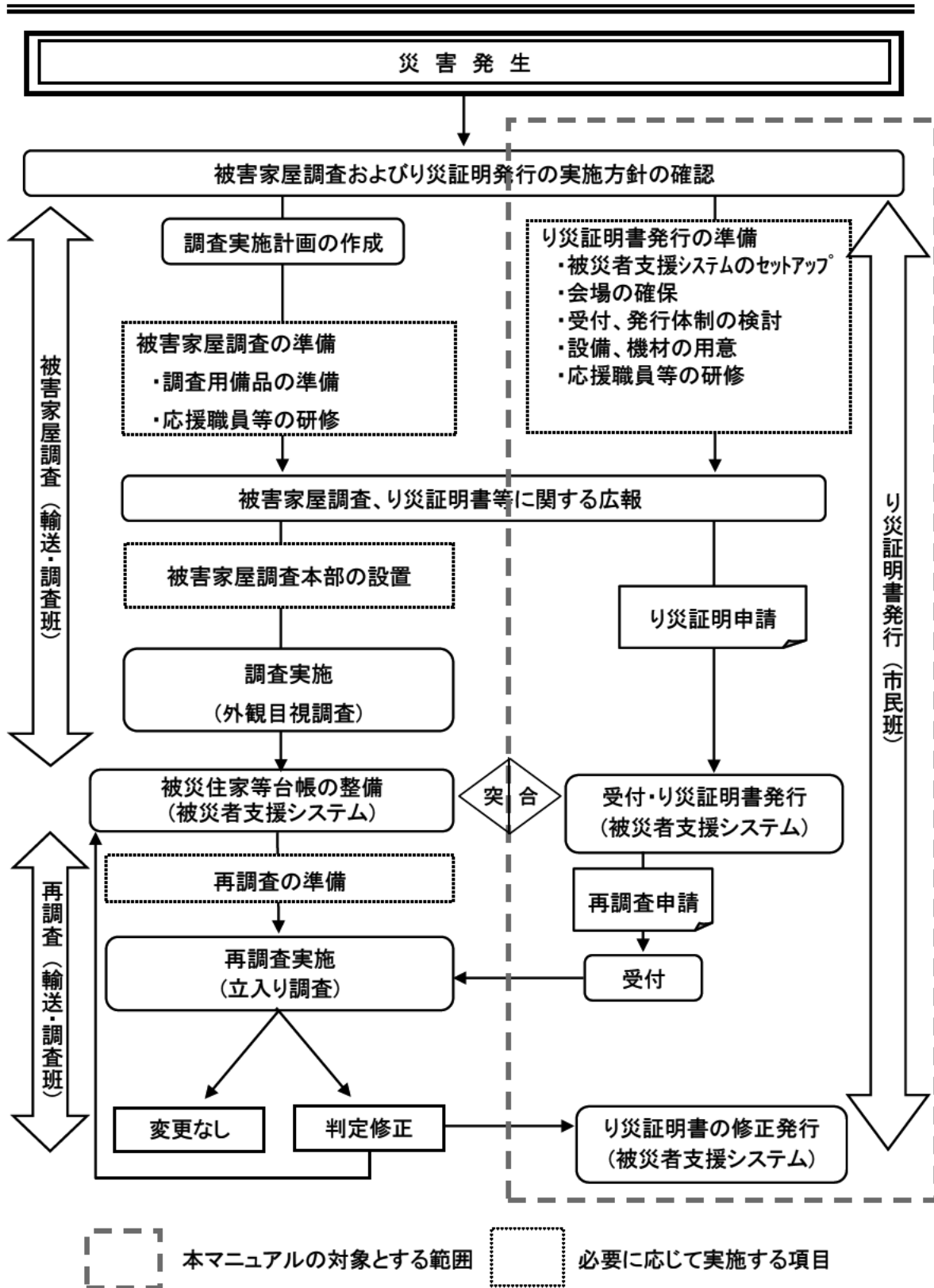
1-2 各部各班による役割分担

本マニュアルは、輸送・調査班、総務広報班、市民班の利用を想定する。り災証明発行等に関わる各班の主な業務は以下に示すとおりである。

表1 部班別の役割分担

部	班	主要業務
災対総務部	輸送・調査班	調査結果の入力、更新
総務広報部	総務広報班	調査結果の集約・更新、広報活動
市民福祉対策部	市民班	り災証明申請受付・発行等窓口業務

1-3 り災証明発行の流れ



第2章 り災証明書の発行準備

2-1 受付・発行窓口の設置

市民班は、市役所1階及び各地域行政センターに、り災証明の受付・発行窓口スペースを確保するとともに、パソコン、椅子、机など必要な備品等を用意する。このとき、一度に多数の申し込みが予想されることを十分に考慮した窓口のレイアウトを行う。

2-2 受付・発行窓口の体制確立

受付・発行窓口の体制は市民班を基本とするが、迅速な受付・発行体制を確立するために、不足する場合は他班の職員の応援を要請する。

また、必要に応じて担当職員の研修を実施する。

2-3 「被災者支援システム」の準備

市民班は、本部班と連携し「被災者支援システム」にり災証明書の発行に必要な「住民基本台帳」の「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「世帯構成」のデータを準備する。その後、「被災者支援システム」へセットアップを行い、運用環境等の調整を行う。また、「被災者支援システム」の運用を行う際は、個人情報取り扱いに十分注意する。

第3章 リ災証明書の発行

3-1 リ災証明等発行手続き手順

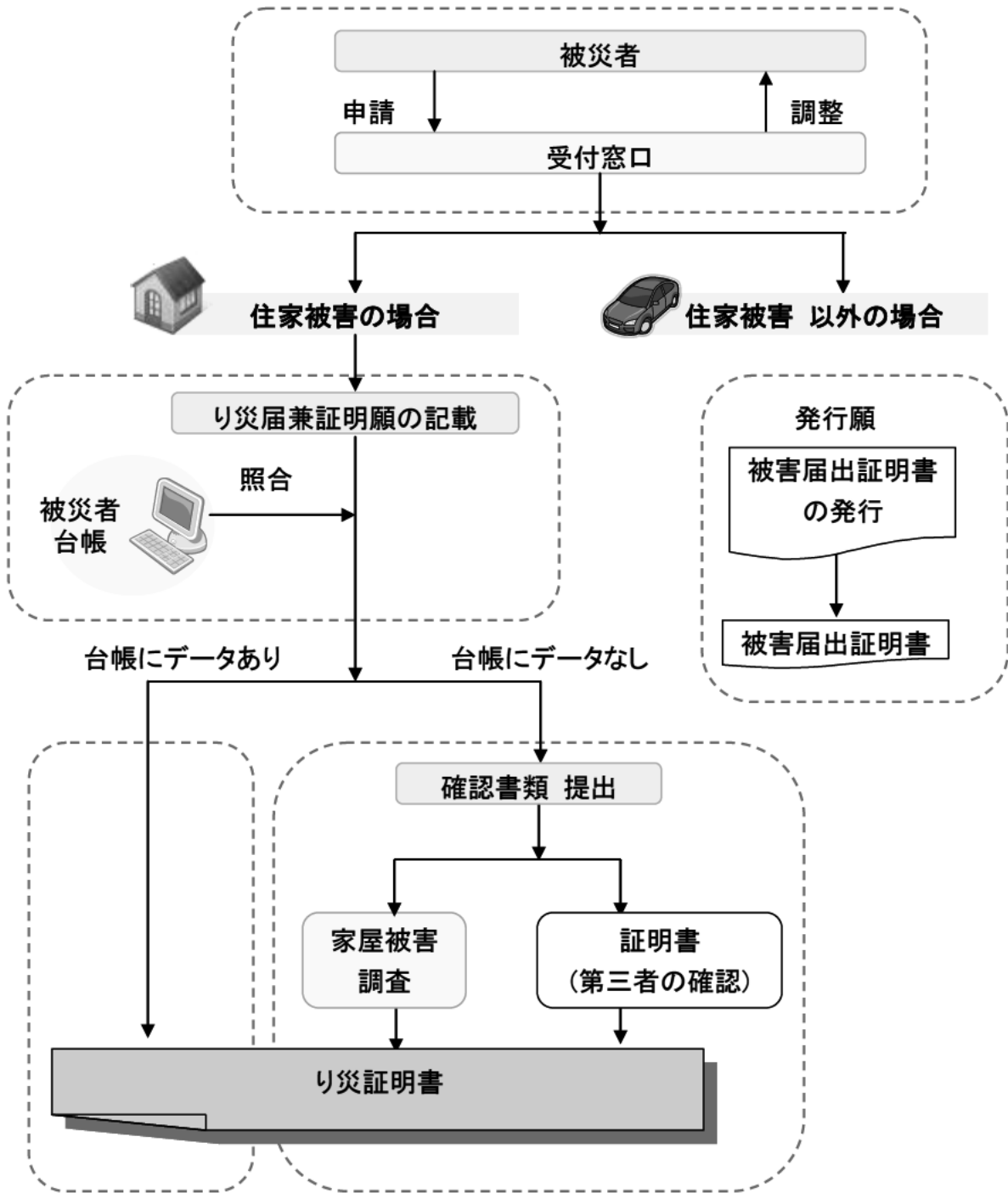


図4 リ災証明書等発行プロセス

3-2 り災証明発行手続き

(1) り災届兼証明願の記入

市民班は、市役所及び各地域行政センターに設置した窓口にてり災証明発行を申請に来た市民に、「り災届兼証明願」の記入を依頼する。

様式1 り災届兼証明願

様式2 り災証明書

(2) 被災者支援システムへの入力

市民班は、「り災届兼証明願」に基づいて、「被災者支援システム」の「被災者台帳」の更新を行う。

登録は、以下の手順①～⑨に沿って実施する。なお、「被災者支援システム」の詳細な操作方法については、「被災者支援システム操作マニュアル」を参照することとする。

手順①	アカウントと、パスワードを入力する。
手順②	「ログイン」ボタンをクリックする。

手順⑤ 下記の画面が表示されるので、住家等被害調査情報に調査結果の記載があることを確認し、「証明書発行」ボタンをクリックする。

⑤ 被災者支援システム 被災者台帳

戻る 地図表示 個人情報 証明書発行 仮設入居 義援金 支援別度 保存資料

世帯情報 変更

世帯番号	代表者	世帯人数	1人
被災時住所			
現在の居所 (現避難所情報)	〒 (平成25年 9月10日時点)		
電話番号1	電話番号2	前年の総所得額	0円
住家等被害調査情報			
支援認定情報			

個人情報 追加

異動理由	氏名	個人番号 続柄	生年月日 年齢/性別	避難所情報 施設等入院・入所	人的被害

手順⑥ 下記の画面が表示されるので、「証明書発行」ボタンをクリックする。

被災者支援システム 被災者台帳

戻る 地図表示 個人情報 証明書発行 仮設入居 義援金 支援別度 保存資料

世帯情報 変更

世帯番号	0000000000	代表者		世帯人数	1人
被災時住所	〒 町2丁目				
現在の居所 (現避難所情報)					
電話番号1	電話番号2	前年の総所得額	0円		
住家等被害調査情報					
支援認定情報					

証明書発行情報

証No.	枚数	発行日	発行者
000006	1		管理者ユーザ

手順⑦ 下記のダイアログが表示されるので、「OK」ボタンをクリックする。

手順⑧ ダウンロードダイアログが表示されたら、「開く」ボタンをクリックする。



手順⑨ 下記の pdf データが表示されるので、印刷する。

〒 [REDACTED]

阪神 一郎 様

大災証置 000005 号

り 災 証 明 書

住所 兵庫県西宮市西宮浜1番31号

世帯の構成	氏名	続柄	生年月日	被害
	阪神 一郎	世帯主	昭和20年 5月 5日	
	阪神 一子	世帯主の妻	昭和34年 8月 8日	重症
	阪神 二郎	世帯主の子	昭和61年 1月 6日	
	阪神 三子	世帯主の子	昭和64年 1月 3日	死亡
	阪神 四郎	世帯主の子	平成 2年12月12日	死亡

災害名

平成7年1月17日 5時46分 阪神・淡路大震災

被害の状況	備考

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 25 年 2 月 21 日

大野城市長 井本 宗司

(5) 住家等被害調査情報がない場合
「被災者台帳」において、申請者の住家等被害調査情報を確認できなかった場合は、申請者に対して次のいずれかの対応を依頼する。

- ① 被害家屋調査の申請
- ② 写真など被害が確認できる資料の提出及び「自治会長」・「民生委員」等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者による「証明書」の提出

様式3 証明書

3-3 被害届出発行手続き

被害届出証明書とは、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた災害のうち、り災証明書の対象事項ではなく、市の調査確認ができていない被害について、本人からの被害届出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものである。

(1) 被害届兼証明願の記入

市民班は、「被害届出兼証明願」の記入を申請者に依頼する。また、被害の状況のわかる写真等の資料も併せて提出するように依頼する。

様式4 被害届出兼証明願

(2) 被害届出証明書の発行

被害届出兼証明願に基づいて、被害届出証明書の発行を行う。この際、被害届出証明書については、「被災者支援システム」では発行できないことに留意する。また、過去に発令された気象情報については下記ホームページなどを参考に記載を行う。

様式5 被害届出証明書

【参考】

ウェザーニューズ URL : <http://yamaguchi-dim.wni.co.jp>

様式一覧

様式 1 ㊦災届兼証明願

様式 2 ㊦災証明書

様式 3 証明書

様式 4 被害届出兼証明願

様式 5 被害届出証明書

様式 1 り災届兼証明願

り災届兼証明願					
申請者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)			TEL ()	
り災世帯 の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
り災場所					
り災日時	年 月 日 (時頃)				
り災原因	暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・爆発 () 放射性物質の放出・その他 ()				
り災の 状 況					
使用目的					

<り災証明について>

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

様式2 災害証明書

〒	様
---	---

号

災害証明書

住所				
世帯の構成	氏名	続柄	生年月日	被害
災害名				
被害の状況	備考			

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

大野城市長 井本 宗司

様式4 被害届出兼証明願

被害届出兼証明願					
願出者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)	印		TEL ()	
被害世帯 の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
被害場所					
被害日時	年 月 日 (時 分頃)				
被害原因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 () 放射性物質の放出・その他 ()				
被害の状況					
使用目的					
希望発行枚数	通				
被害対象物の購入年月日					
添付書類 被害状況の写真					
または、被害状況を第三者が証する書面					

※この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害のうち、り災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

被害の事実について証明するものではありません。

太枠内がそのまま証明内容となりますので、記入に当たっては、楷書で丁寧にお願いいたします。

様式5 被害届出証明書

被害届出証明書						第 号
申請者	住 所					
	氏 名 (事業所名・代表者)				TEL ()	
被害世帯 の構成員	氏 名	続 柄	性 別	生年月日	人的被害の有無	
		世帯主	男・女		無・有(死亡・重傷・軽傷)	
					無・有(死亡・重傷・軽傷)	
					無・有(死亡・重傷・軽傷)	
被害場所						
被害日時						
年 月 日 (時 分頃)						
被害原因						
強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 () 放射性物質の放出・その他 ()						
被害の状況						
気象等の状況						
注意報 大雨・洪水・強風・雷・風雪・大雪・() 警報 暴風・大雨・暴風雪・大雪・() 時間 : ~ :						
上記のとおり相違ないことを証明します。						
年 月 日						
大野城市長						印

※この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害のうち、リ災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。
被害の事実について証明するものではありません。



り災証明☆虎の巻



長崎市 収納課 税制係

電話 095-829-1130

ファクス 095-826-9221

1	り災証明の電話相談があったら	2
2	被災者が来庁されたら	4
3	現地調査	6
4	発行	8
補	私家版 り災証明に関する覚書	10
第1	り災証明の概要	(4) 一部損壊
1	り災証明書とは	(5) 床上浸水
2	り災証明書発行事務の根拠	(6) 床下浸水
3	り災証明を発行できる使用目的	(7) 家財の損壊について
4	り災証明を発行できる災害の種類	(8) 集合住宅について
		(9) 判定
第2	り災証明の発行	7 発行
1	り災証明発行手続	(1) 公印
2	災害発生	(2) 証明手数料
3	被災者からり災証明の発行依頼	(3) 郵送
4	被災者が来庁し申請書の記入	(4) 再審査
5	調査	
	(1) 小規模災害時	第3 付録
	(2) 大規模災害時	・災害調査・り災証明書 依頼受付表
	(3) 他法との関係	・り災証明申請書
6	判定の基準	・り災証明書
	(1) 全壊	・災害等調査表(裏表)
	(2) 半壊	・災害等調査集計表
	(3) 大規模半壊	

1 り災証明の電話相談があったら

◆り災証明◆

り災証明とは、大雨や暴風などの自然災害で土地・家屋が被災したことを証明するものです。電話や郵送での申請は原則できませんので、来庁を促してください。

申請に必要なもの

- ① 来庁者の身分証明書（運転免許証，健康保険証，年金手帳等）
※ 代理の場合は，委任状と来庁者の身分証明書が必要
- ② 被災状況の分かる写真を数枚（任意）



火災のよるり災証明は，消防署（中央署，北署，南署）で発行しています。



損害保険請求のためには発行できません。税の減免，り災ごみの処理費用の減免や市営住宅への入居などで必要が生じた方に発行します。

受付手順

- 1 り災証明書がほしいという相談があったら，まず証明書の使用目的を聞いてください。保険請求のためには発行できません。 **り災証明書が発行できる理由** 参照。
- 2 土地家屋の被災であるか確認してください。家電・設備のみの破損は対象外です。
- 3 り災者の氏名，住所，連絡先や被災状況などを訪ねてください。
※ 次ページの様式は，かつて台風が上陸したときに調査班（理財部税務系所属で構成）で使用した様式です。参考に掲載しますが，り災証明書用の様式ではありません。
- 4 申請書を記入するために来庁する必要がある旨伝えてください。来庁時，被災状況の分かる写真を持ってくるよう伝えてください。
※ 本来は現地調査をしなければならないのですが，写真で被災状況が分かる場合は調査を省くことができます。

り災証明書が発行できる理由

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| ① 国税（所得税等）・県税（県民税，不動産取得税等）の減免 | ⑤ 商業振興課・産業雇用政策課の中小企業向けの貸付 |
| ② 金融機関等からの借入 | ⑥ 被災により住む場所がない場合の市営住宅への入居（一時的な入居も含む。） |
| ③ 会社（組合）の見舞金 | ⑦ 自治振興課の見舞金の給付 |
| ④ 廃棄物の処理に係る手数料の減免（廃棄物対策課で搬入券を交付） | ⑧ 健康保険証等の再発行 |

■参考 01 (かつて台風上陸時に調査班が用いた様式)

災害調査・り災証明書 依頼受付表

受付日時	月 日 () 時 分	受付者
1 氏 名 (所有者 or 借家人) 深堀三右衛門		・架電者と家屋の権利者が異なる場合は権利者もメモする。 ・連絡先は必須。
2 住 所 (り災した土地・建物の住所) 長崎市桜町2-22		
3 電話番号 095-829-1130 携帯 090-1234-5678		・被害状況をメモする。 ※今後の危険度などは判定できない。 ※室外機等は家屋ではないので、り災証明の対象ではない(り災内容に付記することは可能)。
4 被害状況 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 昨晩からの大雨で家の裏手の法面が崩壊した。 土石が壁に直撃している。さらなる崩壊が予想される。 どうにかしてほしい(住むところ、土石の片付け)。 エアコンの室外機が壊れた。 </div>		
・今現在、家屋の倒壊等の恐れがなく、安全であるか。 ・家屋の被災の状況 (なるべく具体的に) ※調査希望日時 日 午前 (時頃) / 午後 (時頃)		・写真で被災程度を判定できないときに現地調査を行う。 ・電話相談の場合、後日申請のために来庁するので、このときに聞く必要はない。
5 り災証明書の用途について (1 保険請求 <input checked="" type="checkbox"/> 2 それ以外 <input type="checkbox"/> 3 不要)		
6 被害写真を数枚撮っておくように伝える。		
(注意事項) まず、り災証明書の用途をたずねてください。 保険請求のときは。。 ・り災証明書は、保険請求用については、平成 11 年から発行していない。 (廃止時には、各保険会社へ通知済) 本人が納得できないという回答の場合は、保険会社から市役所納税課へ直接電話問い合わせを行っていただくよう伝える。 ・保険請求以外の使用目的がない場合、つまり、り災証明書発行の必要がない場合は、現地調査には行かない。 保険請求以外のときは。。 ・被害状況がわかる写真があり、提供していただける場合は、被害者本人または、被害状況を把握している家族等に来庁していただければ、現地調査を行わずに、その場で聴き取り調査により調査し、り災証明書を発行する。 ・発行にあたっては、身分証明書の提示を求めるので、持参していただくよう伝える。 ・未修理で写真の提供もしていただけない場合は、現地調査する。 調査日時については、件数が多いため約束できないが、調査前には電話を入れる旨を伝え、現場立会いのため、自宅にいる時間帯を聞く。		

2 被災者が来庁されたら

◆り災証明◆

り災証明とは、大雨や暴風などの自然災害で土地・家屋が被災したことを証明するものです。写真があれば現地調査を省くことができます。

申請に必要なもの

- ① 来庁者の身分証明書（運転免許証，健康保険証，年金手帳等）
※ 代理の場合は，委任状と来庁者の身分証明書が必要
- ② 被災状況の分かる写真を数枚（任意）



同居の親族であれば委任状は必要ありません。来庁者が申請者となります。

受付手順

- 1 電話相談なしでり災証明書の申請に訪れた被災者には、**1 り災証明の電話相談があったら** に準じて、証明書発行が可能な使用目的か尋ねてください。
- 2 申請書の太枠内に記入していただき，本人確認書類のコピーを徴取します。
- 3 写真の提供がある場合は，写真を受け取ってください。
※ 写真はあるが返却してほしい場合：り災証明書に同封して返却します。申請書の余白に、はっきり「写真返却希望」と明記してください。
※ デジカメや携帯電話で撮影し，現像した写真やコピー用紙のような預かれる物がない場合：被災者の同意があれば，備品カメラでデジカメや携帯の画面を撮影してください。
- 5 被災者から被災の状況を聞き取り，申請書の「り災程度」を職員が記入してください。メモのような走り書きでも問題ありません。
- 6 被災写真がないときや写真では被災の状況が明らかでないとき，現地調査を行います。調査の要は収納課税制係で判断するので，現地調査の可能性があること，調査の希望日時※1，連絡先※2は必ず聞いておいてください。
※1 本来業務の都合や他のり災調査もありますので，必ずしも希望日時が叶うわけではありません。特に大災害であれば午前 or 午後程度の希望にとどめてください。
※2 現地調査の要を判断後，調査を行うにせよ行わないにせよ，必ず連絡はします。
- 7 徴取した様式や写真，写真データを収納課税制係へ提出してください。
※ 地域センターについては，様式，写真をファクス送信後，庁内メール便で原本を送付してください。

■様式 02

り 災 証 明 申 請 書

申請書を記入した日

(宛先) 長崎市長

※ 太線内を御記入ください。

平成 **26** 年 **7** 月 **23** 日

窓口に来られた方の住所とお名前を書いてください。

住所

長崎市桜町2-22

窓口に来られた方

連絡先 ()

同居の親族の場合、委任状は不要です。

氏名

深堀 嘉右衛門

照合

※ 運転免許証又は法令に基づいて発行される身分証明書（健康保険証、年金手帳等）を提示してください。

※ 代理の場合は、委任状を添付してください。

大雨、暴風、台風など簡単に書いてください。

り災者は…

1. 被災住人が申請者
(1) 自家：権利者
(2) 借家：賃借人
 2. 賃貸人が申請者：賃貸人
- ※窓口に来られた方とり災者が同一なら、“同上”で可。

り災状況

り災種別

大雨

り災者

住所

長崎市桜町2-22

氏名

深堀 三右衛門

り災日時

26 年 **7** 月 **23** 日 **8** 時 **00** 分頃

り災物件の所在

長崎市桜町2-22

はっきりした時間が分からないときは空欄で結構です。

必要枚数

2 枚

提出先

廃棄物対策課、市営住宅(住宅課)

提出先を書いてください。課名が正確にわからないときは、“市営住宅”など目的でOK。勤め先を無理に聞き出す必要はありません。

家の裏手の法面が崩壊 ←朝8時頃

土石が壁に直撃

エアコンの室外機が壊れた

交付年月日

年 月 日

被災者の話を聞きながら記入してください。走り書きで可。

写真返却希望！ り災証明に同封OK

3 現地調査

◆り災調査◆

収納課税制係でり災証明申請書を受け付けたら、調査班員へ調査を依頼します。調査班員は、同行する他の職員及び被災者と日程を合わせ、調査をします。

調査に必要なもの

- ① デジタルカメラ
- ② ゼンリン住宅地図（コピー）
- ③ 災害等調査表
- ④ り災証明申請書（予備）

① 判定基準

【損壊基準判定】

	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0%
損壊面積 延床面積	全壊			大規模		半壊			一部損壊		

【損害基準判定】

	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0%
経済的被害 時価	全壊				大規模		半壊		一部損壊		

【補修の程度】

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
補修しても再使用できない	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な改修を行うと再使用できる	補修すれば再使用できる	損壊の程度が半壊に至らない

なお、損壊基準と損害基準で評価が分かれるときは、より被害の大きい判定を採用します。床上浸水と床下浸水は、一部損壊の範囲です。窓ガラス数枚が破損した程度の軽微な被害は一部損壊になりません。

② 調査手順

- 1 被災者と日程を合わせ、訪問前に電話した上で、現地訪問をします。
- 2 被災者から状況を聞きながら災害等調査表を記入しつつ、状況を撮影します。
- 3 帰庁後、災害等調査表を作成し、収納課税制係へ提出・報告してください。

記載例① 災害等調査表

記載例① 災害等調査表		調査員		課(所)	
住家 非住家		自治会名			
年月日		町		TEL	
住	番	号	番	地	
氏	職業				
世帯人員	5人	うち小学生	1人	中学生	1人
棟別	壊・全焼	壊・半焼	壊・半焼	壊・全損	壊・一部破損
災の程度	建物流失・埋没・土砂竹木たい積・床上浸水・床下浸水・敷地崩壊				
死者	男 1人	行方不明	男 1人	重傷者	男 1人
住家	1戸建	共同住宅	自家	用途	
建物	長屋	その他	借家	名称	
状況	同一棟の世帯数	6	3パート	所在地	延べ240㎡ または坪
構造	共同住宅等の場合、名称	コロニアル 葺 2階建		面積	延べ240㎡ または坪
所有者(名)	住所	氏名			
家財等の損害	水損(破損汚損)		他家財の約90%		
非住家はその収容物	たみみ 屋根材落下により破損20%		衣類		
備考欄	居住部分30㎡		内壁50% 建具60% 損傷		
	屋根・小屋組		天井など可くべてなし		
	魚湯着		① ② ③ ④ ⑤ ⑥		
避難(連絡)先	町	番	号	番	地
					TEL

記載例② 災害等調査表

記載例② 災害等調査表		調査員		課(所)	
住家 非住家		自治会名			
年月日		町		TEL	
住	番	号	番	地	
氏	職業				
世帯人員	5人	うち小学生	1人	中学生	1人
棟別	壊・全焼	壊・半焼	壊・半焼	壊・全損	壊・一部破損
災の程度	建物流失・埋没・土砂竹木たい積・床上浸水・床下浸水・敷地崩壊				
死者	男 1人	行方不明	男 1人	重傷者	男 1人
住家	1戸建	共同住宅	自家	用途	
建物	長屋	その他	借家	名称	
状況	同一棟の世帯数	6	3パート	所在地	延べ240㎡ または坪
構造	共同住宅等の場合、名称	コロニアル 葺 2階建		面積	延べ240㎡ または坪
所有者(名)	住所	氏名			
家財等の損害	水損(破損汚損)		他家財の約90%		
非住家はその収容物	たみみ 屋根材落下により破損20%		衣類		
備考欄	居住部分30㎡		内壁50% 建具60% 損傷		
	屋根・小屋組		天井など可くべてなし		
	魚湯着		① ② ③ ④ ⑤ ⑥		
避難(連絡)先	町	番	号	番	地
					TEL

4 発行

◆り災証明◆

調査班員からの報告を受け、収納課税制係でり災証明書を発行します。り災証明書は収納課又は地域センターでの受取りも可能ですが、自宅や避難先への郵送もできません。

発行手順

- 1 調査班員から報告があったら、り災程度を判定し、り災証明書を起案します。
- 2 公印は、専ら収納係が証明用に使用している、20mm 四方のやや小ぶりの公印を使用します。
- 3 り災証明書は本庁受取りもできますが、多くの場合は自宅又は避難先へ郵送しています。被災者に返すべき写真などがある場合は忘れずに同封します。なお、発行手数料は免除されます。

※ 判定結果に関する問い合わせはすべて収納課税制係（829-1130-XXXXXXXXXX）へ回してください。なお、被災者が判定結果に不服がある場合は、第2次調査を行うこととなっています。

■様式 04

り 災 証 明 書

次のとおり証明する。

26年 7月 25日

長崎市長 田上 富久



り 災 種 別	大雨
り 災 者	長崎市桜町2-22
	深堀 三右衛門
り 災 日 時	26年 7月 25日 8時 00分頃
り 災 場 所	長崎市桜町2番22号
り 災 程 度	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>家屋の一部損壊</p> <p>(り災の主な内容)</p> <p>・家屋裏手の法面崩壊により、土石が家屋の外壁1面の約1/2を覆っている。</p> </div>
<p>り災程度における本体は、家屋の一部損壊／半壊／全壊や、土地の一部崩落など。補助的に「り災の主な内容」で状況を簡単に説明する。</p> <p>家電や家財の破損は、り災証明の対象外であるが、家屋の損壊など他の項目で証明書を発行できる場合には追記してもよい。家電や家財の破損のみでは、り災証明は発行しない。</p>	



初 版 平成26年 7月23日
最終改訂 平成29年10月 1日



り災証明 窓口受付マニュアル

第 1.5 版

平成 29 年 10 月作成

- ・このマニュアルは、り災証明に関する事務処理、参考となる情報について掲載しています。
- ・記載内容は平成平成 29 年 10 月現在のものです。今後、事務処理や様式等の変更があった場合は、別途通知します。
- ・本マニュアル及びり災証明交付申請書は、メールシステムのネットフォルダ（収納課）からダウンロードできます。

●お問合せ：収納課

(直 通) 829-1130

(F A X) 826-9221

制度の概要

1 り災証明の概要

り災証明書は、災害対策基本法で市町村長が交付すると定められた書面である。本市においては、大雨や暴風などの自然災害で、土地・家屋が被災した者に対し、申請に基づいて交付することとしている。事故や犯罪による被害、家具・家電のみの被害は対象ではない。

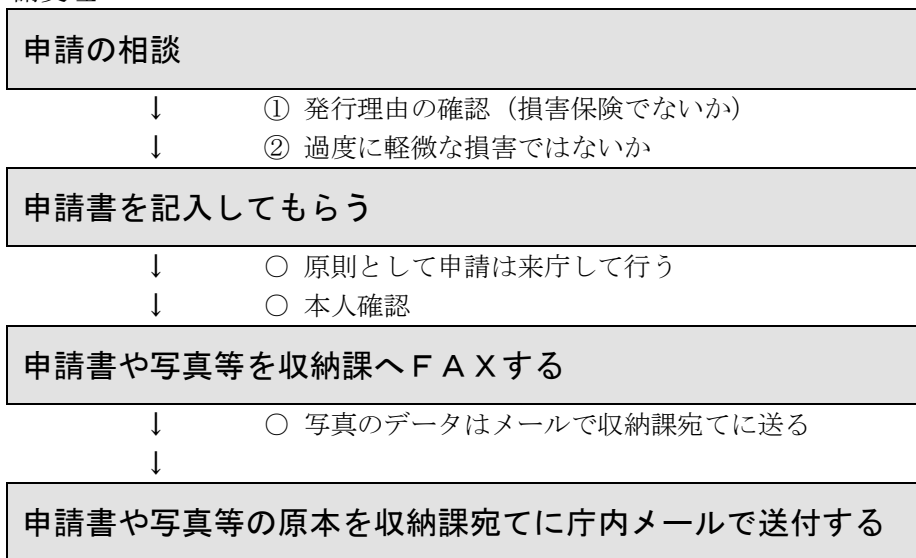
被災者が何らかの制度の適用やサービスを受ける際に、サービスを提供する者からり災証明書の提出を求められることがある。たとえば、り災ごみの無料収集や市営住宅への入居、職場のお見舞金等のために必要となることが多い。り災証明書は、このような個別具体的な需要に対して発行するものであって、被災したので念のために申請しておくことは認めていない。また、損害保険の請求のためには発行できず、ガラスの割れなど軽微な被害では発行しない。

大災害時には災害警戒本部や災害警戒本部調査班の業務となるが、小規模災害や大災害であっても調査班解散後の事後的な申請に対しては、収納課税制係及び地域センターで受け付ける。被害程度の認定、発行は収納課で行い、証明書は収納課から被災者宅又は避難先へ郵送する。ただし、被災者が希望すれば地域センターでの受け取りも可能である。

被災者が証明書の内容について異議を申し立てたときは、収納課で事情を聞いた上で、必要に応じて二次調査を行う。

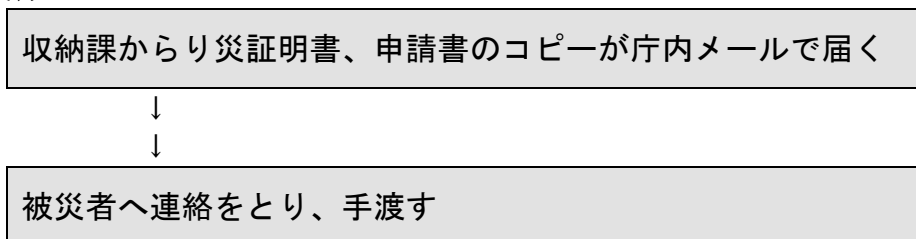
2 相談から交付までのフロー図（地域センター用）

(1) 申請受理



(調査、決定、発行は収納課で行う)

(2) 交付



目次

り災証明 窓口受付マニュアル

- 1 り災証明の相談があったら・・・・・・・・ 1
- 2 交付（被災者が希望した場合）・・・・・・・・ 3

1

り災証明の相談があったら

担当：収納課税制係 XXXXXXXXXX ファクス 8 2 6 - 9 2 2 1

◆り災証明◆

り災証明とは、大雨や暴風などの①自然災害で、②土地・家屋が被災したことを証明するものである。原則として本人来庁の上で申請を受け付ける。

申請に必要なもの

- ① 来庁者の身分証明書（運転免許証、健康保険証、年金手帳等）
※ 代理の場合は、委任状と来庁者の身分証明書が必要。同居の親族は委任状不要。
- ② 被災状況の分かる写真を数枚（任意） ※ 印鑑は不要



火災によるり災証明は、消防署（中央署、北署、南署）で発行している。

受付手順

- 1 り災証明について相談があったら、証明書の使用目的と土地・家屋の被災であるか確認する（家電や設備のみの破損は対象外）。保険請求のためには発行できない。
- 2 申請書の太枠内に記入してもらい、本人確認書類のコピーを徴取する。
※ 電話での申請は原則できない。来庁時、できるだけ被災状況の分かる写真を持ってくるよう伝える（任意。写真で被災状況が分かる場合は現地調査を省ける場合がある。）。
- 3 写真の提供がある場合は、写真を受け取る。
※ 被災者がデジカメや携帯電話で撮影しているときや写真はあるが市に渡せないときは、市の備品カメラでデジカメ等の画面や写真を撮影したものでもよい（サイズ・規格に指定なし）。被災者がUSBフラッシュメモリ等で画像を持参したときや備品カメラがないときは写真不要（原則どおり収納課が現地調査する。）。
- 4 被災者から被災の状況を聞き取り、申請書の「り災程度」を職員が記入する。報告書のような文書ではなく、箇条書きでよい。
- 5 徴取した申請書や写真、市が撮影した写真データを収納課税制係へ提出する。
※ 申請書、写真をファクス送信後（ファクス 826-9221）、庁内メール便で原本を送付する。写真データは印刷してファクスするか、電子メールに添付して収納課宛てに送信すること。
- 6 現地調査の有無にかかわらず、収納課から申請者に電話連絡をするので、現地調査の可能性あることを伝え、連絡先は必ず控える。

り災証明書の発行ができないことに被災者が納得しない場合、「必要であれば提出先には収納課の担当者が発行できない理由を直接説明する」と伝えている。どうしても納得しないときや受理の可否に疑義があるときは収納課で対応する。

身体の不自由や市外居住などの事情があれば郵便での申請可（収納課で対応）。
写真を後日返してほしいなどの特記事項は、申請書の余白に朱書きすること。

■記載例<様式01>

り 災 証 明 申 請 書

申請書を記入した日

窓口に来られた方の住所とお名前を書いてください。電話番号は必須。

※ 太線内を御記入ください。

平成 26年 7月 23日

窓口に来られた方

住所

長崎市桜町2-22

連絡先 ()

氏名

深堀 嘉右衛門

同居の親族の場合、委任状は不要です。

照合



※ 運転免許証又は法令に基づいて発行される身分証明書（健康保険証、年金手帳等）を提示してください。

※ 代理の場合は、委任状を添付してください。

り災者は…

1. 被災住人が申請者
(1) 自家：権利者
(2) 借家：賃借人
 2. 賃貸人が申請者：賃貸人
- ※窓口に来られた方とり災者が同一なら、“同上”で可。

大雨、暴風、台風など簡単に書いてください。

り 災 種 別

大雨

り 災 状 況

り 災 者

住所

長崎市桜町2-22

氏名

深堀 三右衛門

り 災 日 時

26年 7月 23日 8時 00分頃

り 災 物 件 の 所 在

長崎市桜町2-22

はっきりした時間が分らないときは空欄で結構です。

必 要 枚 数

2枚

提出先

廃棄物対策課(り災ごみ)、市営住宅

提出先・使用目的を簡単に書いてください。課名が正確にわからないときは、“市営住宅”など目的のみでよい。勤務先に提出する場合、社名を無理に聞く必要はありません(“勤務先”でよい)。

家の裏手の法面が崩壊 ←朝8時頃
土石が壁に直撃
エアコンの室外機が壊れた

(市営住宅入居に必要なため。)

交 付 年 月 日

被災者の話を聞きながら記入してください。箇条書きで可。提出先に使用目的を書くスペースがなければ、ここに目的を書いてください。

写真返却希望！ り災証明に同封OK

平日午前中は不在のため、電話は午後。

り災証明は野母崎地域センターで受け取りたい

2

交付（被災者が希望した場合）

担当：収納課税制係

◆り災証明書の発行◆

収納課税制係でり災程度を判定し、証明書を発行する。り災証明書は、多くの場合収納課から被災者の自宅や避難先へ郵送している。ただ、郵送ではなく直接受け取りたいと被災者が特に希望するときは、直接手渡すこととする。

発行手順

（被災者が郵送を断り、地域センターでの受け取りを希望した場合）

※ り災証明書を地域センターへ送付した例は、被災者が行政センター（当時）に避難していた例のみ。

1 収納課からり災証明書を封入した封筒及びり災証明申請書のコピーを庁内メール便で送付する。

2 地域センターから被災者に連絡を取って手渡す。

※ 代理の者が受け取る場合は、代理の者の身分証明書（運転免許証、健康保険証、年金手帳等）を確認する。また、代理の者が同居の親族である場合を除いて委任状を要する。

発行手数料は免除する。

判定結果に関する問い合わせは、すべて収納課税制係（829-1130、XXXXXXXXXX）で受け付ける。

■書式例<様式 02>

り 災 証 明 書

次のとおり証明する。

26年 7月 25日

長崎市 市長 田上 富久



り 災 種 別	大雨
り 災 者	長崎市桜町2-22
	深堀 三右衛門
り 災 日 時	26年 7月 25日 8時 00分頃
り 災 場 所	長崎市桜町2番22号
り 災 程 度	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>家屋の一部損壊</p> <p>(り災の主な内容)</p> <p>・家屋裏手の法面崩壊により、土石が家屋の外壁1面の約1/2を覆っている。</p> </div>

り災程度における本体は、家屋の一部損壊／半壊／全壊や、土地の一部崩落など。補助的に「り災の主な内容」で状況を簡単に説明している。家電や家財の破損は、り災証明の対象外であるが、家屋の損壊など他の項目で証明書を発行できる場合には追記している。家電や家財の破損のみでは、り災証明は発行しない。

住家被害認定 自己判定シート

※ 2次調査を受ける場合の自己判定（目安）としてご使用ください。

【判定項目】※ 項目別に、該当する状況に丸印を付けてください。（点数の多い区分で合計します）

	1	2	3	4	5
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 瓦がズレや破損がある 瓦が数枚落下 棟瓦だけ落下（半分未満） スレートにひび割れ（半分未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦の殆どが落下し平瓦もズレている スレートのひび割れ（半分以上） 浸水で屋根葺材等に浮き 一部に飛来物の衝突痕 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上の瓦が落下 全面的な平瓦のズレ 浸水で屋根断熱材・屋根防水材の機能損失 浸水でスレート等の損傷又は脱落 金属板葺材の半分程度のはがれ 一部に飛来物の突き刺さり、貫通痕 	<ul style="list-style-type: none"> 全面的に瓦がズレ、一部が破損又は落下 若干の凸凹 全面的なスレートのひび割れ 屋根の大半で多数の衝突痕、突き刺さり、貫通跡 野地板の一部はがれ 	<ul style="list-style-type: none"> 瓦が全部落下 トタンが全て剥がれる 著しい凸凹、亀裂、剥落 小屋組の全面的な損傷 屋根の全面で多数の衝突痕、突き刺さり、貫通跡 野地板の著しい損傷
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 亀裂や目地にズレ 目地部にわずかなズレ 一部にはく離 一部に飛来物の衝突痕 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の面で亀裂 一部に脱落 複数の飛来物の衝突痕 一部に飛来物の突き刺さり、貫通跡 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水による汚損、浮き、はく離、脱落 複数の飛来物の突き刺さり、貫通跡 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上ではく離や脱落 大半に飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通跡 	<ul style="list-style-type: none"> 全面がはく離や脱落 浸水で下地材、パネルの吸水、膨張、凸凹 全面に飛来物の衝突痕、突き刺さり、貫通跡
基礎	<ul style="list-style-type: none"> モルタル仕上げ等に細い亀裂やはく離が発生 一部でひび割れ（幅0.3mm以上）や破断 床下浸水 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のひび割れ（幅0.3mm以上）や破断 上部構造と基礎にわずかなズレ 基礎の直下の地盤が一部流出、陥没又は液状化 	<ul style="list-style-type: none"> 太い亀裂(鉄筋の見える程度)や局部破壊が数箇所発生 基礎が割れ一部が沈下 上部構造が基礎から移動（全体の半分未満） 基礎の直下の地盤が流出、陥没又は液状化（全体の半分未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下は全体の半分以上 太い亀裂(鉄筋の見える程度)や局部破壊 基礎が割れ沈下した 上部構造が基礎から移動（ズレ） 基礎の直下の地盤が流出、陥没又は液状化 	<ul style="list-style-type: none"> 以下は全体の3/4以上 太い亀裂(鉄筋の見える程度)や局部破壊 基礎が割れ沈下 上部構造が基礎から移動（ズレ） 基礎の直下の地盤が流出、陥没又は液状化 → 全壊候補
天井	<ul style="list-style-type: none"> 隙間が多数発生 一部の天井板に浮き、亀裂 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の天井板に浮き、亀裂 一部に凸凹や歪み 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の天井板に浮き、亀裂 複数の面で凸凹や歪み 一部に脱落 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上の凸凹、歪み、ズレ、脱落 浸水で仕上のはく離、表面劣化（下地材の交換を要しない） 	<ul style="list-style-type: none"> 全面的な凸凹、歪み、脱落 浸水で天井材の吸水、膨張、凸凹（交換要）
内壁	<ul style="list-style-type: none"> わずかな割れがれ、歪み、ひび割れ、ズレ 一部に亀裂、隙間、はく離 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上にはく離、はく離 浸水でクロス材等の汚損、表面劣化、はく離（浸水高1m未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 全面的に亀裂、隙間、はく離、はく離 浸水でクロス材等の汚損、表面劣化、はく離（浸水高1.8m未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板が半分以上脱落し、タイルもはく離 半分以上のボードで釘の浮き上がりや脱落 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落 浸水で下地材、パネルの吸水、膨張、凸凹 浸水の吸水で断熱材再使用不可（浸水高天井）
柱	<ul style="list-style-type: none"> 柱と梁にズレやたわみが数箇所ある 柱脚コンクリートにヒビ割れ 	<ul style="list-style-type: none"> 柱と梁にズレやたわみが多数ある 一部の柱、梁に割れ（釘程度） 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の柱、梁に大きな割れ（ペン以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上の柱、梁に大きな割れ（ペン以上） 一部の柱、梁に断面欠損、折損有 	<ul style="list-style-type: none"> 全面的な柱、梁の割れ、断面欠損 柱、梁に著しい折損があり交換が必要 → 全壊候補
建具	<ul style="list-style-type: none"> 空みで開閉が困難 家具の倒れ込みで襖紙、障子紙が破損 浸水で襖・障子・ドアに破損（再生可能） 	<ul style="list-style-type: none"> カギの破損や蝶番の変形で一部が開閉不能 一部のサッシでガラスが破損 	<ul style="list-style-type: none"> 半分程度が開閉不能、破損 殆どサッシでガラスが破損 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上が破損 サッシの可動部が全損し枠の一部に変形 	<ul style="list-style-type: none"> 全面的な破損 浸水で建具がゆがみ開閉不能 浸水でドア等の面材が膨張しはく離
床	<ul style="list-style-type: none"> 床と壁の間にズレ 床仕上・畳に損傷 凸凹あり 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の凸凹 一部で土台のズレ 浸水で床板に汚損、浮きやズレ 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の土台のズレ 浸水で床板に著しいズレ、浮き、沈下 浸水で畳に吸水 	<ul style="list-style-type: none"> 半分以上で著しい凸凹 土台の著しいズレ 階段にズレ 床下の汚泥除去のため床板の一部取外し要 	<ul style="list-style-type: none"> 全面的な著しい凸凹 全面的な土台の脱落 全面的な大引、根太の落下
設備等	<ul style="list-style-type: none"> 浴室 配管等ズレ(1) バスタブ割れ等(2) 再使用不可(3) (泥流を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 台所 配管等ズレ(1) 再使用可だが大破損(2) 再使用不可(3) (泥流を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ※その他 	<ul style="list-style-type: none"> ベランダ(1) 便器(1) 洗面化粧台(1) 他() (1) () (1) () (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ※その他項目のみ複数選択可（最大4点まで） ※設備例 ボイラー、給湯器、エアコン、床暖房、床下換気扇、配管、浄化槽、便槽

※ 丸印を付けた箇所の括弧書き数字を記載してください。

項目別 損害割合	屋根	外壁	基礎	天井	内壁	柱	建具	床	設備等	損害割合合計

※判定（損害割合） / 一部損壊：1～19点 半壊：20～39点 大規模半壊：40～49点 全壊：50点～

罹災証明について

罹災証明は、被災した住家等の**被害認定**により発行されます。

この証明は、国の被災者に対する**各種支援策**を受ける場合の**判断基準**となります。

判断基準

災害救助法及び被災者生活支援法に基づく支援策については、**住家の被災程度**で判断されます。

被害認定とは

国で示されている基準に基づき**一次調査**により、住家の経済的被害の割合に応じ「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」に区分されます。

災害対策基本法では、**住家**のみ罹災証明書に「全壊」「大規模半壊」「半壊」の記載

甲佐町では、住家及び住家以外の建物を罹災証明書に「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の記載

一次調査

外観目視による住宅等の傾斜（計測）、屋根、外壁、基礎の損傷状況を調査し被害の程度を認定します。

※所有者の立会は不要ですが、敷地内に立ち入りますのでご理解をお願いします。

二次調査

一次調査の判定（「被害なし」を含む）について、被災者の方から**再度調査依頼**があった場合、内部の調査を行って被害の程度を認定します。

※所有者の立会が必要となりますので、役場から連絡し立会のうえ調査します。

※調査については現地での住家等の被害状況の確認が必要になりますので、**解体・修理を近日中に行われる場合には役場税務課へご連絡ください。**

裏 面 へ

被害認定調査とその他の調査比較

	住家等の被害 認定調査	応急危険度判定	損害保険の損害 調査【地震保険】	共済組合の損害 査定
目的	罹災証明の交付	余震等による二 次災害の防止	支払保険金の算 定	共済金の算定
判定の 内容	住家の損害割合 (経済的被害 の割合)	当面の使用の 可否	主要構造部の損 害割合等から建 物の損害認定区 分を判定	損害発生前の状 態に復旧するた めに要する額を 算出
調査結果	「全壊」「大規模 半壊」「半壊」	「危険」「要注意」 「調査済」	「全損」「半損」 「一部損」の判定 に基づく地震保 険金	損害の額と加入 保証金額に基づ く共済金の支払

※内閣府 災害にかかる住家被害認定業務実施体制の手引き一部抜粋

りさい
罹災証明の交付時期につきましては、改めてお知らせします。

各種支援制度等の情報につきましては、

「広報 こうさ 震災情報版」をご覧ください

問い合わせ先 甲佐町役場 税務課 096-234-1112

資料3-①

平成28年熊本地震に係る八代市被害認定調査実施計画兼マニュアル

1. 計画の目的

平成28年熊本地震における被害に関し、災害対策基本法第90条の2に規定する被害状況の調査を行い、被災者に対しり災証明書を円滑に発行することを目的とする。

2. 調査対象

「り災証明願」申請者のうち、証明願添付の写真や聴き取りにより、住家の被害が半壊以上（被害割合20%以上）と想定されるものとする。対象の判断は、受付場所に関わらず、資産税課職員が行うものとする。

3. 調査順位

調査は、原則、証明願の申請順に行うものとする。ただし、以下の場合は、優先し調査を行うものとする。

- ①崩壊の危険があるもの
- ②取り壊しの日程がすでに決まっているもの
- ③集合住宅等で、他の申請者と同一に調査することが望ましいもの

4. 調査方法及び認定基準

調査及び認知認定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を基礎とし、被災者台帳・生活再建支援システムを基に、平成28年4月28日に熊本県が行った「平成28年熊本地震における家屋被害認定調査研修会」で示された調査方法により調査・認定を行うものとする。

一次調査：原則、外観調査のみを行うが、申請者の申出等により、調査者が外観調査のみによることが著しく公平性を欠くと判断した場合は、同時に内部調査を行うことができる。

二次調査：認定結果に不服等があり、申請者から再調査の申出があった場合は再調査を行うこととする。

5. 調査者

被害認定調査については、資産税課職員を中心に、国、県、市他課職員の応援を依頼し、原則、1班3名で行うものとする。当面、3班編成とする。

6. 管理方法

証明願受付から証明発行までを「熊本地震り災証明発行管理台帳」にて一元的に管理するものとする。

管理台帳は鏡支所受付分と資産税課（鏡以外の支所及び日奈久出張所含む）分の2つに分けて管理するものとし、台帳への入力は、原則、翌日までに鏡支所と資産税課でそれぞれに行うものとする。

7. 証明書の発行

調査後、り災証明書の発行は、資産税課で一括して行うものとする。

①文書番号は、全て「八市資産第175号」とし、発行番号を個別に付番する。

②発行は原則郵送によるものとするが、申請者の希望により窓口発行も可

③発行時には、認定区分に応じた支援策（支援金の交付や市税の減免等）の案内を行う。

8. その他

この計画に定めるもの外、必要な事項については関係者、関係機関の協議により決定するものとする。

マニュアル

- ・り災証明書の発行手順
- ・り災証明書発行フロー
- ・り災証明書の発行に関するQ&A
- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（内閣府）
木造・プレハブ／非木造
- ・被害認定調査業務のマネジメント
- ・住家被害認定調査（基本）
- ・住家被害認定調査（木造／非木造）
- ・調査方法と調査票の使い方（2次・木造／非木造）

【り災証明書の発行手順】

平成28年5月3日以降分

「旧証明願」を持参の場合

1. 即日交付するもの

(1) 家屋の被害程度の区分証明が不要なもの

「上記のとおり～」の上に、「罹災証明書」のゴム印を押して、コピーする。コピーに市長印を押印し申請者に渡す。証明願原本を市の控えとする。(ゴム印ができるまでは手書きしてください。)

(2) 被害がカーポート、倉庫、門扉、車、家財、テレビ等電化製品等の家屋以外のもの

(1) と同様

(3) 家屋の被害の程度が「一部損壊」(半壊に至らない)のもの

「上記のとおり～」の上に、「罹災証明書」のゴム印を、「家屋の被害程度：一部損壊」をその横に押して、コピーする。コピーに市長印を押印し申請者に渡す。証明願原本を市の控えとする。(ゴム印ができるまでは手書きしてください。)

2. 被害状況確認のため、家屋調査を実施した上で、後日発行するもの

(1) 家屋の被害程度が半壊、大規模半壊、全壊で区分の証明が必要なもの

①申請願及び写真を受領し、連絡先等を「家屋被害認定調査等受付名簿」に記載する。

②調査担当者から連絡し現地調査

③調査後、程度を記載した証明書を発行する。

「新証明願」を持参の場合

(1) 家屋の被害程度の区分証明が不要なもの

コピーに市長印を押印し申請者に渡す。証明願原本を市の控えとする。

(2) 被害がカーポート、倉庫、門扉、車、家財、テレビ等電化製品等の家屋以外のもの

(1) と同様

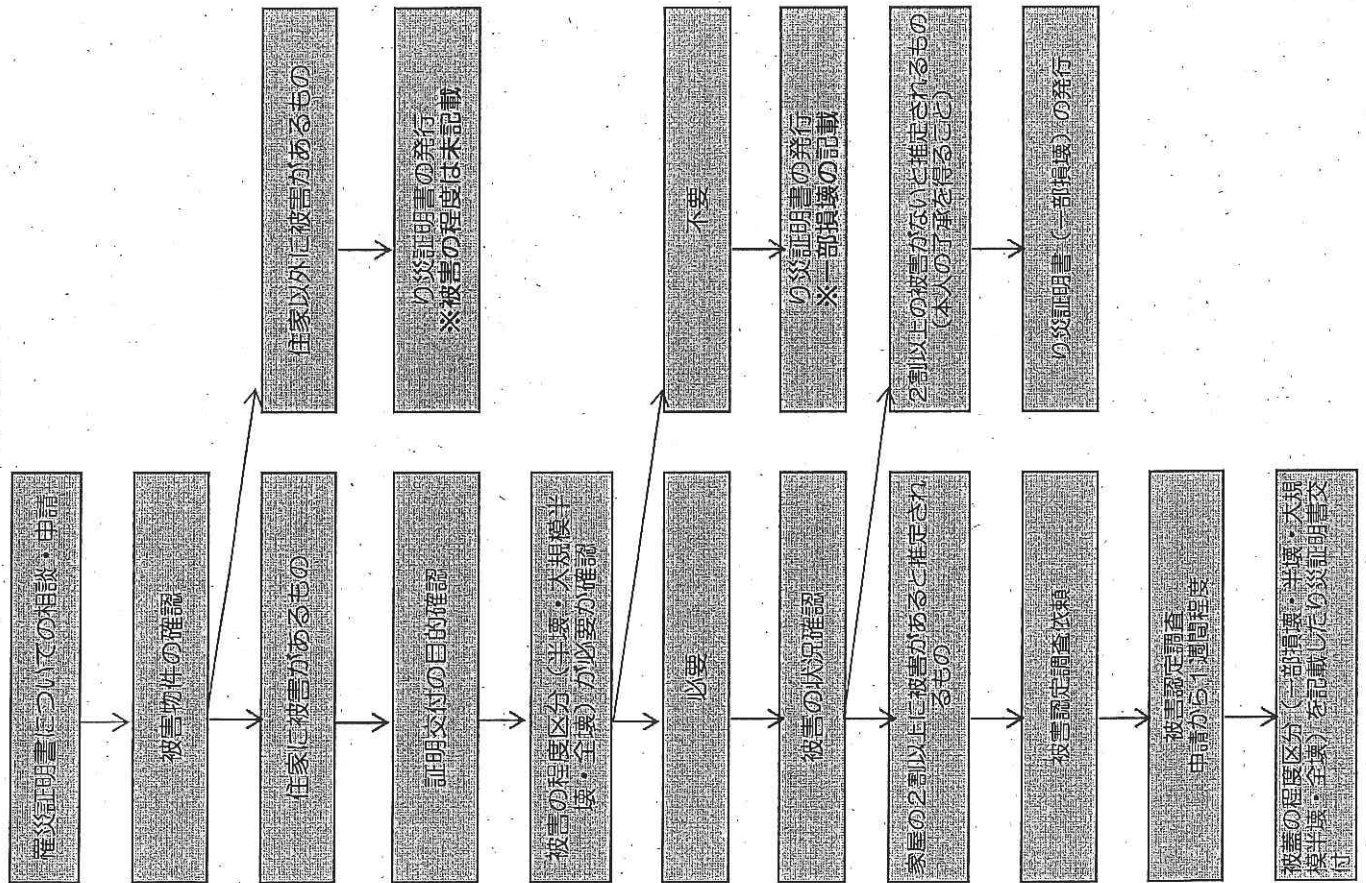
(3) 家屋の被害の程度が「一部損壊」(半壊に至らない)のもの

り災証明書に「家屋の被害程度：一部損壊」のゴム印を押してコピーする。コピーに市長印を押印し申請者に渡す。証明願原本を市の控えとする。(ゴム印ができるまでは手書きしてください。)

2. 被害状況確認のため、家屋調査を実施した上で、後日発行するもの

旧証明願持参の場合と同様

被災証明書発行フロー



【住家以外とは】

- ・店舗・倉庫等の事業用家屋
- ・住宅ではあるが、の災時に「空家」
- ・門扉、庭木等
- ・家財（自動車含む）

【空家でも調査を行うもの(例外)】

- ・全労済の加入家屋

【調査要望が多いが判定の必要のない制度】

- ①被災農業者向け経営体性支援事業（農業用施設の修繕・撤去等）
農林水産政策課（33-4117）
- ②中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（店舗・工場等の修繕等）
商工政策課（33-8513）
- ③倒壊の恐れのある空家や店舗の解体補助制度
廃棄物対策課（34-1997）担当課で調査を独自実施

【2割以上の被害の基準】
別紙パターンチャートで判断。
判断に迷う場合は、資産税課職員に確認のこと

り災証明書の発行に関する Q&A

Q1. り災証明書とはなんですか

A1. 「り災証明書」とは、本来災害対策基本法に規定され災害が発生した場合において、被災者から申請があったときに、住家の被害その他当該市町村が定める種類の被害の状況を調査し、「災害による被害の程度を証明する書面」のことです。ただし、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」の証明が必要でないものについても「り災証明書」を発行しています。

Q2. どんな時に必要ですか。何の役にたつのですか。

A2. り災証明書は、行政や自治体が行う各支援（被災者生活再建支援金や災害援護資金等）の適用や加入保険・会社の見舞金の請求などを行う際に必要です。ただし、地震保険の保険金請求には、り災証明書の提出は原則として不要です。被災者の方にはご加入の保険会社へ確認をお願いします。

Q3. 申請はどこでできますか。

A3. 八代市役所資産税課（千丁支所内）、鏡支所市民環境課、坂本支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所では申請受付・証明発行を行っています。6月23日より、八代市総合体育館に窓口設置します。

Q4. 申請書はどこにもらえますか。

A4. 「Q3」の申請場所のほか、各出張所、各公民館で配布します、また、市HPからダウンロードできます。

Q5. 申請には何が必要ですか。

A5.

- ・申請書（被災地の市政協力員に副申の印鑑が必要）
- ・被害状況が分かる写真

※被害状況の写真は、デジカメやスマホ等の画像確認で可としますが、半壊以上で調査が必要な場合はデータの保存が必要です。

Q6. すぐに発行できますか。

A6. 即日発行できるものと現地調査が必要で後日の発行になるものがあります。

(1) 原則、写真等の確認により即日発行が可能なもの

- ①住家の被害程度の区分証明が不要なもの
- ②住家の被害の程度が「一部損壊」（半壊に至らない）のもの

③被害がカーポート、倉庫、門扉、車、家財、テレビ等電化製品等の住家以外のもの
(2)被害状況確認のため、家屋調査を実施した上で後日発行するもの

①住家の被害程度が半壊、大規模半壊、全壊で区分の証明が必要なもの

Q7. 世帯主以外の申請が可能ですか？

A7. 住家のり災証明書の申請者は原則世帯主になります。証明の提出先の都合により、世帯主以外の名義での発行も可能ですので、ご相談ください。

なお、同一住家に居住していても、世帯分離や2世帯住宅の場合は、支援金の給付が世帯単位で行われるため、世帯ごと(世帯主ごと)の申請をお願いしてください。

また、本人及び同世帯の方以外の方が窓口にいらっしゃり、り災証明の申請および受領をする場合は、代理人の身分証明が必要です。

Q8. 市政協力員が不在の場合はどうすればいいですか

A8. 市政協力員が不在の町内がありますので、担当の民生委員に副申をお願いしてください。

Q9. り災証明書による公的支援制度を教えてください。

A9. 主な支援制度については、「早見表」(健康福祉政策課作成)をご覧ください。

Q10. り災証明書の発行は無料ですか。

A10. はい、無料です。

Q11. り災証明書の発行に枚数制限がありますか。

A11. 枚数に制限はありません。必要な枚数を申請ください。

Q12. 会社が指定した証明様式がありますが、市の様式以外でも発行できますか。

A12. 原則、市の証明書様式での発行になりますが、内容次第で発行が可能なものもありますので、窓口でご相談ください。

Q13. 借家・アパートの借主へのり災証明の発行はできますか

A13. り災証明書は住家にお住まいの方に発行しますので、借主の方に対し発行します。

貸主(所有者)の方からの申請では原則証明発行はしませんが、借主の方から申請があり、調査済又は同時調査の場合は発行します。(解体費用助成の利用のため)

また、共同住宅の場合、家屋の被害について半壊以上の被害程度は、原則、建物全体で判断しますので、調査に時間がかかります。なお、家屋の一部損壊や家財など家屋以外の被害については即日発行します。

Q14. 店舗や工場などの住家以外の被害にもり災証明書の発行は可能ですか。

A14. 半壊などの被害程度区分の証明が必要でなければ、写真等の確認で証明発行します。区分の証明が必要なものは住家以外発行しません。

Q15. 法人名で申請できますか。

A15. 個人と同様の取り扱いになります。

Q16. 税の免除や納期限の延期に必要ですか。

A16. 市税（固定資産税、市民税、国民健康保険税）の減免申請にはり災証明書の添付が必要です。市税の納期限の延期には必要ありませんが、延期を希望される方は課税担当課または納税課に直接ご相談ください。

Q17. 申請から被害認定調査まではどのくらいかかりますか。

A17. 現在、申請から一週間以内には、担当から調査の日程調整の連絡をしています。

Q18. 半壊以上の被害で区分認定されたり災証明書が必要なのですが、早く修理や解体を行いたいのですが、修理・解体してもいいですか。

A18. 修理を行われると認定調査が難しくなります。そのような場合は優先して調査を行いますのでご連絡ください。

また、修理をされる際には、被害状況ができるだけ詳細にわかる写真を撮ってください。修理の見積書を確認させていただくことがあります。

Q19. 市外に避難しているため、窓口に行くことができません。郵便により請求はできますか。

A19. 郵便による請求ができます。「Q5」の書類に加え、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封されて、八代市役所資産税課に請求ください。

Q21. 固定資産税の減免申請には、修理の見積書の提出が必要ですか。

A21. 被害の程度調査を実施する住家の場合は、調査結果に応じ減免の判断をしますので、原則見積書の提出は不要です。ただし、住家以外の家屋（倉庫や店舗など）については、被害程度調査の対象外となりますので、見積書の提出をお願いします。

Q22. 正式なり災証明書が発行できない「住家以外」とはどのようなものですか。

A22. 次のようなものがあります。

①店舗・倉庫等の事業用家屋（農業用も含む）

②住宅ではあるが、り災時に「空家」

③カーポート、門塀、庭木等

④家財（自動車含む）

Q23. 空家でも調査を行うことがあるそうですが、どのようなケースですか。

A23. 県民共済の加入家屋は、例外的に被害認定調査を行います。

Q24. 住家以外の家屋について、被害認定調査と半壊以上の判定の記載の希望がありました。どのように対応すればいいですか。

A24. 現在（6/22）発表されている公的な支援や補助制度で、住家以外の家屋に半壊以上記載が必要なものはないと聞いています。

ちなみに、調査要望が多いが判定の必要のない主な支援制度は以下のものがあります。

制度の詳細については、担当課をご紹介ください。

①被災農業者向け経営体育性支援事業（農業用施設の修繕・撤去等）

農林水産政策課（33-4117）

②中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（店舗・工場等の修繕等）

商工政策課（33-8513）

③倒壊の恐れのある空家や店舗の解体補助制度

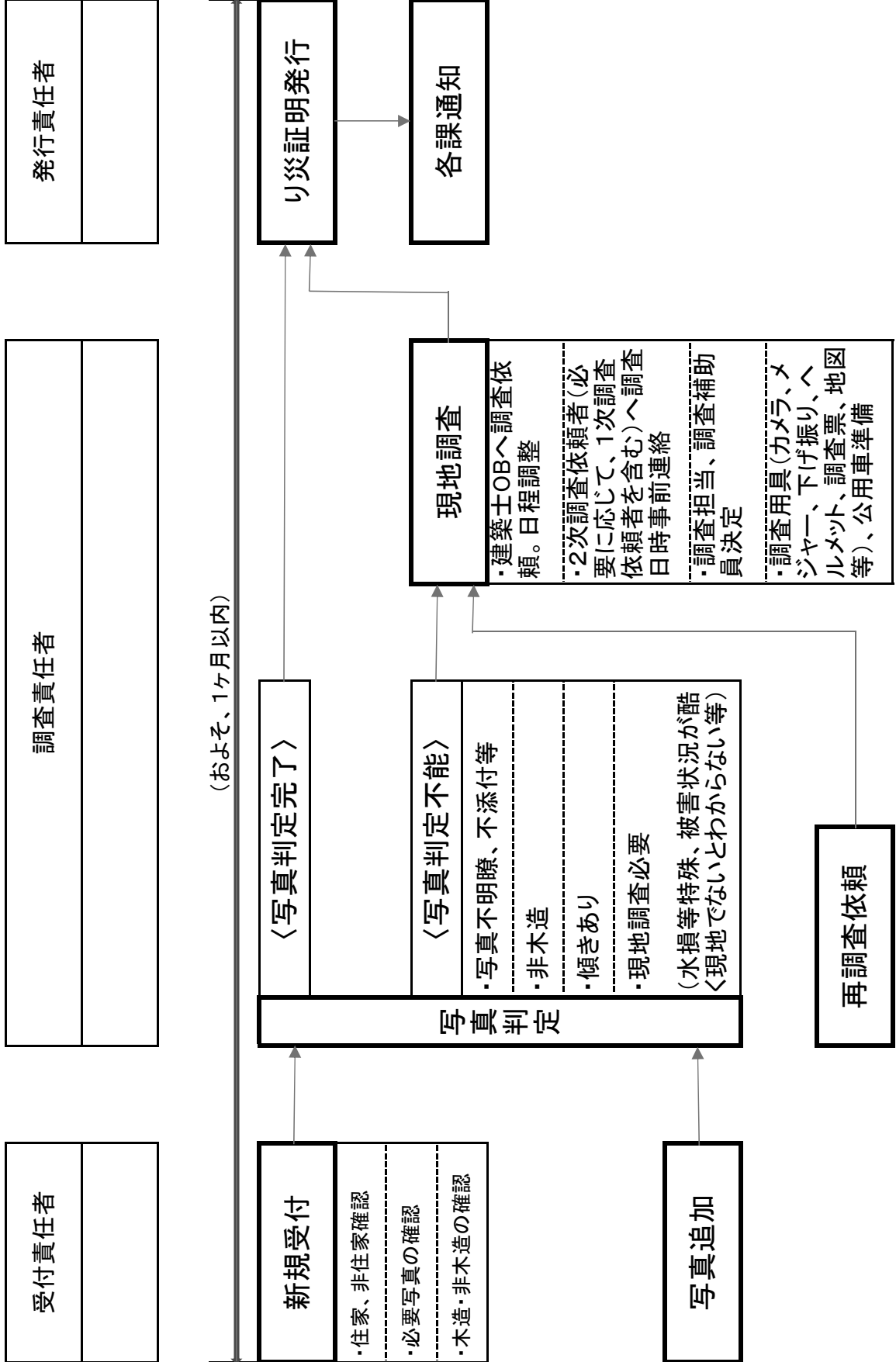
廃棄物対策課（34-1997）

り災証明対象でない家屋については独自に調査を実施されるそうです。

Q25. 調査後の被害程度に不服があり、もう一度調査をお願いしたい場合の手続きは。

A25. 「被害家屋再調査申出書」を提出してください。後日、担当から連絡し、詳しい2次調査を行います。

り災証明発行手順



り災証明願受付窓口

り災証明書は、り災されたことを証明するものであって、いろいろな制度の申請に使用される。り災証明書の交付のみをもって、何らかの保障、補填がされるものではない。相手は何らかの被災があった方なので、優しく説明すること。

り災証明願受付業務は、り災証明願を完成させて受理するもの。添付資料として、り災物件の写真、住宅地図の写し（受付時に添付）が必要。以下に、事務の詳細を記す。

1 本人確認

- ・本人でなくてもよい。本人が来られない理由と本人との関係性を口頭で確認すること。（次回は本人確認、委任状等検討すべき）

2 写真の確認

- ・プリントアウト必須。（審査、調査担当者も見るため）
- ・建物の全景（地面から屋根まで写っているもの。周囲から何枚か撮ってもらう）があるか。ない場合は追加提出をお願いする。全景が 1 方向からしかなくても受け付ける。全体像の分る図面があれば代用可。最終的には撮れる範囲でよしとする。（どの程度写っていればよいか、審査担当に確認する）
- ・損壊の状態が確認できるか。
- ・部所の確認（屋根、外壁、基礎、内壁、倉庫、車庫、塀等。証明の必要があれば、動産も）
- ・写真の説明を受けると時間がかかるため、一度全部受取り、全景、屋根、外壁、基礎、室内、建屋以外に分類し、速やかに損壊部所を特定する。相手の説明を遮ることは、あからさまには行わないよう配慮する。

3 り災証明願の作成

- ・別紙 1 参照

4 り災場所の確認

- ・ゼンリン地図により、り災場所を特定する。

5 受付処理

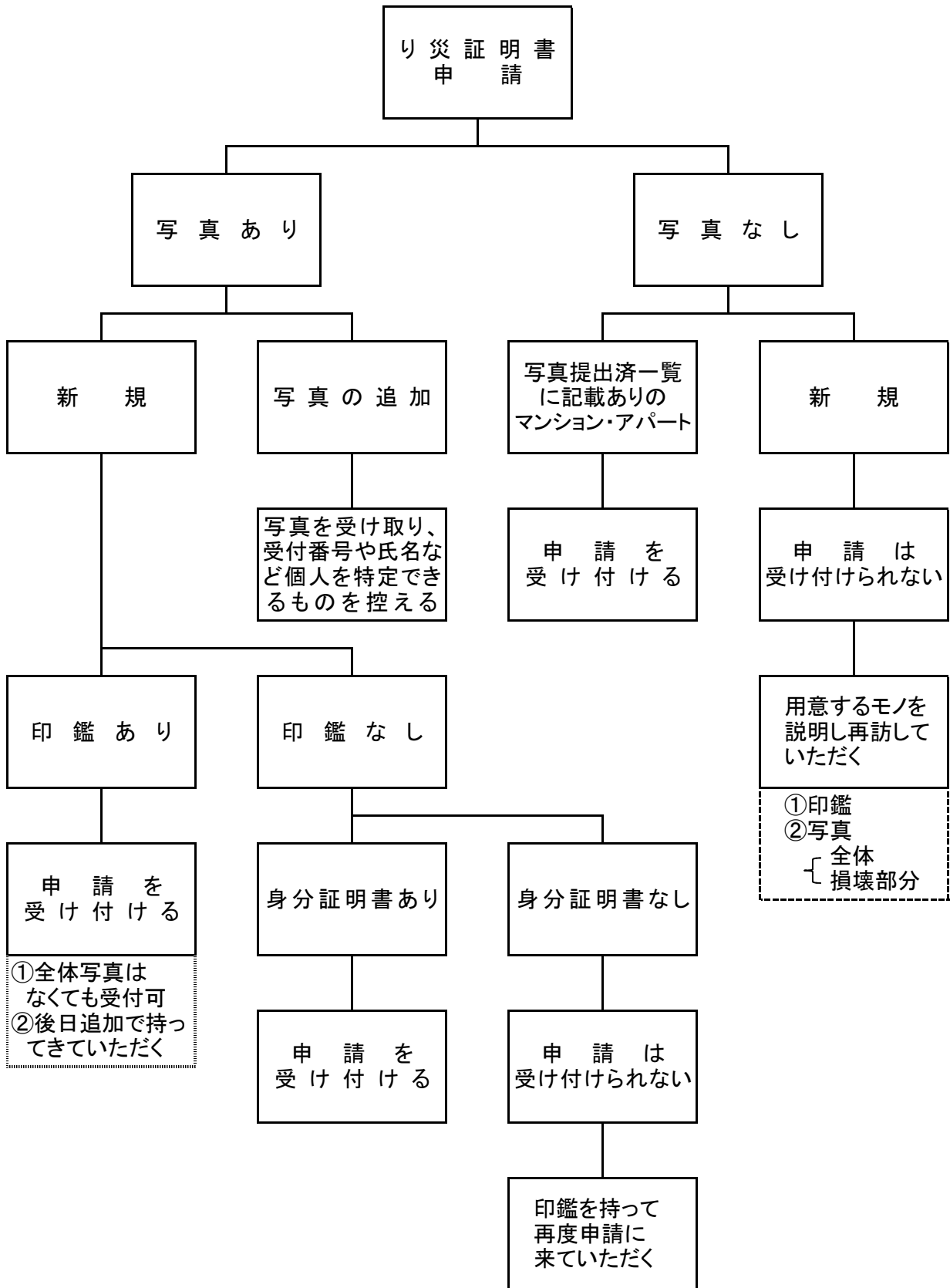
- ・上記作業が完了したら、受付簿に受付日付、氏名、り災場所、送付先住所、生年月日及びり災部所を記入する。
- ・收受印をり災証明願の左下部の受付欄に押印し、受付簿の番号を收受印の第 XXX 号に記入する。同じ番号を右上部にも記入する。
- ・お客様控え用に写しを取る。

- ・り災場所のゼンリン地図の写しを A4 でとり、該当の建物（場所）にマーカーで塗る。
ゼンリン地図のページが入ってない場合は記入する。
- ・お客様にり災証明願の控えを渡す。全景写真の追加の際は控えを持参するよう依頼する。また、問合せの際は、受付番号を伝えてもらうことも申し添える。
※別紙 2 の説明を行う。

6 資料整理

- ・「り災証明願」、「地図」、「写真」と受付簿横にあるインデックスをセットにしてクリアファイルにまとめ未完ボックスに入れる。
- ・順番待ちのお客様がいなければ、未完ボックス内にある資料の整理を行う。写真はアルバム台紙に入れる又は A4 コピー用紙に貼り、「り災証明願」、「地図」、「写真」、「インデックス」の穴あけまで完了したら、再度クリアファイルに入れ完了ボックスに入れる。さらに、ドッチファイルに番号順位綴じる。

受付の主な流れ



り災証明願記載要領

申請日 : 当日、受付日と同日。

住所 : ほとんどは申請者の住民票の住所となるが、居住の実態があれば住民票住所でなくてもよい。この住所にり災証明書が郵送される。送付先が異なる場合は、上部欄外に記載する。

氏名 : り災証明書に記載される氏名。誰の名前でり災証明書を使用するか、使用目的を確認して記載。

保険の契約者名、融資を受ける者、固定資産の所有者（登記上の所有者が死亡している場合は相続権のある同一世帯者等）

※同一敷地内に所有者の異なる建物がある場合はそれぞれ個別に申請要。

同一家屋に複数世帯が居住している場合、それぞれ別個に申請できる。印鑑は認めで可。ない場合は、免許証、保険証、マイナンバーカード等の写しをかえる。

生年月日 : 本人確認のために記載。

電話 : 連絡のつく電話。本人の連絡先でない場合は「長男市郎」等記載。

り災物件との関係 : 選択する。その他は相続人など。居住の実態が確認できるように変更。

使用目的 : 災害保険請求のため

損害保険会社は地震保険の請求についてはり災証明書を求めないとのことだが、火災、家財等の保険の特約で見舞金等の対象になることがある。不要の確認が取れていない場合はチェック。

融資

金融機関で借入れを考えている場合はチェック。

税の減免申請

一定の損壊以上の場合に適用される可能性があるのでチェック。

市住宅再建支援金関係

一定の損壊以上の場合に適用される可能性がある。また、見舞金や義援金についても一定の損壊以上の住家の場合に適用される可能性があるため該当する可能性があるためチェック。詳細は、社会福祉課。

共済

保険請求と同。

□その他

事業所の見舞金制度による職場提出等。

通数については、必要枚数+1で記載してもらう。制度の追加、改正で必要になることがあるため。

り災日時 : 平成28年4月16日(土)午前1時25分に統一。

災害の種類 : 地震にチェック。

り災世帯 : 世帯主 実際により災した世帯の世帯主。申請者と同一なら、同上でよい。

住所 実際により災した住所。申請者住所と同じなら「同上」でよい。

職業 会社員、公務員、自営業等。無職の場合「なし」でよい。

家族構成 り災時の世帯員数。

※空き家、店舗、倉庫等、居住の実態がない場合記載不要。また、集合住宅全体(アパート、賃貸マンション等)の申請の場合、住所及び入居世帯数(わかれば)を記載する。

り災場所 申請者住所と、り災世帯住所が同じなら「同上」でよい。異なるなら「り災世帯住所と同」と記載。その後ろにカッコ書きで「(自宅)」、「(長男XXの自宅)」、「(店舗兼アパート)」、「(倉庫)」、「(空き家)」等の建物の使用状況を記載。(り災物件との関係欄で対処)申請者が居住しているかを必ず確認。

(居住の実態があれば「住家」として審査され、損壊の程度まで証される。H28の熊本地震の際は、義援金の対象が住家のみだったため、確認が必要。居住の実態とは、生活の拠点であり、通常の寝食の場であることを要すると考える。週末のみ居る場合等は居住の実態があるとは言えない)

~~屋根、壁等の損壊部所の記載がある場合もそのまま受け付ける。~~

り災物件の状況 写真で確認できるり災箇所と状況を簡潔に記載する。

※屋根、外壁、塀の損壊(倒壊、崩落)等。

新様式は、該当箇所にチェックする。※原則写真を添付することの記載は削除する。写真必須で受け付けるため。

- 添付資料 「写真」にチェックする。家の全景写真が無い場合は、追加提出を依頼する（図面等で全体像が分れば全景写真不要）。損壊箇所を追加する場合は、証明内容が変わる可能性があるため、写真がそろってから受け付ける。旧バージョンには「見積り」の記載があるが必須ではない。見積りを提示された場合は、資料として写しをもらう。領収は不要。
- 処理欄 聞取りにて、「木造」、「非木造」にチェックする。わからない場合はチェック不要。
- ※注意事項 写真や聞取りで判断して、損壊度が大きく、危険度、緊急度が高いもの又は専門業者等から倒壊の危険がある等の指摘がある物件については、り災証明願の右上部分に受付簿横にある「赤フセン」を貼る。

アンダーライン部分は必須で伝えてください。

Q 1 : 損壊の程度はどのように判定されるか？

A 1 : 内閣府の指針に従い、外観調査を行います。

Q 2 : 調査に来るのか？

A 2 : 写真で判定できない場合は、現地調査を行うことがあります。

Q 3 : いつ調査に来るのか？

A 3 : 地域を定めて調査します。時期については、確定されていませんので、事前連絡は行ってません。外観調査（計測等）を行うために敷地内に立ち入ることをお許しください。

Q 4 : 家の中は見ないのか？

A 4 : り災証明を早期に交付するために、外観調査で判定します。必要があれば、内部調査を行うことも有ります。

Q 5 : 証明はいつ頃交付されるか？

A 5 : 1カ月程度（3～4週間）かかる場合があります。短縮すべく努力します。

Q 6 : 証明書は取りに来ないといけないのか？

A 6 : 郵送します。

Q 7 : 損壊箇所は修繕してよいか？

A 7 : 修繕していただいて構いません。写真をいただいていない部所に異常があった場合は、写真を撮っておいてください。審査が必要な場合は提出してもらうことがあります。

罹災証明 現地調査

基本 3～4人で班を組む（事務系職員1～2名・技術系職員1～2名）
地区ごとに班を分ける。

<調査前日まで>

- 1 ファイルの中から調査する家屋を選定する。緊急度の高いものを優先
- 2 電話連絡をして、訪問時間を伝える。立会いが難しいときは立入の承諾もらう。
- 3 スケジュール表を作り、①証明願、②ゼンリン地図、③建物図面をコピーして班員全員に渡す。その際、翌日のB2集合時間を伝える。
翌日の地図ルートを確認しておいたほうが良い。
配車表を作成

<調査当日> 例：事務職2名・技術職2名の場合

- 1 訪問して、罹災家屋の調査にきたこと、調査は国（内閣府）の基準により外観からの調査になることを伝える。
- 2 基礎の外周を測定（事務職2名メジャー、技術職1名記録）
- 3 下げ振りで角4箇所を測定
（事務職1名下げ振り、事務職1名メジャー、技術職1名記録、技術職1名写真）
- 4 基礎の損傷判定（技術職1名記録、技術職1名写真、事務職2名補助）
- 5 超簡単な立面図を作成（技術職1名） とにかく大雑把に4面書く
- 6 外壁の損傷判定（技術職1名記録、技術職1名写真、事務職2名補助）
- 7 屋根の損傷判定（技術職1名記録、技術職1名写真、事務職2名補助）

<調査終了後>

- 1 評価算定・調査票作成・写真印刷（技術職）
- 2 危機管理課に提出

H28. 6. 13 り災証明 再調査Q & A

Q 1 : 現地（内部）を見ずにどうやって判定したのか？写真だけで判定できるのか？

A 1 : 内部の被害は、外部の被害と同じ程度生じている前提で判定。当初は事前連絡の上、現地調査をする予定であったが、想定を超える申請件数（現在2800件超）のため、途中で方針変更。内閣府の基準では1次調査は外観のみで見るため写真判定も可となった。

Q 2 : 地震保険会社は「半壊」の判定だった。修繕に●百万円もかかる。なぜ「一部損壊」なのか？

A 2 : 民間の保険とは判定基準が異なる。り災証明の判定は内閣府の基準による。判定結果は現在1623棟中で「全壊」1棟、「大規模半壊」1棟、「半壊」38棟。約97%の大多数が「一部損壊」。「半壊」は2.4%程度

Q 3 : 石垣が崩れたせいで、家の基礎下まで地盤がくえている。判定に影響するのか？

A 3 : 地盤がくえている部分の基礎は判定の対象になるが、家自体には被害が少ないケースが多い。危険で住めなくなっているケースもあることから、不同沈下（土地の一部が沈下して建物がピサの斜塔のような状態）の基準を採用して被災者救済を図る。

具体的には、4角の傾きの平均が1.2センチ以上で「半壊」、2センチ以上で「大規模半壊」



Q 4 : 判定のやり方を具体的に説明してほしい。

A 4 : 説明のポイントは次のとおり。

- ① 市町村で判定に差がでないように全国の自治体が同じ基準で判定していること、内閣府は基準をHPで公開しており誰でも見ることができること（情報がオープンであること）を説明する。
- ② 被災者と一緒に家の被害箇所を見て、内閣府の判定写真と見比べる作業を行うのがベスト。外壁であれば、クラック（0.3ミリ以上）は程度1、外壁が浮かび上がっていたら程度2、外壁が落ちて下地が見えてしまうと程度3、下地まで損傷していたら程度4など。
- ③ 実際に調査票の配点を見せながら説明すると更に理解が深まる。木造と非木造で様式異
- ④ 阪神淡路大震災時の判定写真を見せる。

Q 5 : 判定結果はどうなるのか？

A 5 : 結果は後日郵送する（2週間程度）。外部の被害よりも内部の被害が少ない家が多いため、内部を見る2次調査をすることで1次調査と比較して下がるケースもある。

<その他注意点>

再調査申請書の提出（要認印）。り災証明書を回収（被災者が手持ちの分だけでOK）

別府市の被災者支援制度

NO	項 目	支援内容	要 件	担当課
1	各種証明書	手数料免除	市長が天災その他の特別の事由があると認めるとき	各課
2	市営住宅の一時入居	一時無償入居	火災等により住宅を失った場合	建築住宅課 (住宅管理センター)
3	住宅再建支援金の支給	基礎支給支援金 加算支給支援金	住宅の損壊した部分の床面積が延床面積の2割以上である場合	社会福祉課
4	災害見舞金	見舞金の支給	建物の1割以上が被災した場合	
5	市県民税の減免	到来する納期以降の市県民税を一定の基準で減免	災害等により受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の3割以上	課税課
6	固定資産税の減免	到来する納期以降の税を一定の基準で減免	被害面積が当該土地の面積の2割以上又は家屋においては当該家屋の価値の2割以上	
7	市税の徴収猶予 (納期限の延長等)	納期限の延長や分納	被災者との協議により納期延長や分納等に応じます。	収納課
8	国民健康保険税及び一部負担金の減免等	保険税の減免	住宅や家財の損害の金額が、保険金等を引いて尚価格の3割以上の時、区分に従い減免があります。※前年の所得が1000万以下の場合に限ります。	保険年金課
9		一部負担金の減免	死亡、障害を負った場合、資産に重大な損害(家屋半壊以上)、業務を廃止、又は失職し収入が著しく減少した時、収入が生活保護基準費の1.1倍以下で全額、1.2倍以下で半額減免します。	
10		保険税の減免	NO.8とほぼ同様	
11	一部負担金の減免	NO.9とほぼ同様、生活保護基準費の1.3倍の場合、3ヶ月以内の負担金を6ヶ月に猶予します。		
12	国民年金保険料の免除	保険料の免除	被災に伴い、住宅、家財その他の財産について、概ね2分の1以上の損害を受けた場合(り災証明の半壊以上)	
13	介護保険料及び介護サービス利用者負担の減免	介護保険料及び介護利用者負担の減免	前年合計所得金額が1000万円以下で住宅及び家財等の損害金額(保険金等により補填される額は除く)が住宅等の価格の3割以上の場合、軽減又は免除の対象	高齢者福祉課
14	水道料金の減免	水道使用料	地震の影響により水道管破裂や温水器故障等で修繕した場合、水道使用料を減免します。修繕費の補助はありません。	水道局営業課
15	下水道使用料の減免	使用料減免	地震の影響による下水道使用料の減免を行います。	下水道課
16	受益者負担金の徴収猶予	徴収猶予	災害状況に応じて、徴収の猶予を行います。	
17	保育料の減免	全焼・全壊…保育料の全額 半焼・半壊…保育料の1/2 (発生月から6ヶ月間)	常時居住する家屋等に著しく損害(半焼・半壊以上)を受けたとき	児童家庭課
18	児童扶養手当等の所得制限の一部解除	損害を受けた月から翌年の7月まで所得制限の一部解除	住宅、家財等の被害金額(火災保険金や損害賠償金あるいは農業共済による給付金等により補充された金額を除く)がその価格の2分の1以上	
19	特別障害者手当等の所得制限の一部解除等	損害を受けた月から翌年の7月まで所得制限の一部解除	住宅、家財等の被害金額(災害保険金や損害賠償金等により補充された金額を除く)が財産価格(固定資産課税台帳上の評価額等)の2分の1以上	障害福祉課
20	一般廃棄物処理手数料の減免	収集・運搬手数料の減免	地震に伴い一般家庭より発生した粗大ごみの収集・運搬を市に依頼するとき ※品目により収集できないものもあります。 ※テレビ等の家電リサイクル法対象品目は、リサイクル料金が必要になります。	環境課
21	廃棄物処理施設使用料の減免	使用料免除	地震に伴い一般家庭より発生した廃棄物(ブロック塀、瓦、土砂等)を南畑不燃物理立場に持ち込む場合	
22	建築確認申請手数料等の免除	手数料免除 (発生日から1年以内)	災害で住宅を滅失・破損した場合(り災証明が発行されるものは全て対象)	建築指導課

* 「NO.4災害見舞金」以外は「り災証明書」の写しが必要です。

* 詳細は、担当課へご確認願います。

風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領 事務処理マニュアル

最終改正：平成29年4月7日

この事務処理マニュアルは、風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領第17条に基づき、罹災の証明事務に関し必要な事項を定める。

- 罹災証明書の交付手順・・・・・・・・・・別紙1
- 罹災届出証明書の交付手順・・・・・・・・・・別紙2
- 罹災証明書の交付イメージ・・・・・・・・・・別紙3
- 罹災証明書の交付フロー・・・・・・・・・・別紙4
- 現地調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙5
- Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙6
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・各様式の記入例

罹災証明書の交付手順 (新規で交付する場合)

①申請者	<p>「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入</p> <p>※1 事務担当者による代筆可</p> <p>※2 郵送による申請は、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーと切手（必要金額分）を貼った返信用封筒を同封して郵送</p>
②区役所	<p>「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）を受理</p> <p>※1 身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をコピー</p> <p>※2 即日交付できない場合、罹災証明書の作成（決裁）後に電話連絡することを説明</p>
③区役所	<p>「罹災証明処理簿」（第5号様式・第6号様式）に受付月日、証明番号、申請者の氏名及び交付部数を記入（入力）</p>
④区役所	<p>「罹災証明書」（決裁用）を作成して決裁</p> <p>※1 Word文書で作成する</p> <p>※2 保存文書名（例）：「H29.04.01 北29-1-1」</p>
⑤区役所	<p>決裁後、「罹災証明書」（交付用）に証明年月日と証明番号を記入（入力）し、区役所専用北九州市長印を押印</p> <p>※「罹災証明書」（決裁用）にも証明年月日と証明番号を記入</p>
⑥区役所	<p>「罹災証明処理簿」（第5号様式・第6号様式）に証明月日を記入（入力）</p>
⑦区役所	<p>申請者に電話連絡又は即日交付</p>
⑧申請者	<p>「罹災証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入</p> <p>※ 事務担当者による代筆可</p>
⑨区役所	<p>「罹災証明書」（決裁用）、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び身分証明書のコピーをファイリング</p>
⑩区役所	<p>年度末に「罹災証明処理簿」（第5号様式・第6号様式）をファイルに添付</p>

罹災証明書の交付手順

(追加で交付する場合)

①申請者	「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※1 事務担当者による代筆可 ※2 郵送による申請は、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーと切手（必要金額分）を貼った返信用封筒を同封して郵送
②区役所	「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）を受理 ※1 身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をコピー ※2 即日交付できない場合、罹災証明書の作成（決裁）後に電話連絡することを説明
③区役所	前回の申請履歴をファイルで確認
④区役所	「罹災証明処理簿」（第5号様式・第6号様式）に受付月日、証明番号、申請者の氏名及び交付部数を記入（入力） ※ 証明月日は新たな証明月日で、証明番号は前回と同一番号
⑤区役所	「罹災証明書」（決裁用）を作成して決裁 ※ 前回データ（Word）の証明年月日を消去して出力→名前を付けて保存
⑥区役所	決裁後、「罹災証明書」（交付用）に証明年月日を記入（入力）し、区役所専用北九州市長印を押印 ※1 「罹災証明書」（決裁用）にも証明年月日を記入 ※2 証明年月日は新たな証明年月日で、証明番号は前回と同一番号
⑦区役所	「罹災証明処理簿」（第5号様式・第6号様式）に証明月日を記入（入力）
⑧区役所	申請者に電話連絡又は即日交付
⑨申請者	「罹災証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※ 事務担当者による代筆可
⑩区役所	「罹災証明書」（決裁用）、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び身分証明書のコピーをファイリング

罹災証明書の交付手順

(再調査後に再交付する場合)

①区役所	「新規で交付する場合」により、罹災証明書（第2号様式）を交付
②申請者	被災者等が区長に再調査を依頼 ※「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」第11条
③区役所	依頼内容を精査し、再調査の必要があると認めるときは、「被害状況等収集伝達要領」第5条の被害認定調査班により再調査を実施 ※ 再調査を実施しないときは、被災者等にその旨を伝える。
④区役所	再調査の結果、証明内容に変更がある場合は、その内容を修正し、「罹災証明書」（決裁用）を作成して決裁 ※ 前回データ（Word）の証明年月日を消去して出力→名前を付けて保存
⑤区役所	決裁後、「罹災証明書」（交付用）に証明年月日を記入（入力）し、区役所専用北九州市長印を押印 ※1 「罹災証明書」（決裁用）にも証明年月日を記入 ※2 証明年月日は新たな証明年月日で、証明番号は前回と同一番号
⑥区役所	「罹災証明処理簿」（第6号様式）に受付月日、証明月日、証明番号、申請者の氏名及び交付部数を記入（入力） ※「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）の提出は不要 ※ 受付月日は再調査の依頼日とし、証明番号は前回と同一番号
⑦区役所	申請者に電話連絡 ※ 先に交付した罹災証明書（第2号様式）を持参することを伝える。
⑧申請者	「罹災証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※ 事務担当者による代筆可
⑨区役所	「罹災証明書」（決裁用）をファイリング

罹災証明書の交付手順（システム処理） （新規で交付する場合）

①申請者	<p>「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入</p> <p>※1 事務担当者による代筆可</p> <p>※2 郵送による申請は、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーと切手（必要金額分）を貼った返信用封筒を同封して郵送</p>
②区役所	<p>「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）を受理</p> <p>※1 身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をコピー</p> <p>※2 即日交付できない場合、罹災証明書の作成（決裁）後に電話連絡することを説明</p>
③区役所	<p>北九州市総合防災情報システムから「罹災証明書」を作成</p> <p>※ 登録の際、証明日付を設定すれば証明番号が自動付設される</p>
④区役所	<p>「罹災証明書」（交付用）及び（決裁用）を印刷し決裁用で決裁をとる</p> <p>※1 証明番号が付設されれば、罹災証明書として発行が可能となる</p> <p>※2 「罹災証明書」を印刷した時点で自動的に処理簿が作成される</p>
⑤区役所	<p>決裁後、「罹災証明書」（交付用）に区役所専用北九州市長印を押印</p>
⑥区役所	<p>申請者に電話連絡又は即日交付</p>
⑦申請者	<p>「罹災証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）の受領欄に必要事項を記入</p> <p>※ 事務担当者による代筆可</p>
⑧区役所	<p>「罹災証明書」（決裁用）、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び身分証明書のコピーをファイリング</p>
⑨区役所	<p>年度末に「罹災証明処理簿」（第5号様式・第6号様式）をファイルに添付</p>

罹災証明書の交付手順（システム処理）

（追加で交付する場合）

①申請者	「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※1 事務担当者による代筆可 ※2 郵送による申請は、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーと切手（必要金額分）を貼った返信用封筒を同封して郵送
②区役所	「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）を受理 ※1 身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をコピー ※2 即日交付できない場合、罹災証明書の作成（決裁）後に電話連絡することを説明
③区役所	罹災証明情報一覧を検索し、データを確認 ※ システムデータで処理する場合、証明番号が過年度の場合は対象年度（西暦）に変更すること
④区役所	詳細を押下して、証明日付の修正を行う ※ 証明日付は新たな証明日付で、証明番号は前回と同一番号
⑤区役所	「罹災証明書」（交付用）及び（決裁用）を印刷し決裁用で決裁をとる ※ 「罹災証明書」を印刷した時点で処理簿が更新される
⑥区役所	決裁後、「罹災証明書」（交付用）に、区役所専用北九州市長印を押印
⑦区役所	申請者に電話連絡又は即日交付
⑧申請者	「罹災証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）の受領欄に必要事項を記入 ※ 事務担当者による代筆可
⑨区役所	「罹災証明書」（決裁用）、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び身分証明書のコピーをファイリング

罹災証明書の交付手順（システム処理）

（再調査後に再交付する場合）

①区役所	「新規で交付する場合」により、罹災証明書（第2号様式）を交付
②申請者	被災者等が区長に再調査を依頼 ※「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」第11条
③区役所	再調査の必要があると認めるときは、「被害状況等収集伝達要領」第5条の被害認定調査班により再調査を実施 ※ 再調査を実施しないときは、被災者等にその旨を伝える。
④区役所	再調査の結果、証明内容に変更がある場合は、その内容を修正し、「罹災証明書」（決裁用）を作成して決裁 ※1 前回データの証明日付を更新して印刷 ※2 罹災証明書を印刷すると、処理簿が作成 ※3 証明番号が過年度の場合は対象年度（西暦）に変更すること
⑤区役所	決裁後、「罹災証明書」（交付用）に、区役所専用北九州市長印を押印
⑥区役所	申請者に電話連絡 ※ 先に交付した罹災証明書（第2号様式）を持参することを伝える。
⑦申請者	「罹災証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※ 事務担当者による代筆可
⑧区役所	「罹災証明書」（決裁用）をファイリング

罹災届出証明書の交付手順

(新規で交付する場合)

①申請者	<p>「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）と「罹災届出証明書」（第3号様式）に必要事項を記入</p> <p>※1 事務担当者による代筆不可</p> <p>※2 郵送による申請は、罹災（届出）証明交付申請書（第4号様式）と罹災届出証明書（第3号様式）に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーと切手（必要金額分）を貼った返信用封筒を同封して郵送</p>
②区役所	<p>「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び「罹災届出証明書」（第3号様式）を受理</p> <p>※1 身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をコピー</p> <p>※2 即日交付できない場合、罹災届出証明書の作成（決裁）後に電話連絡することを説明</p>
③区役所	<p>「罹災届出証明処理簿」（第7号様式）に受付月日、証明番号、申請者の氏名及び交付部数を記入（入力）</p>
④区役所	<p>受理した「罹災届出証明書」（第3号様式）を2部複写（決裁用・交付用）し、「罹災届出証明書」（決裁用）を作成して決裁</p>
⑤区役所	<p>決裁後、「罹災届出証明書」（交付用）に証明年月日と証明番号を記入し、区役所専用北九州市長印を押印</p> <p>※「罹災届出証明書」（決裁用）にも証明年月日と証明番号を記入</p>
⑥区役所	<p>「罹災届出証明処理簿」（第7号様式）に証明月日を記入（入力）</p>
⑦区役所	<p>申請者に電話連絡又は即日交付</p>
⑧申請者	<p>「罹災届出証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入</p> <p>※ 事務担当者による代筆可</p>
⑨区役所	<p>「罹災届出証明書」（原本）、「罹災届出証明書」（決裁用）、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び身分証明書のコピーをファイリング</p>
⑩区役所	<p>年度末に「罹災届出証明処理簿」（第7号様式）をファイルに添付</p>

罹災届出証明書の交付手順

(追加で交付する場合)

①申請者	「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※1 事務担当者による代筆可 ※2 郵送による申請は、罹災（届出）証明交付申請書（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーと切手（必要金額分）を貼った返信用封筒を同封して郵送
②区役所	「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）を受理 ※1 身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）をコピー ※2 即日交付できない場合、罹災届出証明書の作成（決裁）後に電話連絡することを説明
③区役所	「罹災届出証明処理簿」（第7号様式）に受付月日、証明番号、申請者の氏名及び交付部数を記入（入力）
④区役所	前回の申請履歴をファイルで確認
⑤区役所	ファイリングしている「罹災届出証明書」（原本）を2部複写（決裁用・交付用）し、「罹災届出証明書」（決裁用）を作成して決裁
⑥区役所	決裁後、「罹災届出証明書」（交付用）に証明年月日と証明番号を記入し、区役所専用北九州市長印を押印 ※1 「罹災届出証明書」（決裁用）にも証明年月日と証明番号を記入 ※2 証明年月日は新たな証明年月日で、証明番号は前回と同一番号
⑦区役所	「罹災届出証明処理簿」（第7号様式）に証明月日を記入（入力）
⑧区役所	申請者に電話連絡又は即日交付
⑨申請者	「罹災届出証明書」（交付用）を受領する際、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）に必要事項を記入 ※ 事務担当者による代筆可
⑩区役所	「罹災届出証明書」（決裁用）、「罹災（届出）証明交付申請書」（第4号様式）及び身分証明書のコピーをファイリング

罹災証明書の交付イメージ

■ 一般災害

	5日以内	5日以降
被害状況の調査 (現地調査班)	被害状況の調査	
罹災証明書 (第1号様式)	証明書の交付	

※ 現地調査班：区対策部の総務班、民生班及び建設班で編成

※ 日付は目安のため、実際の対応とは異なるもの

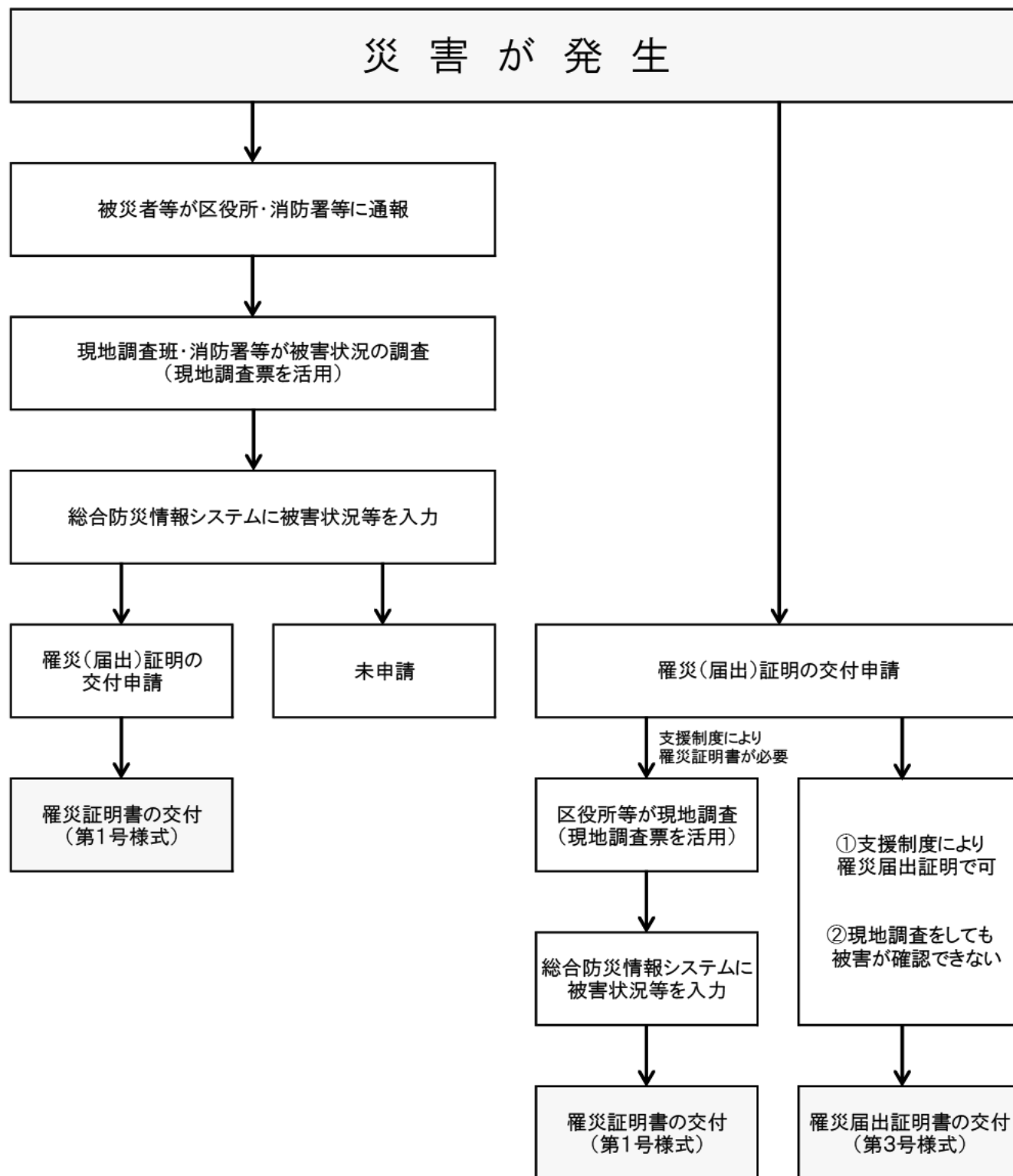
■ 大規模災害（被災者生活再建支援法等が適用）

	7日以内	30日以内	30日以降
被害程度の調査 (被害認定調査班)	被害概況の把握		
	調査の準備		
	被害程度の調査・判定		再調査・判定
	被害状況の調査（現地調査班） ※罹災証明書（第1号様式）		
罹災証明書 (第2号様式)		交付の準備	証明書の交付
被災者台帳	被災者台帳の作成		

※ 被害認定調査班：災害対策本部の区対策部、財政部及び建築都市部で編成

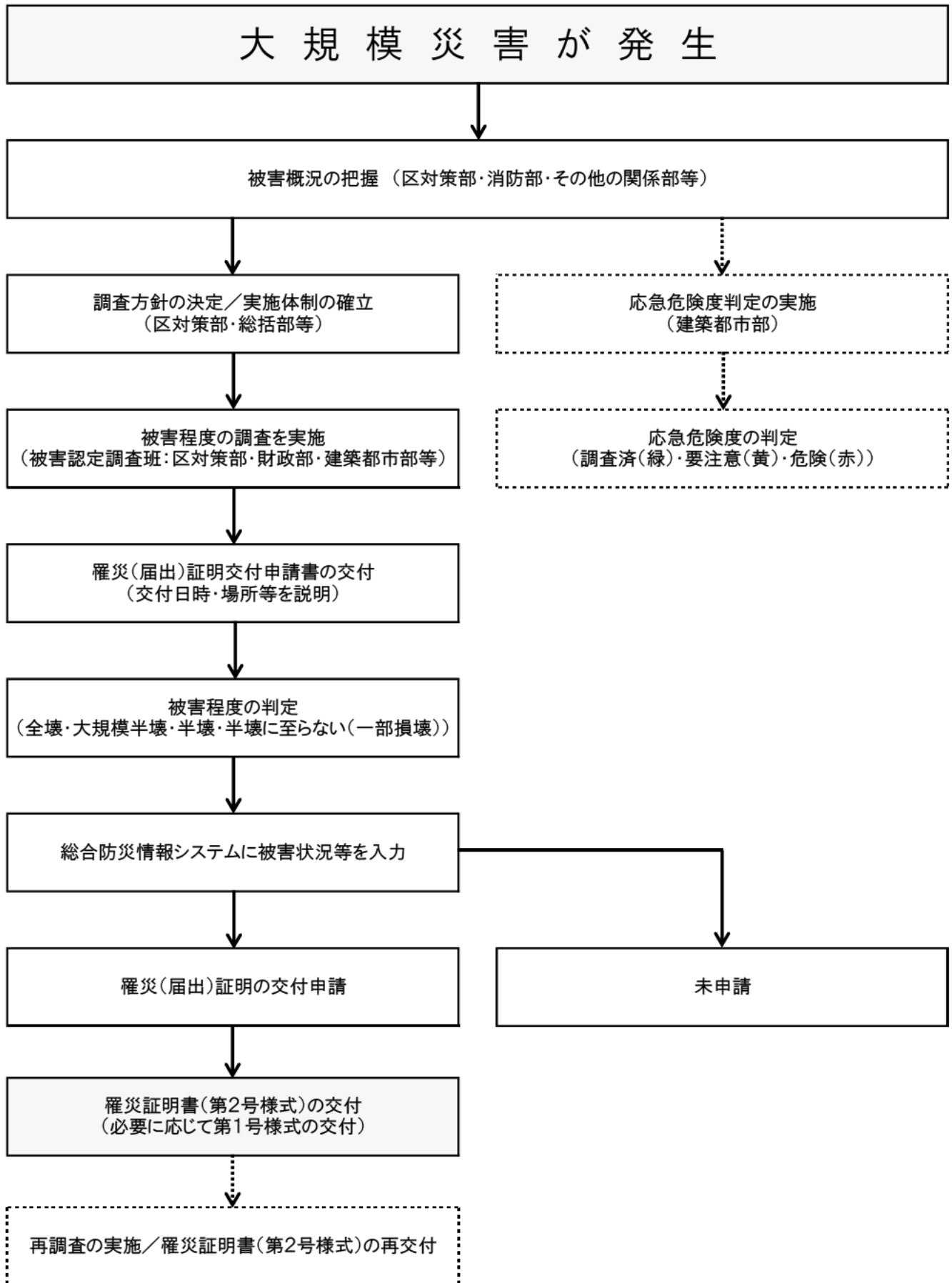
※ 日付は目安のため、実際の対応とは異なるもの

罹災証明書の交付フロー (一般災害)



罹災証明書の交付フロー

(大規模災害：被災者生活再建支援法等が適用)



現 地 調 査 票

調査日時	月 日 () 時 分
被災年月日	年 月 日 ()
被災場所	区
被災者氏名	
被災内容	
対応状況	

関係者氏名	※建物等の【 所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 】
住 所	区
電話番号	

現地調査者	課 (担当者:)
-------	-----------

Q & A

Q 1. 「被災証明書」と「罹災証明書」の違いは。

被災証明書は、火災による被災の事実を証明するものであり、消防署で交付する。
罹災証明書は、「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」第1条に規定する風水害等による被災の事実を証明するものであり、区役所で交付する。

Q 2. 震災に伴う火災の場合、「被災証明書」と「罹災証明書」のどちらを交付するのか。

火災については、原則、消防署で被災証明書を交付する。ただし、当該災害に被災者生活再建支援法等が適用された場合において、被災者等が被災者生活再建支援金の支給等を申請するときは、第2号様式の罹災証明書を交付する。

Q 3. 「証明書」と「届出証明書」の違いは。

証明書は、被災の事実を証明するものである。届出証明書は、届出があったことを証明するものである。

Q 4. 被害状況等収集伝達要領第4条に規定する「現地調査班」と、第5条に規定する「被害認定調査班」の違いは。

現地調査班は、災害（大規模災害を含む。）が発生した場合、第1号様式の罹災証明書を交付するために被害状況の調査を行う。被害認定調査班は、大規模な災害が発生して被災者生活再建支援法等が適用された場合、各種支援制度により、住家に係る被害の程度を証明する必要があるとき、第2号様式の罹災証明書を交付するために被害程度の調査を行う。

Q 5. 被害の程度を認定するための調査（被害認定調査）を行う前に住家を修繕等する場合は。

被害の程度を確認できるよう、修繕前の被害状況を撮影した写真、工事等の見積もりと明細書等を保管しておくよう説明すること。

※ 写真は、建物の全景及び損壊部分など複数枚用意すること。

Q 6. 被災者等のうち、代理人が罹災証明又は罹災届出証明の交付申請を行う場合、委任状は必要か。

委任状を必要とする。

Q 7. 被災者生活再建支援法又は災害救助法が適用されない場合でも、被災者の支援制度により「住家の被害の程度」を証明する必要があるときは、どのように罹災の証明を行うのか。

原則、被害状況等収集伝達要領別表第2に定める被害判定基準で判定を行うこととする。

この基準での判定が困難な場合などは、第2号様式の罹災証明書により、「住家の被害の程度」を証明する。なお、その際の被害認定調査は、被害状況等収集伝達要領第5条の被害認定調査班により行う。

Q 8. 郵送により罹災証明又は罹災届出証明の申請があった場合、決裁後、郵送により交付するときは、申請者に罹災（届出）証明交付申請書（第4号様式）を郵送して受領者の署名又は受領印をもらうのか。

郵送して受領者の署名又は受領印をもらう必要はない。事務担当者が申請者に電話連絡した上で郵送することとする。

なお、申請書の余白部分に「郵送日：平成〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する。

Q 9. 罹災（届出）証明交付申請書（第4号様式）の受領欄に「印」とあるが、署名しても受領印は必要か。

署名又は受領印のどちらかで良い。

Q 10. 「床上浸水」と「床下浸水」では、支援内容に違いがあるのか。

「北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱」によると、床上浸水は災害見舞金の支給対象となる。

Q 1 1. 罹災証明書（第 1 号様式）は、現地調査票に基づいて作成するのか。

現地調査班による調査の実施後は、現地調査票の内容を総合防災情報システムに入力している。罹災証明書（第 1 号様式）の交付申請があった場合は、区総務企画課がシステムを確認して罹災証明書（第 1 号様式）を作成している。

Q 1 2. 被災者が死亡又は負傷した場合、罹災証明書（第 1 号様式）の被災内容欄にその旨を記載するのか。

罹災証明書（第 1 号様式）の被災者氏名欄に氏名、続柄、生年月日を記載し、被災内容欄には何も記載しない。被災者支援に関する各種申請を行う場合において、死亡又は負傷した事実を証明する必要があるときは、死亡診断書又は診断書等を添付することとする。

Q 1 3. 「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」第 9 条に罹災証明及び罹災届出証明は申請した被災者等に直接交付するとあるが、申請者本人が来られない場合はどうするのか。

申請者に電話するなど、申請者本人の確認ができれば、交付しても差し支えない。

Q 1 4. 罹災証明又は罹災届出証明の交付申請で身分証明書の提示を求めているが、被災して何も身分証明書がない場合はどのように対応するのか。

身分証明書の再交付等に時間を要する場合等は、親族等のうち、何かしらの身分証明書を有している者が代理申請するよう案内をお願いしたい。

その他特異な事例等生じた場合、危機管理監と協議し処理する。

Q 1 5. 被災後に被災部分の修繕を行い、現地でも被災内容を確認できない場合において、罹災証明書（第 1 号様式）の交付を求められた場合の対応は。

被災内容を確認できなければ、罹災証明書（第 1 号様式）を交付することはできず、罹災届出証明書（第 3 号様式）を交付することになる。写真及び工事の明細書等で被災日及び被災内容を確認できる場合などは、罹災証明書（第 1 号様式）を交付しても差し支えない。

※ 写真は、建物の全景及び損壊部分など複数枚用意すること。

Q 1 6. 「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」第 8 条に文書の保存は 5 年間とされているが、それ以前の被災状況について罹災証明書（第 1 号様式）の交付は可能か。

総合防災情報システムで被災内容を確認することができれば、罹災証明書（第 1 号様式）を交付して差し支えない。

※ 平成 1 2 年以降については、総合防災情報システムで確認することができる。

Q 1 7. 「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」第 3 条（2）記載の風水害等による被災の事実が客観的に推測できる場合とはどのようなことを指すのか。

判断材料の一例としては以下のとおり。

- ・被災当時の写真 ※写真は、建物の全景及び損壊部分など複数枚用意すること。
- ・補修工事済であれば工事に係る資料
- ・申請者が届出ている自然災害で申請場所の周辺でも総合防災情報システムでの被害状況が確認できる場合など

その他特異な事例等生じた場合、危機管理監と協議し処理する。

（証明事務取扱要領第 1 5 条のとおり）

Q 1 8. 災害発生から相当な日数が経過しており、システムに入力されていない場合、相手からの求めに応じ、罹災証明書を発行できるか。

事実関係の確認が困難な場合は、原則として罹災届出証明で対応されたい。

その他特異な事例等生じた場合、危機管理監と協議し処理する。

Q 1 9. 過去に遡って気象日報を確認できるのか。

気象日報の確認方法は以下のとおり。

「雨量観測情報」：総合防災情報システム

「降水量・気温・風向・風速」：気象庁のホームページ

罹 災 証 明 書

被災年月日	平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日		
被災場所	北九州市 小倉北 区 城内 1 番 1 号		
被災者氏名	氏 名	続 柄	生年月日
	北九 太郎	夫	昭和○○年○○月○○日
	北九 花子	本人	昭和○○年○○月○○日
被災内容	・ 東側 1 階の外壁 1. 0 m × 1. 5 m が破損したもの		
	・ 南側 2 階の窓ガラス 5 枚が破損したもの		
	・ 瓦が 1 0 枚破損したもの		
	・ 床上浸水したもの		
	・ エアコン及びテレビが水損したもの		
<p>上記のとおり、被災したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日</p> <p>北九州市長 ○○ ○○ 証 明 番 号 第 北○○-1-○ 号 </p>			

罹災証明書

被災年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
被災場所	北九州市 小倉北 区 城内1番1号
被災者氏名	北九 花子
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊に至らない (一部損壊)
備 考	この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
<p>上記のとおり、被害の程度を証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日</p> <p>北九州市長 ○○ ○○ <input type="text"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">証 明 番 号</p> <p style="text-align: center;">第 北○○-2-○ 号</p> </div>	

罹災届出証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北九州市長 様

(申請者) 住 所 北九州市小倉北区城内1番1号

氏 名 北九 花子

下記のとおり、被災したことを届け出ます。

被災年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
被災場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 北九州市 小倉北 区 大手町3番9号		
被災者氏名	氏 名	続 柄	生年月日
	北九 太郎	夫	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	北九 花子	本人	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
被災内容	・ 東側1階の外壁1.0m×1.5mが破損したもの		
	・ 南側2階の窓ガラス5枚が破損したもの		
	・ 瓦が10枚破損したもの		
	・ 床上浸水したもの		
	・ エアコン及びテレビが水損したもの		
上記のとおり、被災の届出があったことを証明する。			
北九州市長	〇〇	〇〇	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 証 明 番 号 第 北〇〇-3-〇 号 </div>	

(第3号様式)

(裏)

被災者氏名	氏名	続柄	生年月日
被災内容			

罹災（届出）証明交付申請書

北九州市長 様

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

1. 申請者の名前（被災者等との関係） 北九 花子 (本人)
2. 申請者の住所 北九州市小倉北区城内1番1号
3. 申請者の電話番号（日中に連絡がとれる番号） 090-1234-5678
4. いつ被災しましたか。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
5. どこで被災しましたか。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 区
6. どなたのものが必要ですか。（そのかたの名前） <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の名前と同じ <input type="checkbox"/> ()
7. 提出先をチェック（レ）してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 保険会社（2部） <input checked="" type="checkbox"/> 区役所（2部） <input type="checkbox"/> 勤務先（部） <input type="checkbox"/> 捜査機関（部） <input type="checkbox"/> 税務署（部） <input type="checkbox"/> 法務局（部） <input type="checkbox"/> その他（ ）（合計 4部）
8. はじめてですか。（チェック（レ）してください。） <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ（いつ頃来ましたか。平成 年 月 日）
備考 郵送による交付申請（平成〇〇年〇〇月〇〇日受理／担当：〇〇）

【受領欄】

<input type="checkbox"/> 即日受取り（即日受取りの方は以下の記載は必要ありません。）	
受領者の署名又は受領印	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の名前と同じ
	<input type="checkbox"/> (印)

(日本工業規格A4)

罹災証明処理簿

(第1号様式関係)

受付月日	証明番号	申請者の氏名	交付部数
証明月日			
〇〇 月 〇〇 日	北 〇〇 - 1 - 〇	北九 花子	2
〇〇 月 〇〇 日			
月 日	- 1 -		
月 日			
月 日	- 1 -		
月 日			
月 日	- 1 -		
月 日			
月 日	- 1 -		
月 日			
月 日	- 1 -		
月 日			
月 日	- 1 -		
月 日			
月 日	- 1 -		
月 日			

(日本工業規格 A 4)

罹災証明処理簿

(第2号様式関係)

受付月日	証明番号	申請者の氏名	交付部数
証明月日			
〇〇 月 〇〇 日	北 〇〇 - 2 - 〇	北九 花子	1
〇〇 月 〇〇 日			
月 日	- 2 -		
月 日			
月 日	- 2 -		
月 日			
月 日	- 2 -		
月 日			
月 日	- 2 -		
月 日			
月 日	- 2 -		
月 日			
月 日	- 2 -		
月 日			
月 日	- 2 -		
月 日			

(日本工業規格 A 4)

罹災届出証明処理簿

(第3号様式関係)

受付月日	証明番号	申請者の氏名	交付部数
証明月日			
〇〇 月 〇〇 日	北 〇〇 - 3 - 〇	北九 花子	2
〇〇 月 〇〇 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			
月 日	- 3 -		
月 日			

(日本工業規格 A 4)

(記入例)

現 地 調 査 票

調査日時	〇〇 月 〇〇 日 (〇) 〇〇 時 〇〇 分
被災年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇)
被災場所	小倉北 区 城内 1 番 1 号
被災者氏名	・ 北九太郎 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生) ・ 北九花子 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)
被災内容	・ 北九太郎 (死亡)、北九花子 (右手骨折) ・ 瓦が 1 0 枚破損 ・ 床上浸水 など
対応状況	・ 瓦の破損部分にサルベージシートを被覆 ・ 玄関に土嚢を積み雨水の流入を防止 ・ 倒木を撤去 など

関係者氏名	北九 花子
	※建物等の【 所有者 〇 管理者 ・ 占有者 〇 】
住 所	小倉北 区 城内 1 番 1 号
電話番号	0 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8

現地調査者	まちづくり整備 課 (担当者: 〇〇 ・ 〇〇)
-------	---------------------------

資料 3-④ 罹災証明書の記載事項

記載事項	左の記載事項を設けている市町村数	記載事項が最多の市町村の罹災証明書の記載事項	記載事項が最少の市町村の罹災証明書の記載事項
世帯主（交付申請者）の氏名	30	○	○
世帯主の現住所（連絡先）	28	○	○
世帯主の年齢又は生年月日	11	○	
罹災原因	27	○	
罹災時期（災害発生日や時刻）	22	○	○
罹災場所（証明対象物件の所在地）	29	○	○
罹災の程度状況（全壊・半壊・一部損壊などの別）	30	○	○
世帯員の氏名	12	○	
世帯員の続柄	12	○	
世帯員の生年月日又は年齢	11	○	
世帯員の性別	4	○	
罹災物件の種別（例：用途や建物構造など）	16	○	
申請者と罹災物件との関係（例：所有・管理・占有など）	8		
人的被害の内容	4		
同居家族の人数	5		
自治会長等の内容確認欄	3		
証明書の使用目的	7		
記載事項数	—	12	5

（注） 1 当局の調査結果による。

2 市町村によっては、①職員が手作業によりデータ入力して発行することを想定した様式と、②罹災証明書交付申請が多くなることが予想される大規模災害時にシステムを活用して発行することを想定した様式の2パターンの様式を準備しているところや、i) 大規模災害以外の災害用様式と、ii) 生活再建支援法が適用された災害用の様式の2パターンの様式を準備しているところがあるが、本調査では大規模災害時における罹災証明書交付状況を調査対象としていることから、本表においては②及びii) の様式の記載事項を計上している。

資料 3-⑤ 被災市町村における罹災証明書交付会場の選定及び運営に関する主な意見

市町村名	罹災証明書交付会場の選定及び運営に関する主な意見
A市町村	熊本地震に際しては、庁舎のロビーに特設窓口を開設して罹災証明書の交付申請受付を行ったが、パソコン用の電源の確保に苦労したため、会場の確保に当たっては、電源の確保についても考慮する必要がある。
K市町村	<p>熊本地震の発生前には本庁舎を交付会場とすることを想定していたが、同地震で本庁舎が損壊して使用できなくなったため、管財部署の調整を踏まえて、支所を代替の交付会場とすることとなった。</p> <p>選定済みの交付会場の耐震性に問題がある場合や、会場が津波などの浸水想定区域内にある場合などには、会場が被災して使えなくなる可能性もあることから、そうした事態を想定した代替の会場もあわせてあらかじめ選定しておくことが望ましい。</p>
M市町村	<p>会場の設定に当たっては、可能な限り広いスペースを確保することが望ましい。狭いスペースで長時間待たされると、申請者のストレスを増やすことにつながりかねない。</p> <p>また、罹災証明書の交付会場と各種生活支援申請の受付会場は、同一フロアに置いて、罹災証明書の交付を受けた被災者がすぐに隣のブースで生活支援相談ができるようなワンストップ窓口を整備すれば、被災者の負担軽減や生活支援漏れの防止にもなりうる。</p>
F市町村	会場を平常時からあらかじめ選定しておくことは、罹災証明書の交付等の迅速化に寄与しうると考える。
J市町村	会場を事前に定めておくことができればそれにこしたことはないが、実際には災害規模や被災地域等に応じて臨機応変に対応しなければならないため難しい。
P市町村	熊本地震の際に会場の電源の確保やレイアウトの設定に苦慮した。罹災証明書の交付申請の受付に当たってパソコンは必須であり、会場を確保しても電源がないと対応できないため、事前に会場を確保するとともに、当該会場での電源の確保の可否の確認やレイアウト設定も行っておくことが望ましい。

(注) 当局の調査結果による。